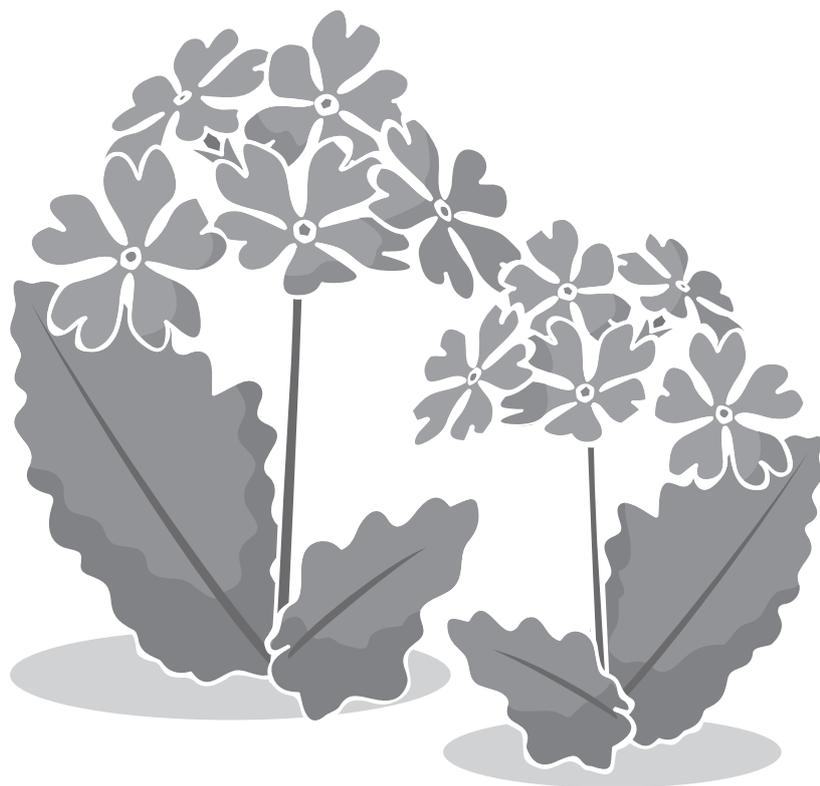


ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

高齢者・介護保険事業計画

平成27年度～平成29年度



文京区

目次

第1章 策定の考え方	1
1 計画の目的	3
2 計画の性格・位置づけ	4
3 計画策定の検討体制	5
4 計画の期間	6
5 計画の進行管理等	6
6 計画の推進に向けて	7
第2章 計画の基本理念・基本目標	9
1 基本理念	11
2 基本目標	12
第3章 高齢者を取り巻く現状	13
1 文京区の地域特性	15
2 高齢者実態調査から見た高齢者を取り巻く現状	28
第4章 計画事業と目標	43
1 主要項目及びその方向性	45
2 計画の体系	47
3 計画事業	52
第5章 地域包括ケアシステムの構築及び方向性	79
1 重点的取組事項	82
2 文京区地域包括ケア推進委員会の運営	84
3 文京区地域包括ケアシステム体制	85
4 新しい地域支援事業の考え方と方向性	91

第6章 地域支援事業の推進97

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業..... 100
- 2 包括的支援事業..... 110
- 3 任意事業..... 113
- 4 地域支援事業に要する費用の見込..... 116

第7章 介護保険事業の現状と今後の見込 119

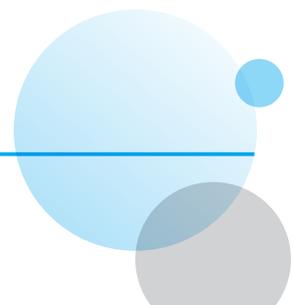
- 1 介護保険被保険者数の実績及び推計..... 121
- 2 要支援・要介護認定者数の実績及び推計..... 122
- 3 介護保険事業の概要..... 124
- 4 第5期(平成24～26年度)計画の計画値と実績値 126
- 5 第6期(平成27～29年度)計画における介護サービス利用見込 134
- 6 サービス別の利用推計..... 136
- 7 介護基盤整備の考え方..... 157
- 8 第1号被保険者の保険料の算出..... 158

第8章 介護保険制度運営の取組..... 167

- 1 利用者の自己負担..... 169
- 2 負担軽減対策..... 170
- 3 適正で安定的な介護保険制度運営のための取組..... 174

資料編

- 1 計画策定の検討体制・経緯..... 179
- 2 第6期介護保険制度の主な改正..... 195
- 3 日常生活圏域一覧..... 197
- 4 高齢者・介護保険関係施設等一覧..... 198



第1章

策定の考え方

7

2

3

4

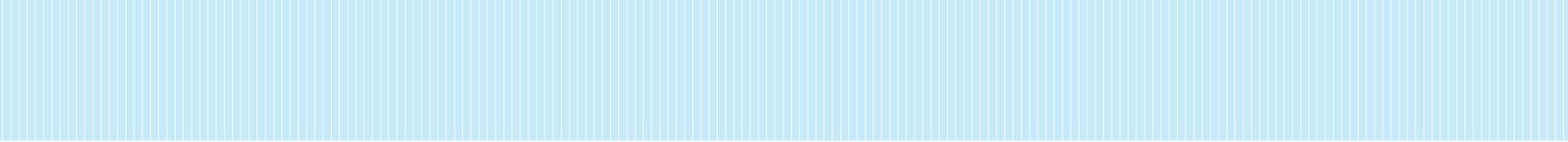
5

6

7

8

資料編



1 計画の目的

文京区では、近年高層マンションなどの建設が進み、子育て世代の人口増加により、高齢化率は19%台で推移してきましたが、団塊の世代が65歳を超えて、平成26年10月には高齢化率が20.0%に達し、区民の5人に1人が高齢者となりました。

さらに一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増加している中、高齢者一人ひとりが尊厳をもって住み慣れた地域でいつまでも生き生きと自立した暮らしができるよう、自助・互助・共助・公助の組み合わせによって、地域全体で支えていく仕組みづくりが必要となります。特に、高齢者がサービスの受け手のみに留まらず、担い手となることが期待されており、このような地域貢献活動が高齢者自身の健康づくりや介護予防にも効果があると考えられています。

一方、後期高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者のさらなる増加も予想されます。平成27年4月に施行される改正介護保険法では、将来に向けて必要となるサービスを確保するため、地域支援事業の充実、サービスの重点化・効率化、費用負担の公平化等に取り組むこととしています。

こうした背景の中で、団塊の世代が75歳を迎える平成37年(2025年)を見据えた中長期的な視点に立ち、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを一体的に提供していく地域包括ケアシステムの構築を着実に推進するため、「文京区高齢者・介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の性格・位置づけ

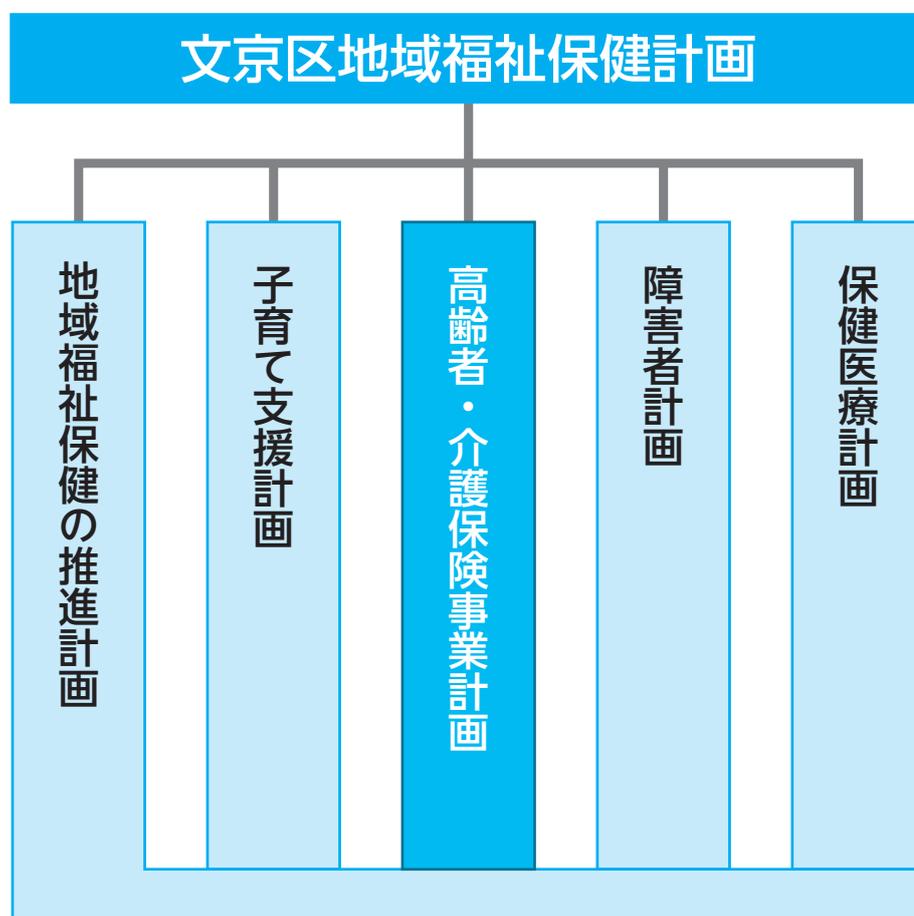
高齢者・介護保険事業計画は、すべての高齢者を対象とする計画として、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

【図表】 1-1 計画名と根拠法令

法律に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
老人福祉計画	老人福祉法第20条の8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第117条	

本計画は、「文京区基本構想」に基づき、その基本理念、将来像等を踏まえて策定する、本区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画である文京区地域福祉保健計画の分野別計画の1つです。（【図表】 1-2）

【図表】 1-2 地域福祉保健計画の構成



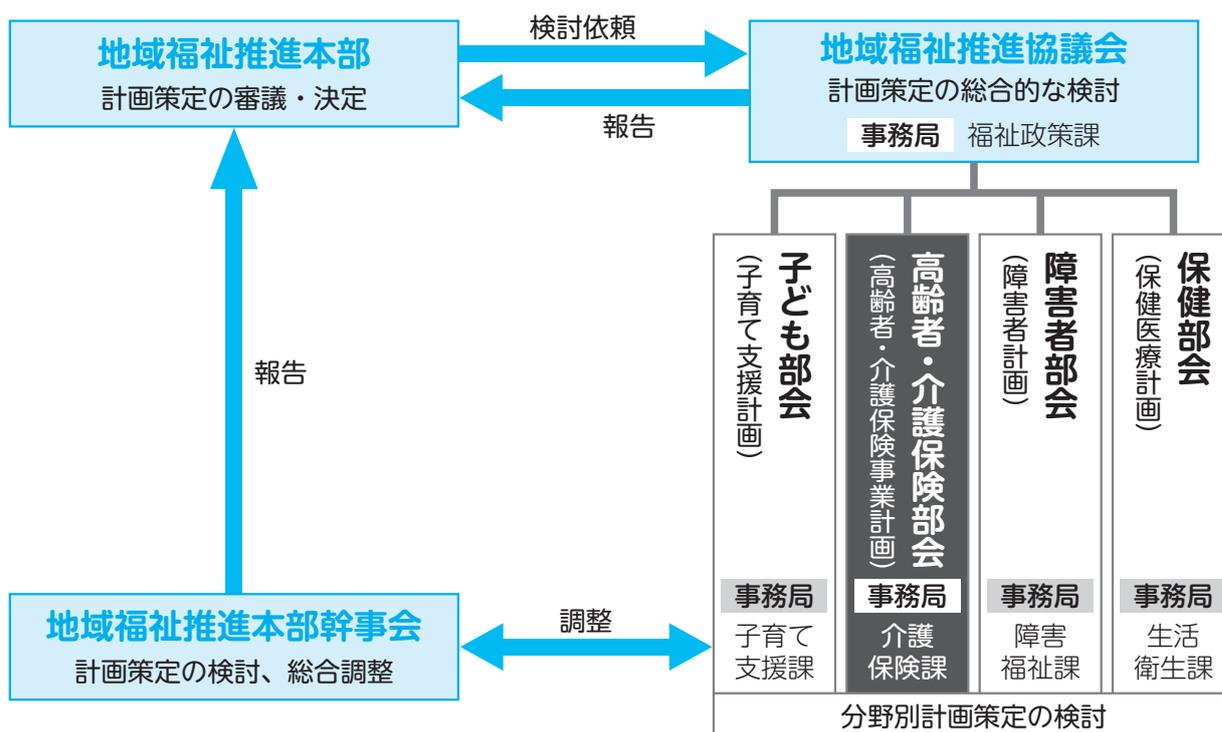
3 計画策定の検討体制

- 高齢者・介護保険事業計画を含む文京区地域福祉保健計画の策定に当たっては、検討組織として文京区地域福祉推進協議会を設置し、内容の検討を行いました。文京区地域福祉推進本部は、協議会の検討結果について報告を受けた上で、計画策定の決定を行いました。（【図表】 1－3）
- 地域福祉推進協議会の下に設置した分野別検討部会の一つである高齢者・介護保険部会（文京区地域包括ケア推進委員会※）において、高齢者・介護保険事業計画の策定段階から協議し、検討を行いました。

※文京区地域包括ケア推進委員会…地域福祉推進分野の学識経験者、地域医療関係団体の代表、介護支援専門員及び介護(予防)サービス事業者の代表、地域の高齢者に関する団体等の代表並びに公募区民で構成されています。（P.84参照）

- 高齢者・介護保険部会での検討内容については、地域福祉推進協議会に報告し、そこで総合的に協議・検討を行いました。
- 計画の検討経過を、区報・ホームページ等により区民周知を行うとともに、説明会の開催、パブリックコメント等により広範な区民意見を聴取しながら、計画の策定を行いました。

【図表】 1－3 文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)の検討体制



4

計画の期間

- 本計画は、第6期介護保険事業期間である平成27年度から平成29年度までの3年間で計画期間とし、平成29年度に見直しを行います。また、第6期計画では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)を見据え、中・長期的な視点に立ったサービス水準等の推計も行います。

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	37	
介護保険事業期間																				
第1期	←-----→																			
第2期			←-----→																	
第3期				←-----→																
第4期						←-----→														
第5期								←-----→												
第6期																←-----→				

※平成18年度(第3期)から老人福祉計画と一体のものとして策定しています。

5

計画の進行管理等

- 本計画は、高齢者・介護保険部会(文京区地域包括ケア推進委員会)に計画の進捗状況を報告し、点検・評価を受けながら進行管理を行います。
- また、本計画は、文京区地域福祉保健計画における分野別計画として位置付けているため、文京区地域福祉推進協議会に対しても計画の進捗状況を報告し、区民参画による進行管理を行います。また、新たな課題や施策の実施に当たっては、随時協議します。
- さらに、地域福祉保健の推進に向け全庁的に取り組むため、庁内組織である文京区地域福祉推進本部において計画の進捗状況を集約し、調整を行います。
- 本計画に掲げるサービスが有効に活用されるよう、周知方法を工夫し情報提供を行います。

6 計画の推進に向けて

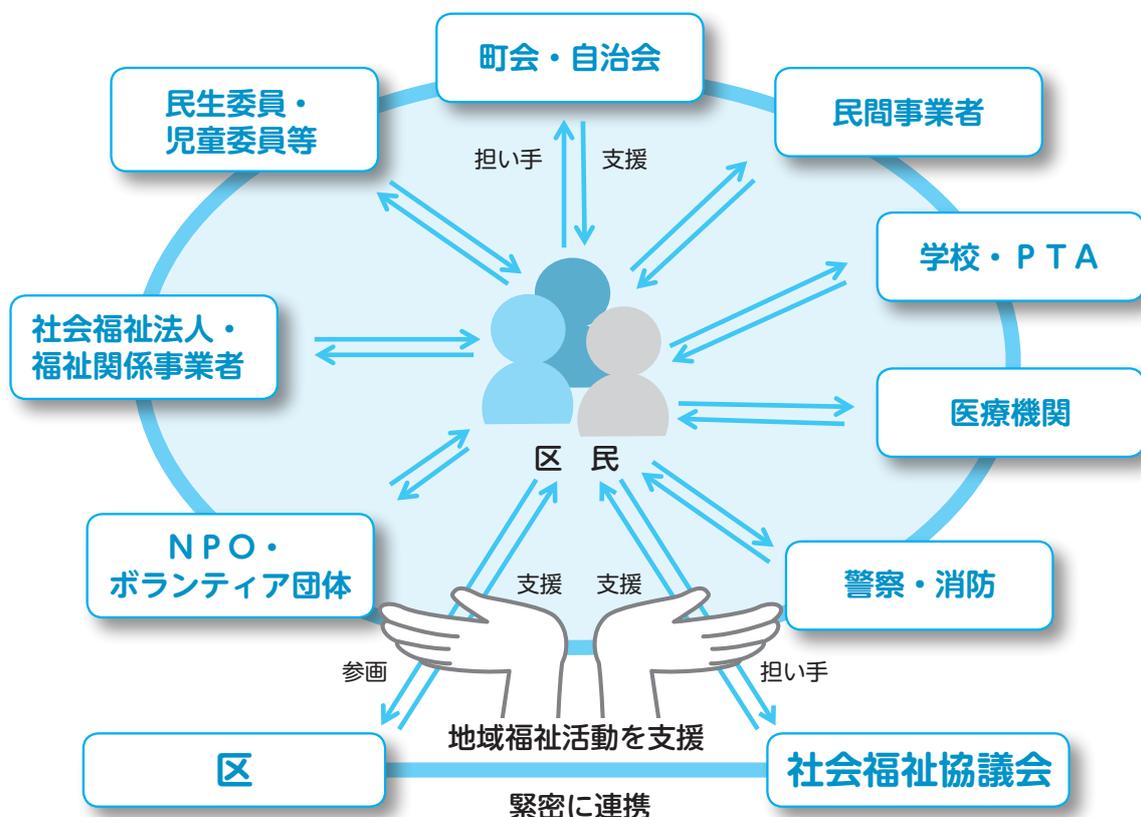
● 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を促進し、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



- ・子ども家庭支援センター
- ・児童発達支援センター
- ・高齢者あんしん相談センター
- ・障害者基幹相談支援センター
- ・保健所 等

- ・権利擁護センター
- ・ボランティア・市民活動センター
- ・ファミリーサポートセンター 等

社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年(1952年)に設立されました。

文京区社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 3 地域の皆さんの交流の場づくり(ふれあいきいきサロン)
- 4 ボランティア・市民活動の相談・支援
- 5 福祉サービス利用援助事業
- 6 成年後見制度利用支援
- 7 災害ボランティア体制の整備
- 8 高齢者等への日常生活支援(いきいきサービス)
- 9 子育ての相互援助事業(ファミリー・サポート・センター事業)

そして、地域の皆さんが主体的に取り組み、支え合えるまちづくりを地域の皆さんをはじめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。

第2章

計画の 基本理念・基本目標

1

2

3

4

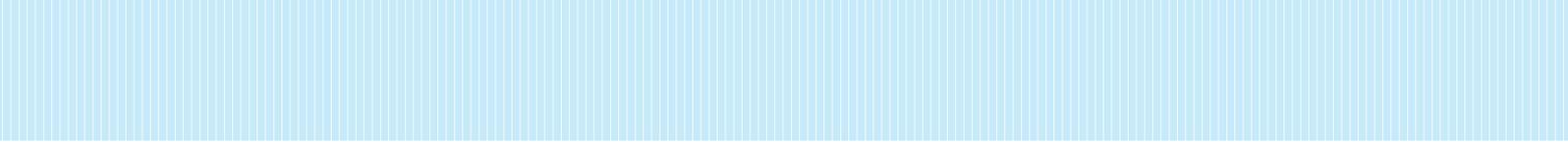
5

6

7

8

資料編



本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づいて地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

1 基本理念

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション¹やソーシャルインクルージョン²の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い認め合う地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○区民参画及び協働の推進

区民、地域活動団体、NPO、事業者などが、地域の課題を解決するための活動に主体的に参画し、協働することを推進します。

○男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会を目指します。

1 **ノーマライゼーション** 障害のある人もない人も、児童も高齢者も、すべての人が地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

2 **ソーシャルインクルージョン** すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

2

基本目標

- **だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。**
- **だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。**

第3章

高齢者を取り巻く 現状

7

2

3

4

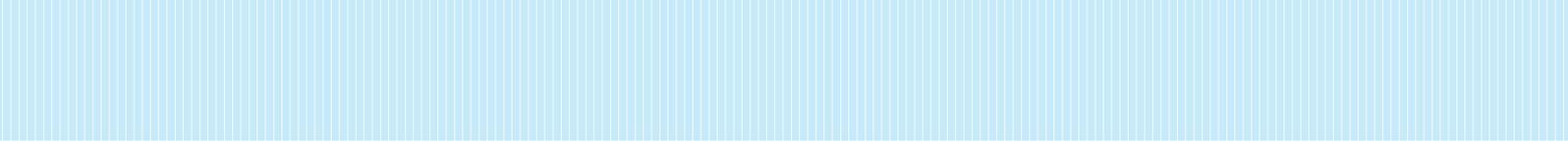
5

6

7

8

資料編



1 文京区の地域特性

1) 地域環境

① 地理

本区は、東京の都心に近接するとともに、山手線の内側に位置しており、5つの台地と5つの低地により構成されています。この台地と低地の間には、20m前後の高低差があり、名のある坂が115存在するなど、起伏に富んだ地形となっています。

また、面積は約11.29km²、南北約4km、東西約6km、周囲は約21kmであり、東京23区中20番目の広さです。

② 地価水準

近年は下落傾向にありましたが、平成26年は上昇に転じました。平成26年における本区の住宅地の平均公示地価は、東京23区中第6位であり、全国的に見ても高い地価水準となっています。

③ 住宅

高層マンションなどの立地により、主要幹線道路沿道を中心に、中高層共同住宅の増加傾向が継続しており、住宅総戸数に対する中高層共同住宅が占める割合は、平成7年には51.2%でしたが、平成22年は69.4%となっています。

④ 教育機関

19の大学をはじめ、数多くの教育機関が区内各所に立地し、「文教のまち」として知られるなど、教育環境に恵まれています。

⑤ 医療機関等

高度な医療を提供する病院から、地域に根差した医療を提供する診療所まで、多様な規模・機能を持つ医療機関が所在し、医療環境に恵まれています。

【図表】 3-1 文京区内の医療機関等(平成25年3月末現在)

種 類	施設数
病 院	11
診 療 所	264
歯科診療所	240
薬 局	145
施 術 所	302

資料：ぶんきょうの保健衛生(平成26年版)

2) 人口の状況

1 人口の推移

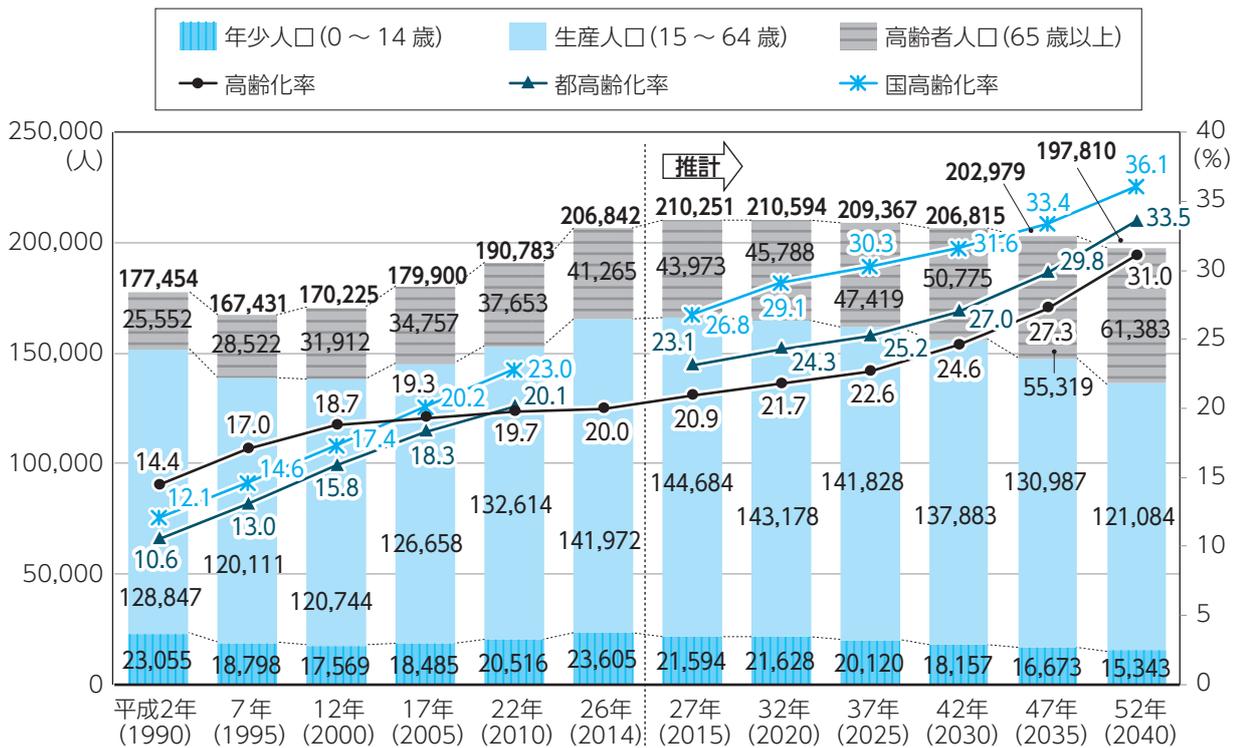
住民基本台帳による本区の人口は、現状では年々増加傾向にあり、平成26年10月1日現在で206,842人ですが、平成32年以降は減少に向かうと予測されています。

平成26年10月1日の65歳以上の高齢者数は41,265人で高齢化率は20.0%であり、区民の5人に1人が高齢者となっています。

高齢者人口と高齢化率は、今後も徐々に増加を続け、現在の人口の多数を占めている25～50歳の年代が、65歳に達し始める平成42年以降から急増して、52年には31.0%に達し、区民のおよそ3人に1人が高齢者となる見込みです。

その一方、生産年齢人口は平成27年以降、年少人口は平成32年以降減少する見込みとなっています。

【図表】 3-2 人口の推移と推計



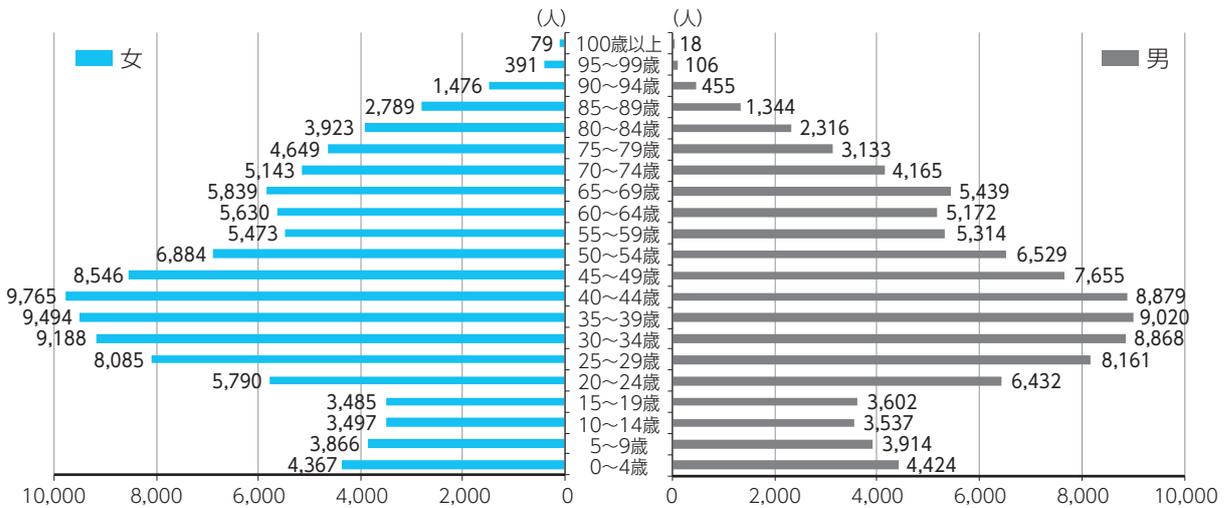
(注) グラフ上の数値は総人口。なお、平成22年までは外国人を含まない。

資料：＜平成2～26年＞住民基本台帳(各年10月1日現在)

＜平成27～52年＞国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

＜都及び国の高齢化率＞国勢調査(各年10月1日現在)

【図表】 3-3 人口ピラミッド



※年齢不詳者を除く。

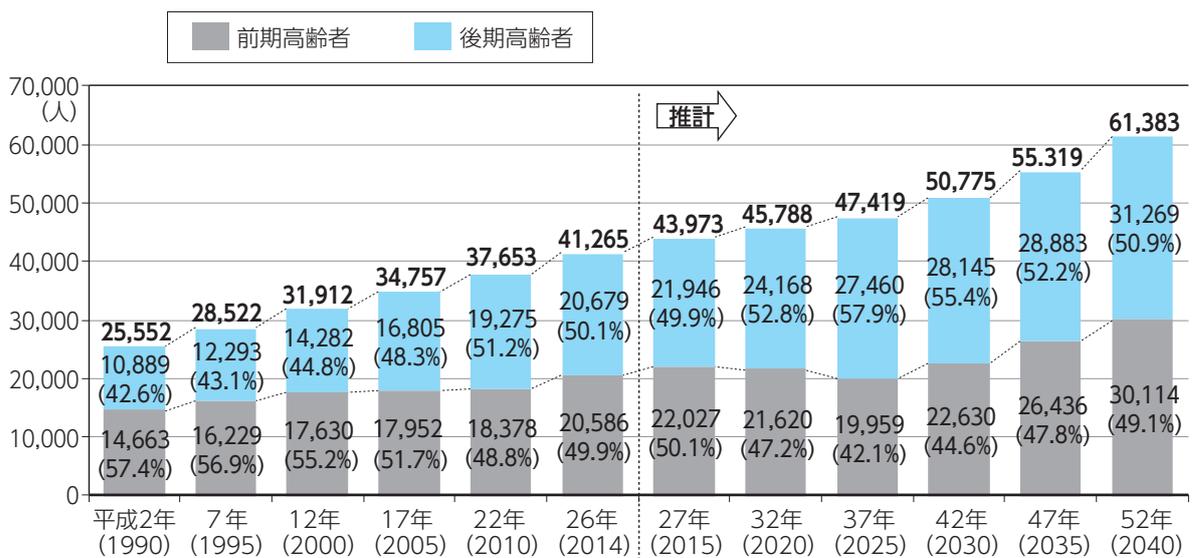
資料：住民基本台帳(平成26年10月1日現在)

2 高齢者人口の推移

65歳から74歳までの前期高齢者と75歳以上の後期高齢者の推移をみると、平成17年までは前期高齢者の割合が上回っていましたが、平成22年に割合が逆転しています。

平成26年には団塊の世代が65歳以上になったことにより、前期・後期高齢者の割合は約50%ずつとなりました。平成32年から後期高齢者の割合は増加する見込みとなっています。

【図表】 3-4 高齢者人口の推移



(注) 平成22年までは外国人を含まない。

資料：＜平成2～26年＞住民基本台帳(各年10月1日現在)

＜平成27～52年＞国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

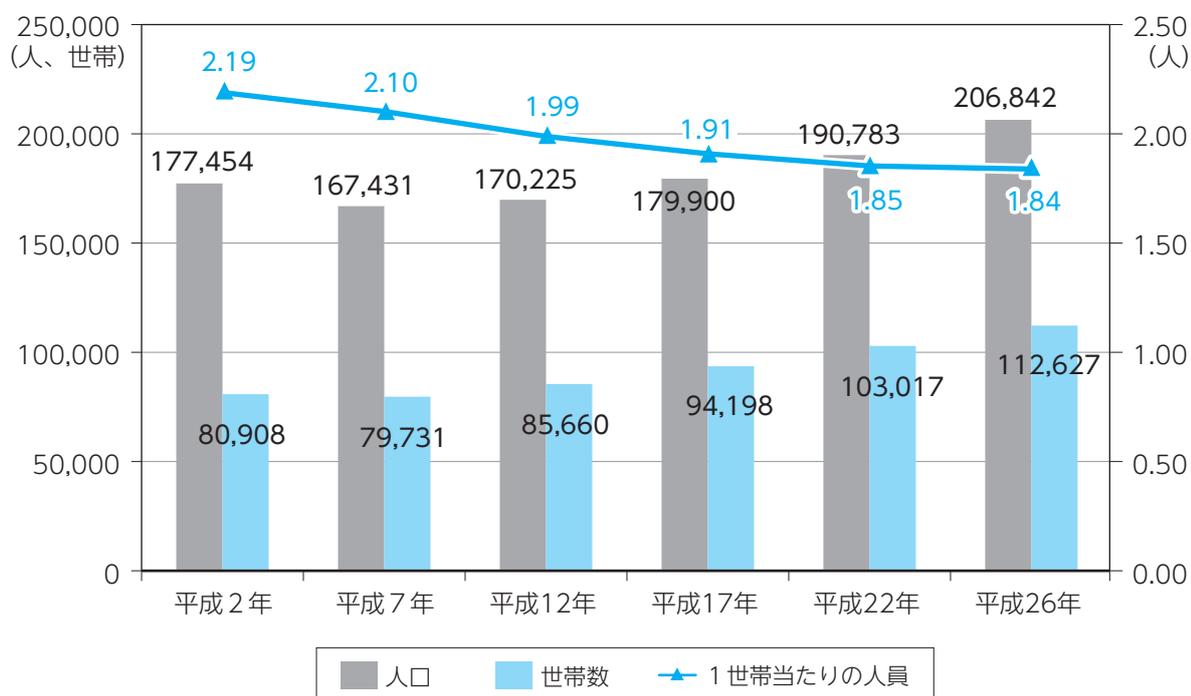
3) 世帯の状況

① 世帯の推移

世帯数については、平成2年は80,908世帯でしたが、平成26年には112,627世帯に増加しています。

また、1世帯当たりの人数は、平成2年は2.19人でしたが、平成26年には1.84人となるなど、年々漸減傾向にあります。

【図表】 3-5 人口、世帯数と1世帯当たりの人数の推移



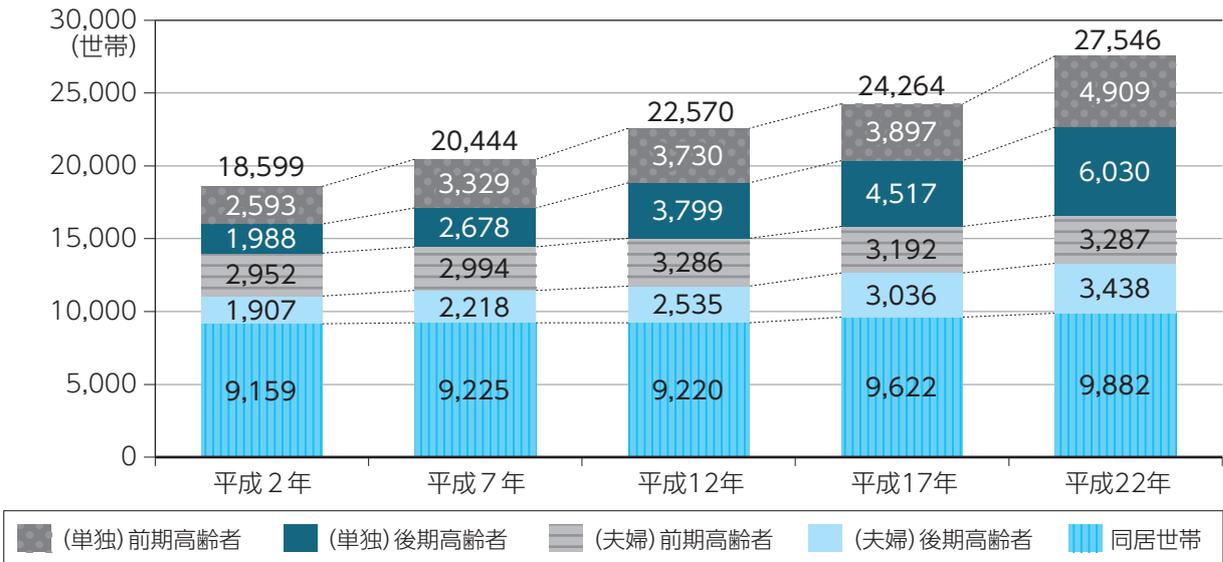
(注)平成22年までは外国人を含まない。
資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

② 高齢者のいる世帯の推移

高齢者のいる世帯は増え続けており、全世帯の約4分の1を占めています。

世帯の内訳をみると、単独世帯が大幅な増加傾向にあります。平成22年の時点では、高齢者のいる世帯のうち、単独世帯約40%、同居世帯約36%、夫婦のみの世帯約24%となっています。

【図表】 3-6 高齢者のいる世帯の推移



*「単独世帯」は、65歳以上の1人世帯、「夫婦のみ世帯」は、夫が65歳以上の夫婦世帯

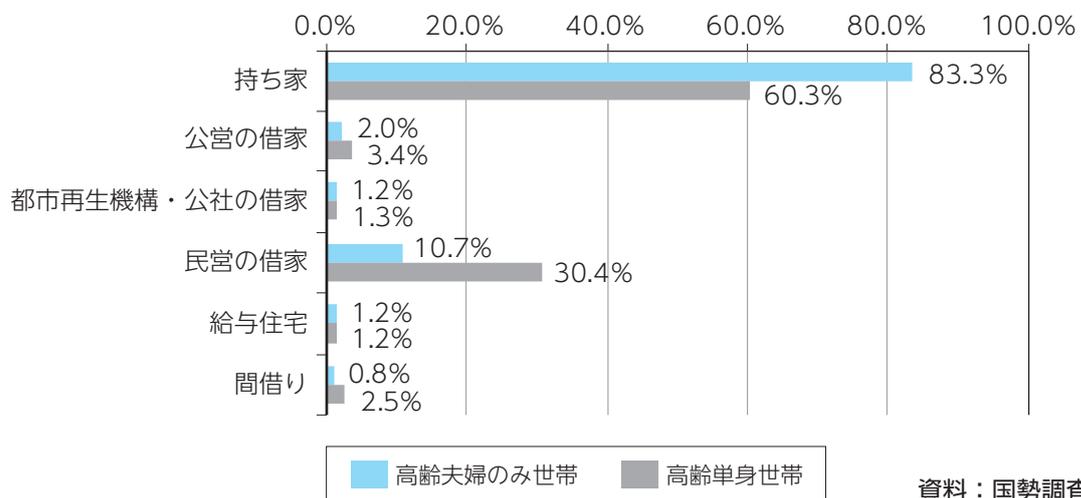
*「同居世帯」は、高齢者のいる世帯から単独世帯及び夫婦のみ世帯を除いたもの

資料：国勢調査

4) 高齢者の住まいの状況

高齢者のみの世帯の住宅の所有関係を見ると、高齢者夫婦のみ世帯の約8割、高齢単身世帯の約6割が持ち家に居住しています。

【図表】 3-7 住宅の所有関係別高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の住まい



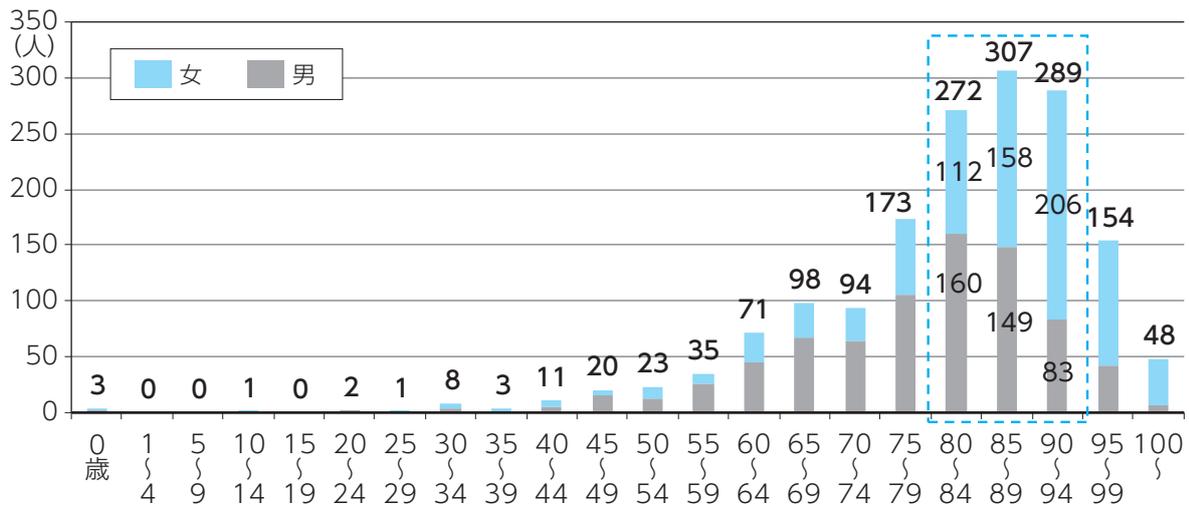
資料：国勢調査(平成22年)

5) 死亡状況及び健康寿命

① 年齢別死亡数

死亡者数を死亡時の年齢別にみると、80～94歳において死亡者数が大幅に増加しています。また、男性の死亡年齢のピークは80～89歳、女性の死亡のピークは85～94歳となっています。

【図表】 3-8 5歳階級別の死亡の状況(平成25年)



資料：ぶんきょうの保健衛生(平成26年版)

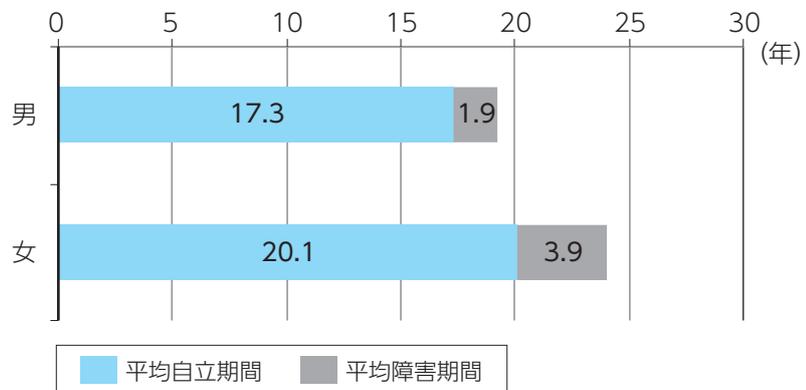
② 65歳健康寿命

男女別の平均自立期間を見ると、男性は約17年、女性は約20年で推移し、約3年の差があります。また、寝たきり等の障害期間の平均を見ると、男性は約2年、女性は約4年と約2年の差があります。

男性は女性と比較し、健康寿命も障害期間も短いという特徴が見られます。

【図表】 3-9 男女別健康寿命と自立期間(平成24年)

性別	65歳健康寿命
男	82.3歳
女	85.1歳



※65歳健康寿命(歳) = 65歳 + 65歳平均自立期間(年)

※65歳の方が要介護認定(要介護2)を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表したものです。

資料：ぶんきょうの保健衛生(平成26年版)

6) 要支援・要介護認定者の状況

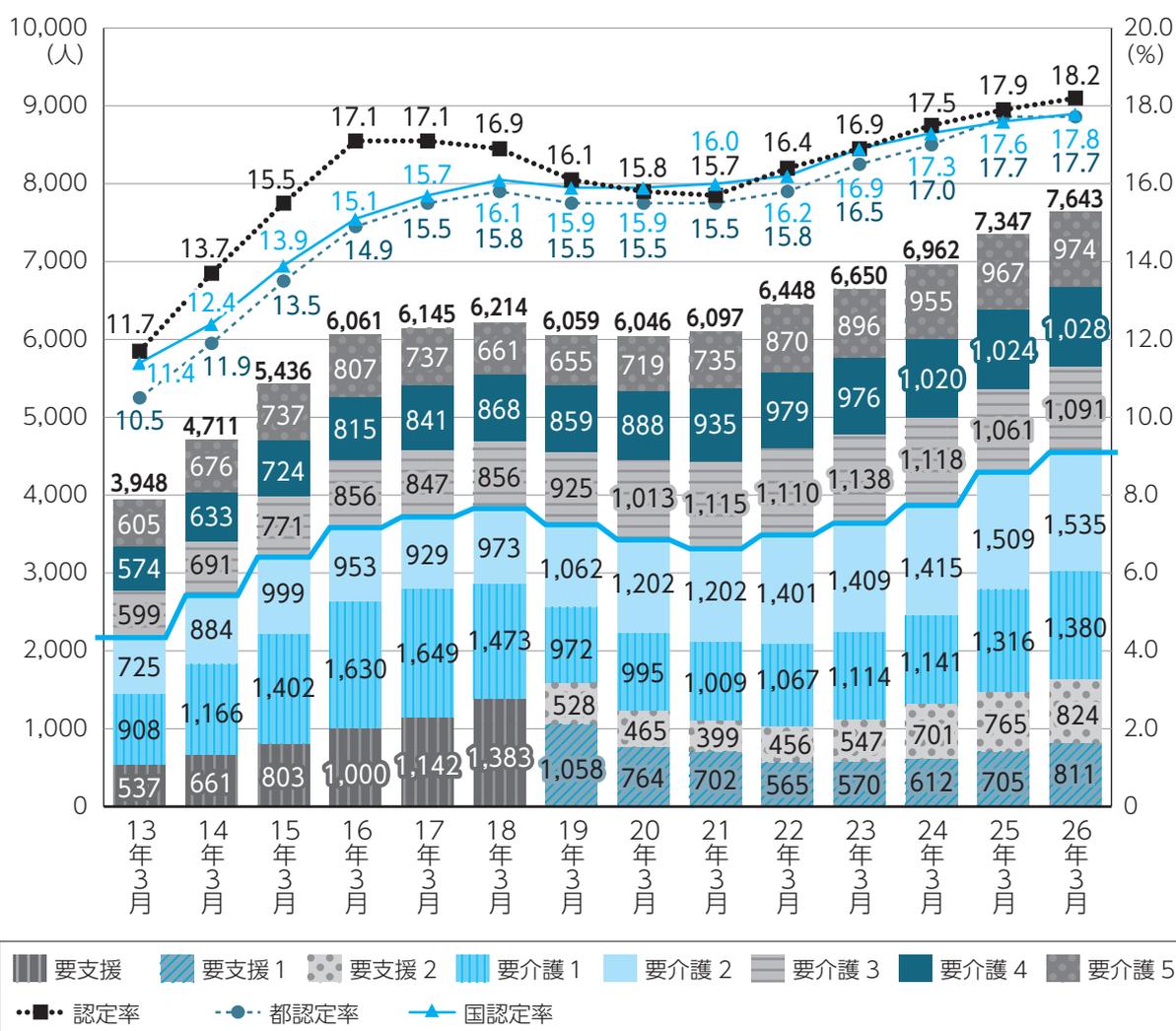
① 介護度別要支援・要介護認定者数の推移

介護保険制度における要支援・要介護認定者数は、平成16年から平成21年までは6,000人程度で推移していましたが、その後増加を続け、平成26年3月には7,643人となっています。

現在の認定区分(要支援1・2、要介護1～5)に変わった平成18年度末に比べ、認定者数は2割以上の増加となっています。

また、65歳以上の高齢者の18.2%が「支援・介護を必要とする状態」にあります。

【図表】 3-10 要支援・要介護認定者数の推移



(注) 棒グラフ上の数値は、要支援・要介護認定者数の合計値。

各年度末現在の実績値であり、要支援・要介護認定者数は第1号被保険者と第2号被保険者の合計。

ただし、介護認定率は第1号被保険者のみの算出とした。

棒グラフ上の実線(実線)の上部は、中重度(要介護3～5)の対象者である。

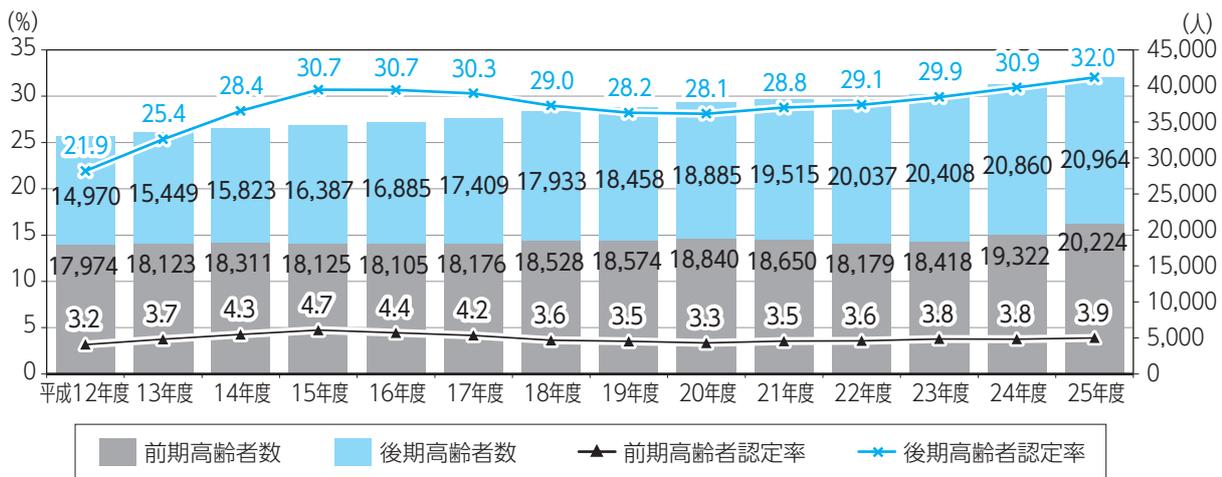
資料：文京の介護保険、介護保険事業状況報告月報、東京都福祉保健局月報(各年3月31日現在)

② 前期・後期高齢者別認定率の推移

前期・後期高齢者数の推移をみると、平成12年度は前期高齢者が17,974人、後期高齢者は14,970人となっており、前期高齢者の割合が後期高齢者を約20%上回っていましたが、平成25年度には約50%ずつとなりました。

また、要支援・要介護認定率は、前期高齢者はほぼ横ばいですが、後期高齢者は平成12年度と比較して約10%上昇しています。

【図表】 3-11 前期・後期高齢者別要支援・要介護認定率の推移

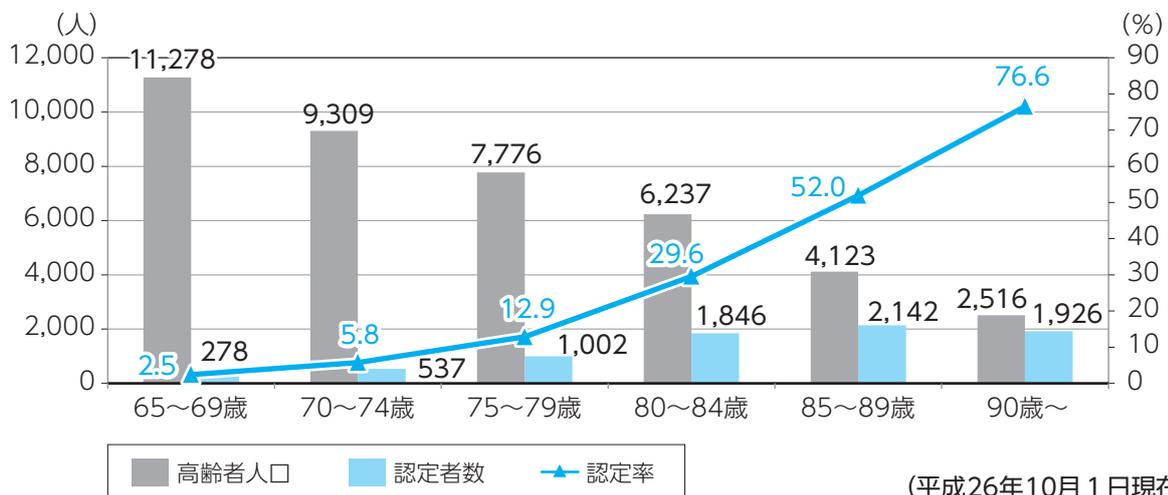


資料：文京の介護保険(各年3月31日現在)

③ 年齢別認定者数・認定率

年齢別に要支援・要介護認定を受けた人の割合を見ると、前期高齢者の認定率は6%以下と低く、後期高齢者は、80～84歳の認定率が29.6%、85～89歳が52.0%と、80歳以降は認定率が大幅に上昇しています。

【図表】 3-12 高齢者人口に占める認定者数(棒グラフ左軸)・認定率(折れ線グラフ：右軸)



(平成26年10月1日現在)

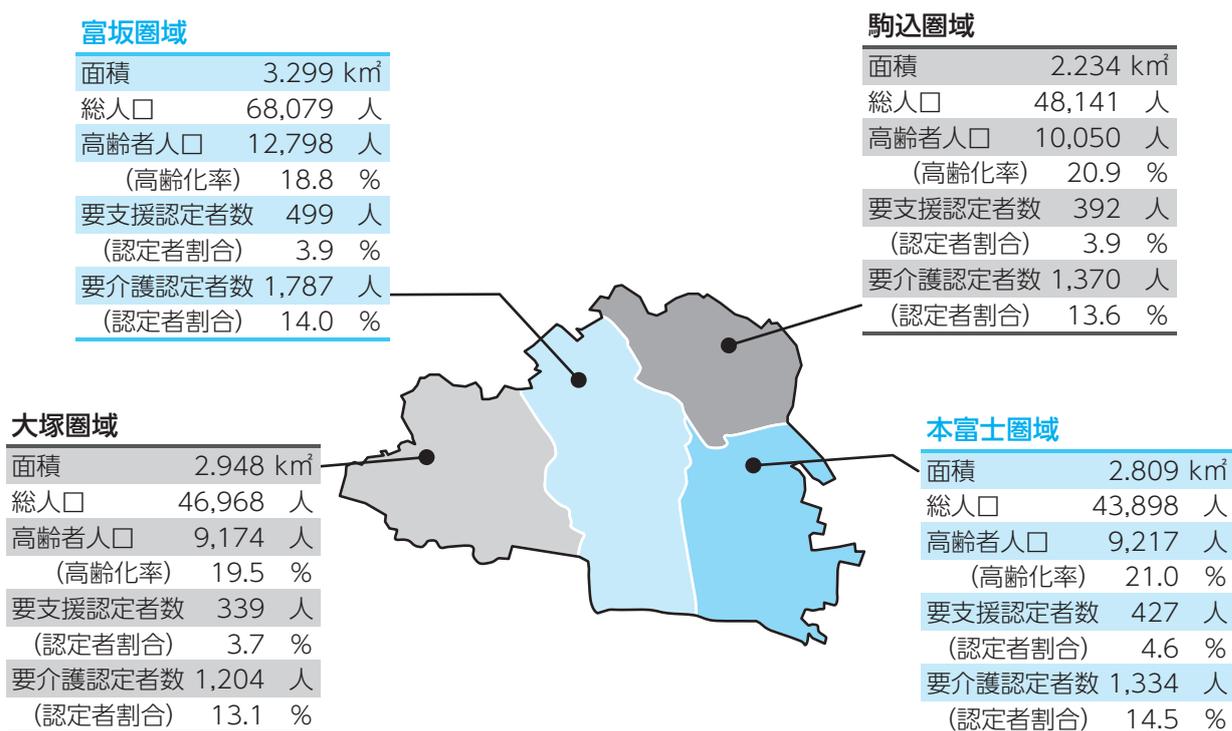
4 日常生活圏域と要介護認定者の状況

介護保険法では、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを総合的に勘案して、区市町村が定める区域を設定し、計画を策定することとしており、この区域は「日常生活圏域」と呼ばれています。

文京区の「日常生活圏域」は、区内を4圏域に区分し設定しています。この4圏域(富坂、大塚、本富士、駒込)は、高齢者とのかかわりの深い民生委員、話し合い員の担当地区、警察の管轄と、相互支え合いにより活動している高齢者クラブの地区とほぼ一致しています。この圏域ごとに地域密着型サービスの整備計画を定め整備を進めるとともに、高齢者あんしん相談センター(介護保険法上の地域包括支援センター)を設置しています。

日常生活圏域ごとの高齢者の状況をみると、面積の違いから高齢者人口は富坂圏域が一番多くなっていますが、高齢化率をみると本富士圏域と駒込圏域がやや高くなっており、要支援・要介護認定者の割合は本富士地区が他の圏域に比べて高くなっていきます。

【図表】 3-13 日常生活圏域と高齢者の状況



(注) 要支援、要介護認定者は住所地特例を除いています。

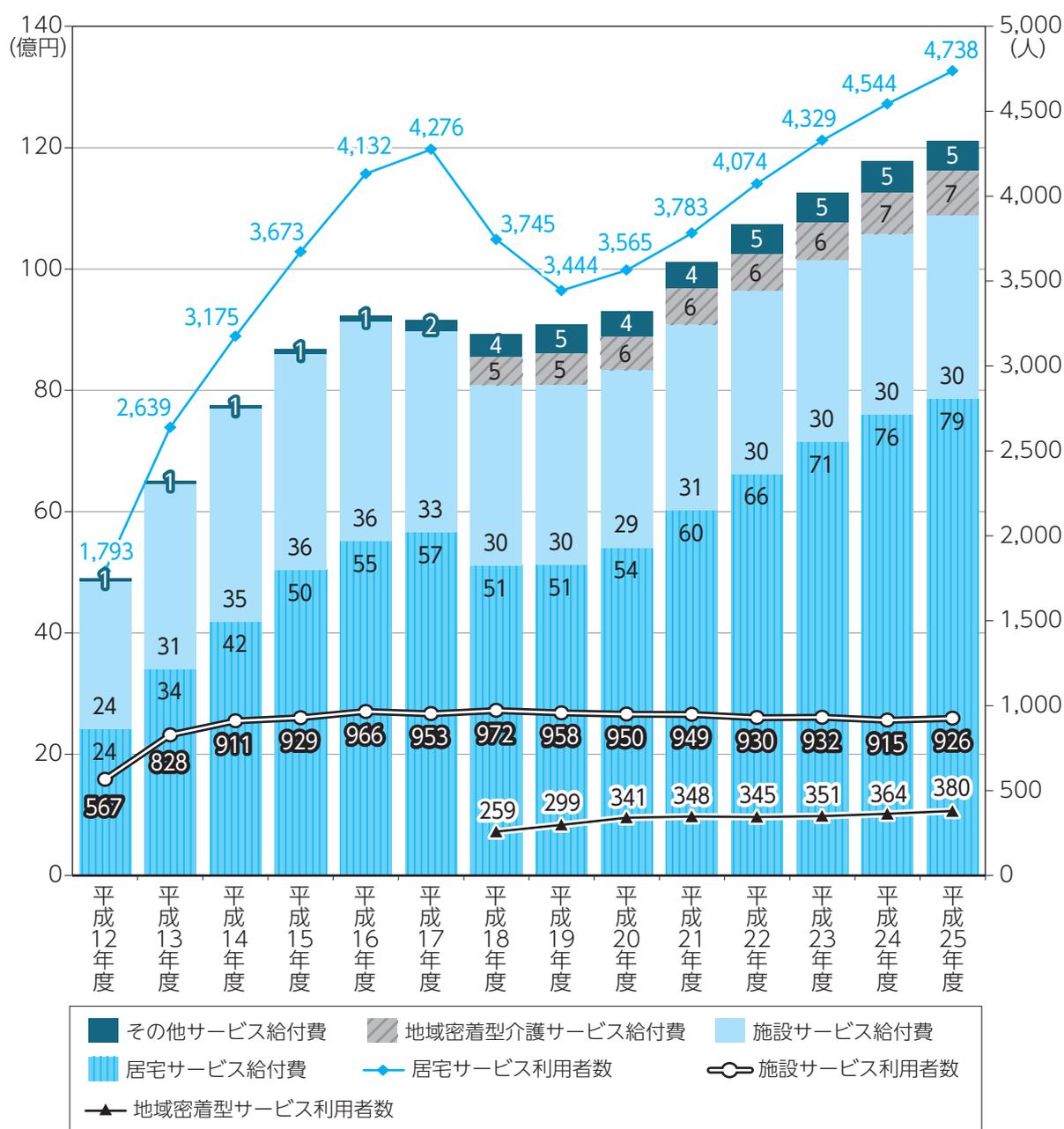
(平成26年10月1日現在)

7) 介護給付費と利用者の推移

介護保険制度の介護給付費は年々上昇しており、その総額は平成12年度の約49億円から平成25年度は約121億円と約2.5倍に増加していますが、特に居宅サービス給付費が伸びています。

利用者は、居宅サービスが平成12年度1,793人から平成25年度は4,738人と約2.6倍、施設サービス及び地域密着型サービスはほぼ横ばいとなっています。

【図表】 3-14 介護給付費と利用者の推移



資料：文京の介護保険(各年3月31日現在)

8) 保険料の推移

介護保険の基準保険料は、第1期の2,983円から第5期は5,392円と約1.8倍になっています。

【図表】 3-15 介護保険基準保険料の推移

介護保険 事業期間	第1期 (平成12~14年度)	第2期 (平成15~17年度)	第3期 (平成18~20年度)	第4期 (平成21~23年度)	第5期 (平成24~26年度)
介護保険 基準保険料	2,983円	3,317円	4,632円	4,381円	5,392円

9) 介護サービス事業者の状況

区内の介護サービス事業者は、近年増加傾向にあります。
特に通所介護事業者が増えています。

【図表】 3-16 区内の介護サービス事業者数

サービス名	介 護		介護予防		
	平成23年 3月	平成26年 3月	平成23年 3月	平成26年 3月	
居宅介護支援・介護予防支援	42	53	4	4	
居宅サービス	訪問介護	35	40	35	39
	訪問入浴介護	2	1	2	1
	訪問看護	14	17	4	17
	訪問リハビリテーション	5	5	1	5
	通所介護	27	39	26	38
	通所リハビリテーション	4	4	2	3
	短期入所生活介護	5	5	5	5
	短期入所療養介護	3	3	3	3
	特定施設入居者生活介護	5	7	5	7
	福祉用具貸与	18	14	18	13
	特定福祉用具販売	17	15	16	15
小 計	135	150	117	146	
施設サービス	介護老人福祉施設	5	5		
	介護老人保健施設	2	2		
	介護療養型医療施設	1	1		
	小 計	8	8		
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1		
	夜間対応型訪問介護	1	1		
	認知症対応型通所介護	7	8	7	8
	小規模多機能型居宅介護	3	3	1	2
	認知症対応型共同生活介護	4	6	4	5
小 計	15	19	12	15	
合 計	158	177	129	161	

10) 認知症について

① 認知症高齢者の状況

要支援・要介護認定者のうち、日常生活自立度Ⅱaランク以上と判断された高齢者は、平成26年3月現在、4,695人で、約64%となっています。

【図表】 3-17 認知症高齢者の日常生活自立度

(人)

	認知症高齢者の日常生活自立度									合計
	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M	小計	
平成24年3月	1,159	1,130	644	1,417	1,274	420	461	171	4,387	6,676
平成25年3月	1,254	1,303	718	1,521	1,252	385	502	126	4,504	7,061
平成26年3月	1,291	1,309	752	1,681	1,304	374	476	108	4,695	7,295

【図表】 3-18 認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱa	家庭外で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱb	家庭内でも、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲa	日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Ⅲb	夜間を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動(周辺症状)あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

② 認知症サポート医等の状況

区内の認知症サポート医は23名となっています。このほかにかかりつけ医認知症対応力向上研修受講医師が46名、認知症サポート医フォローアップ研修受講医師が6名となっています(いずれも平成26年3月現在)。

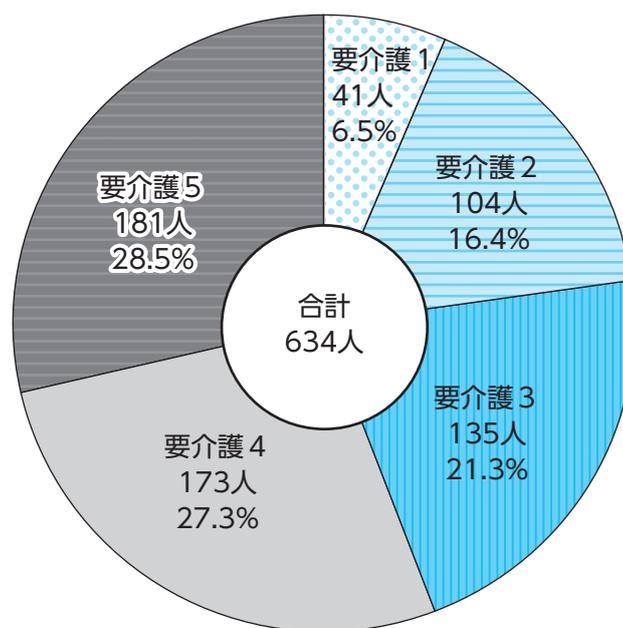
11) 特別養護老人ホーム入所希望者の状況

特別養護老人ホームへの入所希望者は、平成24年度以降減少傾向にあります。

また、入所希望者の要介護度を見ると、要介護1の高齢者は1割未満であり、要介護3、4、5がそれぞれ20%台となっています。文京区では特別養護老人ホーム入所指針に基づき、本人の状態や介護状況を点数化し、合計点の高い人から優先入所する制度を導入していますが、これらの入所希望者のうち、介護者が不在の人ほど優先順位が高くなっています。

※介護保険法の改正により、平成27年4月1日より特別養護老人ホームの入所対象は、原則的に要介護3以上の方になります。

【図表】 3-19 要介護度別特別養護老人ホーム入所希望者数(平成27年1月1日現在)



2

高齢者実態調査から見た 高齢者を取り巻く現状

計画策定の基礎資料とするため、平成25年度に「高齢者等実態調査」を実施しました。

【図表】 3-20 高齢者等実態調査の調査対象者

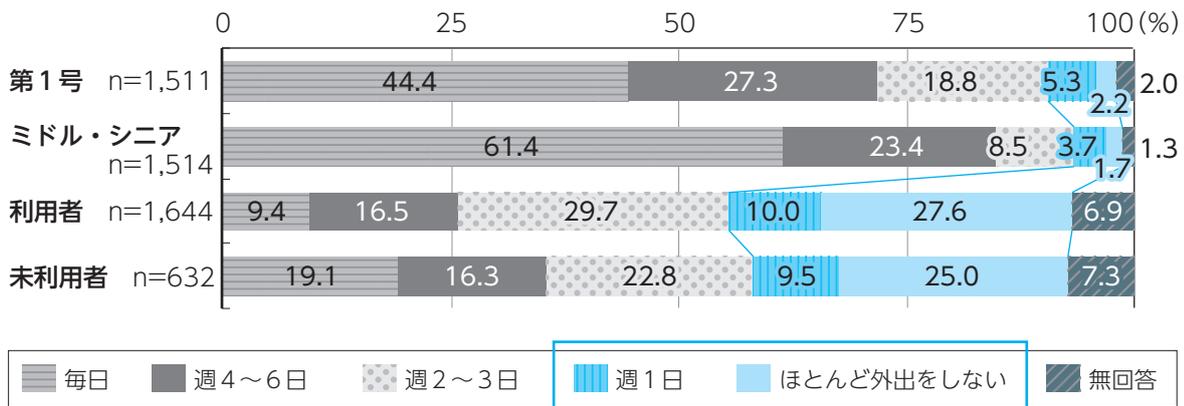
調査期間	平成25年10月1日～11月5日			
調査対象者	ミドル・シニア	第1号被保険者	介護保険 居宅サービス利用者	介護保険 サービス未利用者
	要支援・要介護認定を受けていない50～64歳の介護保険被保険者	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の介護保険被保険者	要支援・要介護認定を受け、居宅サービスを利用している65歳以上の介護保険被保険者	要支援・要介護認定を受け、介護保険サービスを利用していない65歳以上の介護保険被保険者
有効回収数	1,514票	1,511票	1,644票	632票
略称	ミドル・シニア	第1号	利用者	未利用者

1) 地域の支え合いについて

① 外出の頻度

外出の頻度は、「毎日」は〔第1号〕が4割以上〔ミドル・シニア〕が6割以上となっています。一方、〔利用者〕〔未利用者〕では、外出する頻度が大きく減少しています。

【図表】 3-21 外出の頻度

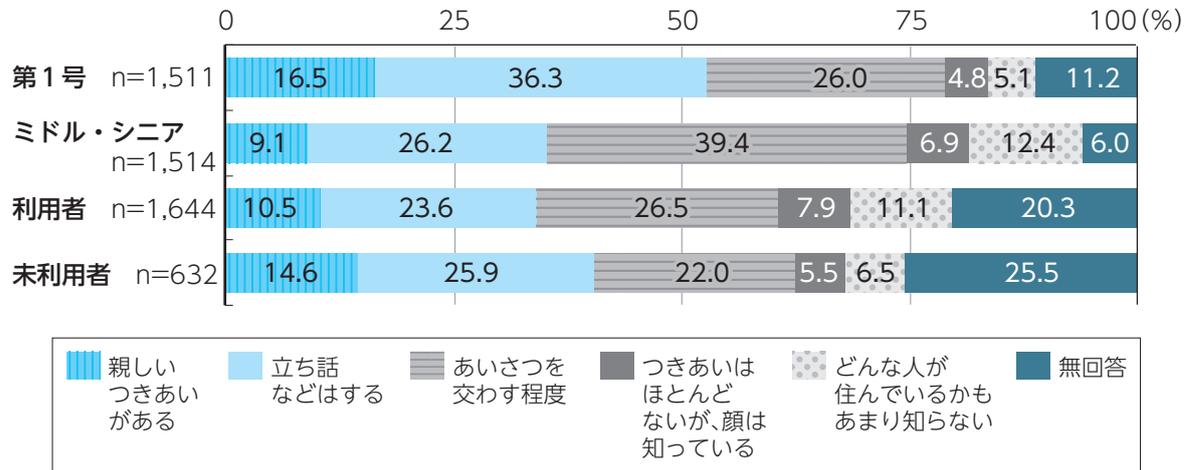


② 近隣とのつながり

近所づきあいの状況は、「親しいつきあいがある」「立ち話などはする」を合わせた割合は、〔第1号〕が最も高く、次いで〔未利用者〕となっています。

〔ミドル・シニア〕は「あいさつを交わす程度」が高くなっています。

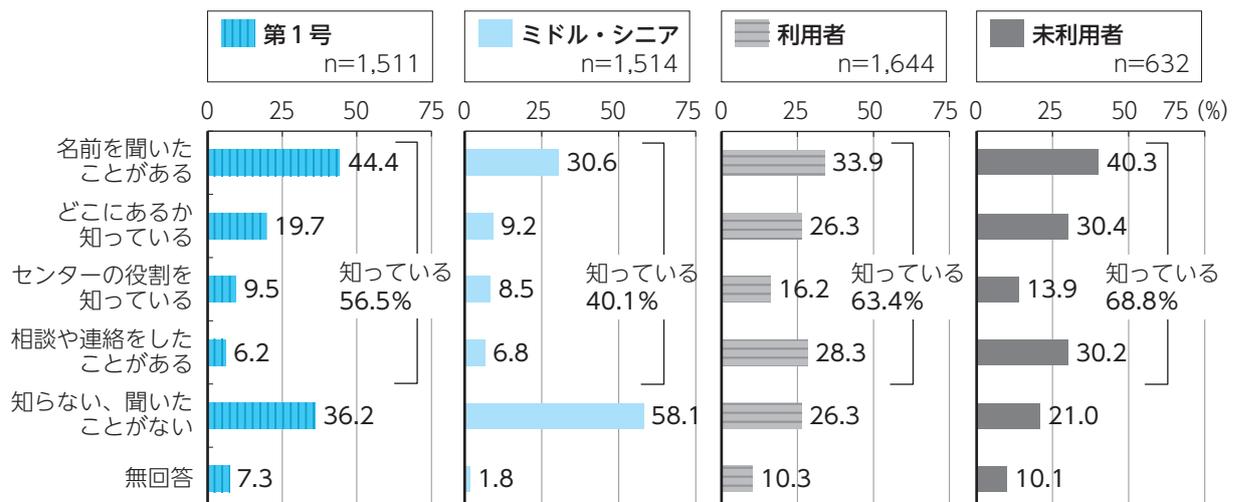
【図表】 3-22 近所づきあいの状況



③ 高齢者あんしん相談センターについて

高齢者あんしん相談センターの認知度は、〔利用者〕〔未利用者〕は6割台となっており、〔第1号〕は過半数を超えています。一方、〔ミドル・シニア〕の認知度は約4割で、相対的に低くなっています。

【図表】 3-23 高齢者あんしん相談センターの認知度及び利用の有無(複数回答)



4 相談相手

不安になったときの相談相手は、いずれの対象者も「同居の家族」が最も多く、次いで、〔第1号〕〔未利用者〕では「別居の家族や親族」、〔ミドル・シニア〕は「友人・知人」となっています。

〔利用者〕では「ケアマネジャーやホームヘルパー」が2番目に多く、他の対象者に比べて高い割合となっています。また、〔利用者〕では「病院・診療所の医師・看護師等」の割合も、他の対象者に比べて高くなっています。

【図表】 3-24 不安になったときの相談相手(複数回答・上位5位のみ)

選択肢	第1号		ミドル・シニア		利用者		未利用者	
	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合
同居の家族	1	51.8%	1	65.7%	1	54.0%	1	56.2%
別居の家族や親族	2	42.2%	3	35.9%	3	37.2%	2	41.3%
町会や近所の人	5	8.5%	5	5.1%	—	—	—	—
友人・知人	3	36.0%	2	48.0%	5	12.0%	4	17.4%
ケアマネジャー※	—	—	—	—	2	42.0%	5	8.7%
病院・診療所の 医師・看護師等	4	13.8%	4	9.2%	4	21.1%	3	18.5%
(参考)高齢者あんしん 相談センターの職員	—	1.5%	—	0.5%	—	10.0%	—	6.0%

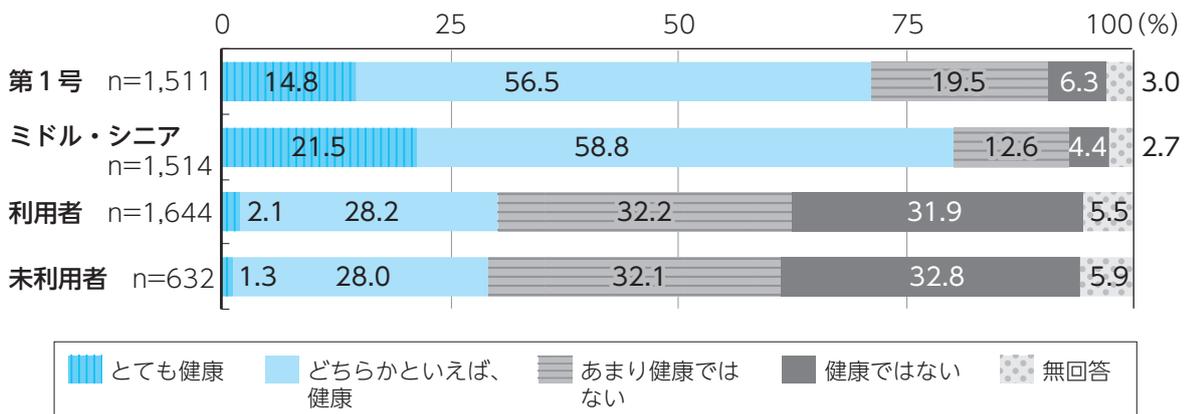
※利用者・未利用者は「ケアマネジャーやホームヘルパー」

2) 医療及び介護予防について

1 健康状況について

主観的な健康感は、〔第1号〕〔ミドル・シニア〕は「どちらかといえば、健康だと思う」が最も多くなっています。

【図表】 3-25 主観的な健康感



② 介護予防事業の参加意向

何らかの介護予防メニューへの参加意向があるのは、〔ミドル・シニア〕が最も多く約5割、ほかは約4割となっています。

【図表】 3-26 今後参加したい介護予防メニュー（複数回答・無回答を除く上位3位のみ）

	第1号		ミドル・シニア		利用者		未利用者	
参加意向	参加意向がある	42.6%	参加意向がある	48.7%	参加意向がある	40.3%	参加意向がある	41.1%
	特にない	37.9%	特にない	35.1%	特にない	34.0%	特にない	35.6%
第1位	膝痛・腰痛対策	22.7%	筋力向上トレーニング	25.4%	膝痛・腰痛対策	17.8%	膝痛・腰痛対策	21.2%
第2位	筋力向上トレーニング	14.8%	膝痛・腰痛対策	21.6%	筋力向上トレーニング	12.7%	認知症予防	13.4%
第3位	認知症予防	10.0%	筋力向上マシントレーニング	14.5%	認知症予防	12.7%	筋力向上トレーニング	12.0%

3) 介護について

① 今後利用したい介護保険サービス

介護保険サービスの利用意向について、〔利用者〕は約7割であるのに対し、〔未利用者〕は約5割に留まっています。

利用意向の高いサービスは、〔利用者〕〔未利用者〕ともに「訪問介護」「福祉用具」「ショートステイ」「特別養護老人ホーム」となっています。

【図表】 3-27 今後利用したい介護保険サービス（複数回答・無回答を除く上位5位のみ）

選択肢	利用者		未利用者	
	順位	割合	順位	割合
訪問介護	1	24.3%	2	19.0%
福祉用具	2	22.0%	3	16.9%
ショートステイ	3	20.3%	5	10.4%
特別養護老人ホーム	4	18.7%	4	11.6%
特にない	5	16.8%	1	26.7%
(参考)利用意向がある	—	69.3%	—	50.2%

② 介護をしていく上で困っていること(介護者、介護経験者が回答)

いずれの対象者も「精神的に疲れる」「身体的に疲れる」「自分の時間がとりにくい」が上位となっています。特に〔ミドル・シニア〕〔利用者〕の介護者は「精神的に疲れる」が約6割となっており、〔第1号〕〔未利用者〕に比べて高い割合となっています。

また、〔ミドル・シニア〕では「仕事との両立が難しい」が、〔利用者〕では「外出できない」が他の対象者に比べて高い割合となっています。

【図表】 3-28 介護をしていく上で困っていること(複数回答・無回答を除く上位5位のみ)

選択肢	第1号		ミドル・シニア		利用者		未利用者	
	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合
精神的に疲れる	1	37.6%	1	62.4%	1	58.8%	1	44.4%
身体的に疲れる	2	32.9%	2	49.5%	3	46.8%	2	36.7%
自分の時間がとりにくい	3	30.7%	3	42.2%	2	47.5%	3	35.1%
外出できない	4	20.4%	5	23.6%	4	34.8%	4	25.8%
仕事との両立が難しい	5	16.4%	4	35.4%	5	21.4%	5	23.4%

③ 区に力を入れてほしいこと

高齢者施策、介護保険事業について、区に力を入れてほしいことは、いずれの対象者も「特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が最も多くなっています。

特に〔ミドル・シニア〕は、回答した割合が他に比べて高くなっています。

【図表】 3-29 高齢者施策、介護保険事業について、区に力を入れてほしいこと

(複数回答・無回答を除く上位5位のみ)

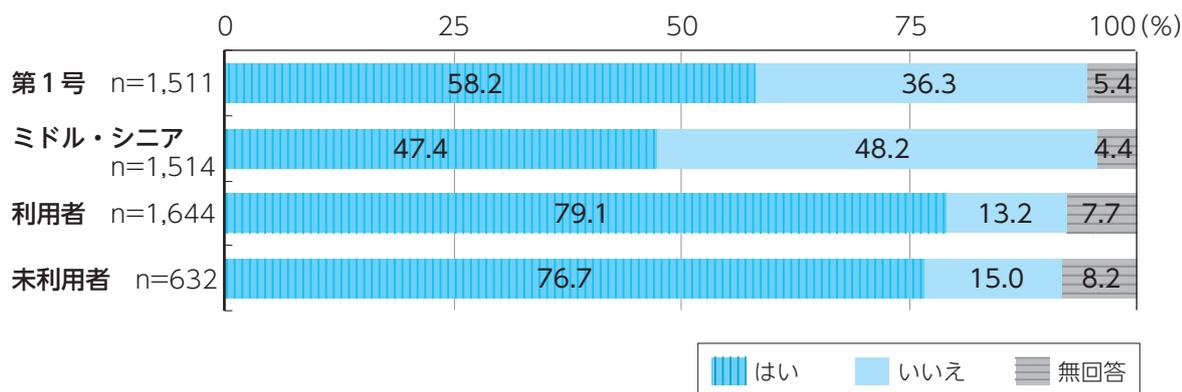
	第1号		ミドル・シニア		利用者		未利用者	
第1位	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	31.6%	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	39.0%	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	30.2%	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	24.4%
第2位	健康管理、介護予防	27.6%	健康管理、介護予防	32.0%	認知症高齢者に対する支援	25.1%	高齢者あんしん相談センターなど相談体制の充実	23.4%
第3位	高齢者あんしん相談センターなど相談体制の充実	24.1%	認知症高齢者に対する支援	27.3%	健康管理、介護予防	24.5%	健康管理、介護予防	21.4%
第4位	地域包括ケアシステムの充実	19.2%	地域包括ケアシステムの充実	27.1%	地域包括ケアシステムの充実	19.7%	認知症高齢者に対する支援	16.8%
第5位	高齢者住宅等への住み替えや住宅改修等住まいへの支援	18.6%	高齢者住宅等への住み替えや住宅改修等住まいへの支援	22.8%	高齢者あんしん相談センターなど相談体制の充実	19.2%	声かけや見守りサービスの充実	15.3%

4) 住まいと住まい方について

① 住み続けられる住まいか

今後も住み続けられる住まいかについては、「はい」が〔利用者〕〔未利用者〕では8割弱であるのに対し、「第1号」は約6割、「ミドル・シニア」は半数以下となっています。

【図表】 3-30 今後も住み続けられる住まいか



② 住まいの不便・不安

住まいについて不便や不安を感じていることは、いずれの対象者も「階段等の段差がある」「老朽化している」「耐震に不安がある」が上位となっていますが、「特にない」の回答も多くなっています。

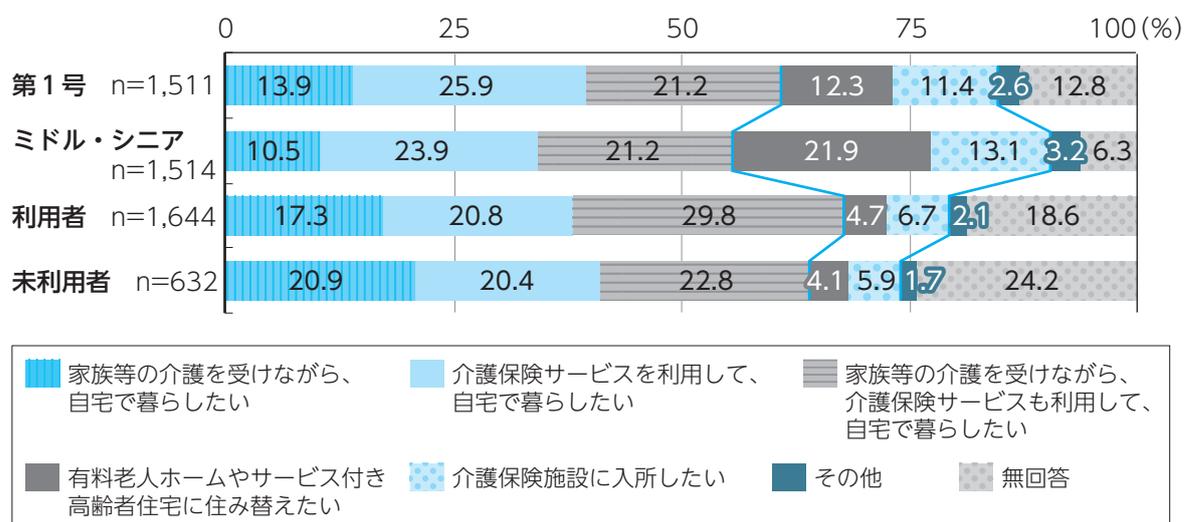
【図表】 3-31 住まいについて不便や不安を感じていること (複数回答・上位5位のみ)

選択肢	第1号		ミドル・シニア		利用者		未利用者	
	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合
階段等の段差がある	2	24.1%	1	28.3%	2	28.6%	2	26.9%
老朽化している	3	18.9%	3	23.4%	4	23.1%	1	27.1%
耐震に不安がある	4	17.7%	4	20.3%	3	23.4%	4	22.3%
主に生活する場所が2階以上にある	5	16.6%	5	16.1%	5	14.0%	5	16.8%
特にない	1	35.1%	2	27.8%	1	28.8%	3	25.5%

③ 今後希望する暮らし方

今後希望する暮らし方は、いずれの対象者も「自宅で暮らしたい」と希望する割合が高くなっており、〔利用者〕が最も高く、〔未利用者〕〔第1号〕〔ミドル・シニア〕と続いています。

【図表】 3-32 今後希望する暮らし方



④ 地域で暮らし続けるために必要なこと

いずれの対象者も「医療サービスが整っている」が最も多く、次いで「夜間や緊急時でも利用できる介護サービスがある」「福祉や介護に関する情報提供や相談体制が充実している」が上位となっています。

〔ミドル・シニア〕は「家族介護者を支援してくれる仕組みがある」が他より高い割合となっています。

【図表】 3-33 地域で暮らし続けるために必要なこと

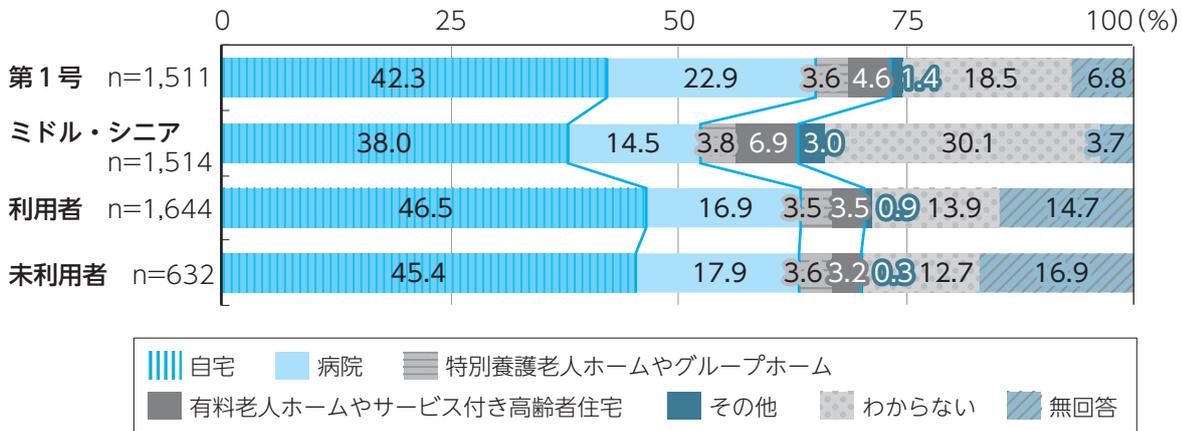
(3つ以内複数回答・無回答を除く上位5位のみ)

選択肢	第1号		ミドル・シニア		利用者		未利用者	
	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合
医療サービスが整っている	1	52.0%	1	57.5%	1	45.4%	1	43.8%
夜間や緊急時でも利用できる介護サービスがある	3	35.1%	2	45.8%	2	35.9%	2	29.9%
福祉や介護に関する情報提供や相談体制が充実している	2	37.3%	3	41.2%	3	28.5%	3	26.4%
家事などの生活を支援するサービスがある	4	23.2%	5	28.9%	5	21.7%	4	24.2%
家族介護者を支援してくれる仕組みがある	5	20.8%	4	32.9%	4	25.5%	5	19.5%

⑤ 終末期を迎えたい場所

終末期を過ごす場所の希望は、いずれの対象者も「自宅」が最も多く、次いでいずれの対象者も「病院」となっています。

【図表】 3-34 終末期をどこで迎えたいか



5) 高齢者の社会参加について

① 地域活動について

地域活動に「参加していない」人の割合は〔第1号〕が約6割、〔ミドル・シニア〕が7割強となっています。

一方、参加している人の地域活動は、〔第1号〕が「趣味の活動」、「町会・自治会活動」が多く、〔ミドル・シニア〕は「お祭りなどの地域行事の活動」、「町会・自治会活動」が多くなっています。

【図表】 3-35 現在参加している地域活動(複数回答・上位5位のみ)

選択肢	第1号		ミドル・シニア	
	順位	割合	順位	割合
町会・自治会活動	2	10.6%	2	8.3%
お祭りなどの地域行事の活動	3	9.1%	1	8.5%
趣味の活動	1	12.3%	4	5.1%
健康づくり・スポーツ活動	4	8.7%	3	5.4%
教養・学習活動	5	4.8%	5	2.4%
(参考)参加していない	—	61.0%	—	74.6%

② 参加したいボランティア活動について

「特にない」が〔第1号〕では半数以上、〔ミドル・シニア〕では3分の1以上を占めています。参加したい活動としては、〔ミドル・シニア〕が、いずれの項目も〔第1号〕より高い割合となっています。

【図表】 3-36 参加したい・興味があるボランティア活動

(複数回答・無回答を除く上位5位のみ)

	第1号		ミドル・シニア	
参加意向	参加したい・興味がある	36.4%	参加したい・興味がある	59.5%
	特にない	53.3%	特にない	36.7%
第1位	話し相手や趣味の手伝いなどの活動	11.4%	自然や環境を守るための活動	17.3%
第2位	自然や環境を守るための活動	9.4%	話し相手や趣味の手伝いなどの活動	15.8%
第3位	高齢者の交流を支援する活動	9.2%	災害時の救援活動	14.4%
第4位	高齢者を訪問・見守る活動	7.5%	日常のちょっとした手伝いをする活動	12.7%
第5位	日常のちょっとした手伝いをする活動	6.4%	子どもを対象とした活動	11.6%

③ ボランティアの育成

有効だと考える支援は、いずれも「ボランティアをしたい人が登録できる制度の充実」が多くなっています。

〔ミドル・シニア〕では〔第1号〕と比べると、特に「入門講座などのきっかけづくり」「インターネットによる情報提供の充実」が高い割合となっています。

【図表】 3-37 ボランティア活動等に参加していくために有効な支援(複数回答・上位5位のみ)

	第1号		ミドル・シニア	
第1位	特にない	34.1%	ボランティアをしたい人が登録できる制度の充実	51.3%
第2位	ボランティアをしたい人が登録できる制度の充実	33.4%	入門講座や参加体験など活動参加のきっかけづくり	30.3%
第3位	講座やセミナーの開催	17.1%	インターネットによる情報提供の充実	24.5%
第4位	入門講座や参加体験など活動参加のきっかけづくり	14.9%	活動のための場所の提供	22.0%
第5位	活動のための場所の提供	14.9%	講座やセミナーの開催	21.8%

4 就業について

就労している割合は〔第1号〕が4割弱であるのに対し、〔ミドル・シニア〕では8割弱となっています。

【図表】 3-38 現在の就労状況

	第1号	ミドル・シニア
就労している	37.7%	77.0%
仕事はしていない	51.8%	19.7%
無回答	10.5%	3.3%

今後の就労意向は、〔第1号〕が「仕事をしたい(し続けたい)又はする予定」が3割弱であるのに対し、〔ミドル・シニア〕では7割を超えています。

【図表】 3-39 今後の就労意向

	第1号	ミドル・シニア
仕事をしたい(し続けたい)又はする予定	28.5%	74.6%
仕事をしたい(し続けたい)ができない	7.1%	4.9%
仕事はしない予定である	37.1%	10.8%
わからない	9.1%	7.5%
無回答	18.3%	2.2%

6) 認知症について

① 認知症について知っていること

いずれの対象者も「適切な対処により、進行を遅らせたり改善する可能性がある」が最も多く、次いで「種類により、薬で進行を遅らせることができる」となっています。

全体的に〔第1号〕〔ミドル・シニア〕の方が〔利用者〕〔未利用者〕より知っている割合が高い傾向となっています。

【図表】 3-40 認知症について知っていること(複数回答・上位5位のみ)

選択肢	第1号		ミドル・シニア		利用者		未利用者	
	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合
適切な対処により進行を遅らせたり改善する可能性がある	1	63.4%	1	68.4%	1	43.7%	1	45.9%
種類により、薬で進行を遅らせることができる	2	47.7%	2	53.7%	2	37.3%	2	35.1%
接し方により症状が改善することがある	4	33.2%	3	44.1%	4	23.9%	4	20.7%
成年後見制度がある	3	35.7%	4	43.9%	5	22.0%	5	19.3%
全く知らない	5	19.9%	5	18.2%	3	26.2%	3	22.8%

② 家族に対して充実してほしいサービス

いずれの対象者も「認知症の方を預かるサービス」が最も多くなっており、特に〔ミドル・シニア〕は7割を超えています。次いで、〔第1号〕〔ミドル・シニア〕では「正しく理解するための講座」が、〔利用者〕〔未利用者〕では「専門家による訪問相談」が多くなっています。

【図表】 3-41 認知症患者を抱える家族に対して充実してほしいサービス

(複数回答・無回答を除く上位5位のみ)

	第1号	ミドル・シニア	利用者	未利用者
第1位	認知症の方を預かるサービス 54.1%	認知症の方を預かるサービス 72.3%	認知症の方を預かるサービス 46.5%	認知症の方を預かるサービス 44.0%
第2位	正しく理解するための講座 35.5%	正しく理解するための講座 43.2%	専門家による訪問相談 23.9%	専門家による訪問相談 23.9%
第3位	専門家による訪問相談 30.9%	専門家による訪問相談 40.5%	正しく理解するための講座 20.5%	正しく理解するための講座 22.0%
第4位	認知症に関する電話相談 18.3%	通所サービス 31.9%	通所サービス 18.4%	認知症に関する電話相談 16.1%
第5位	認知症カフェ 13.0%	グループホーム 26.0%	認知症に関する電話相談 11.9%	通所サービス 9.7%

③ 認知症を疑った時の相談相手

いずれの対象者も「家族や親族」が最も多くなっています。次いで、〔第1号〕〔未利用者〕は「かかりつけ医又は認知症サポート医」、〔ミドル・シニア〕は「専門病院又は専門医」、〔利用者〕は「ケアマネジャー」が高くなっています。

【図表】 3-42 認知症についての相談相手(複数回答・無回答を除く上位5位のみ)

	第1号		ミドル・シニア		利用者		未利用者	
第1位	家族や親族	54.0%	家族や親族	54.1%	家族や親族	47.9%	家族や親族	53.6%
第2位	かかりつけ医又は認知症サポート医	38.6%	専門病院又は専門医	46.4%	ケアマネジャー	34.5%	かかりつけ医又は認知症サポート医	35.1%
第3位	専門病院又は専門医	24.6%	かかりつけ医又は認知症サポート医	39.2%	かかりつけ医又は認知症サポート医	34.4%	専門病院又は専門医	19.8%
第4位	友人・知人	14.9%	友人・知人	23.0%	専門病院又は専門医	17.0%	高齢者あんしん相談センターの職員	11.6%
第5位	特に何もしない	10.1%	ケアマネジャー	11.6%	高齢者あんしん相談センターの職員	9.8%	ケアマネジャー	10.3%

7) 日常生活の不安と災害について

① 現在の生活上の不安

いずれの対象者も「自分や家族の健康」が最も多く、特に〔ミドル・シニア〕は6割を超えています。次いで「介護が必要になること」が多く、〔利用者〕〔未利用者〕では4割を超えています。3番目に多い「災害時の備えや対応方法」は、〔第1号〕を除いて4分の1程度があげています。

【図表】 3-43 生活上の不安(複数回答・特にない・無回答を除く上位5位のみ)

	第1号		ミドル・シニア		利用者		未利用者	
第1位	自分や家族の健康	37.2%	自分や家族の健康	62.0%	自分や家族の健康	47.3%	自分や家族の健康	50.3%
第2位	介護が必要になること	25.9%	介護が必要になること	36.1%	介護が必要になること	43.4%	介護が必要になること	44.0%
第3位	災害時の備えや対応方法	14.4%	災害時の備えや対応方法	24.0%	災害時の備えや対応方法	26.6%	災害時の備えや対応方法	25.2%
第4位	介護をしてくれる人がいない	10.7%	介護をしてくれる人がいない	15.1%	友人や地域との交流が無い	15.4%	犯罪や悪徳商法	15.0%
第5位	夜間や緊急時に対応してくれる人がいない	10.5%	財産の管理や相続に関すること	11.4%	夜間や緊急時に対応してくれる人がいない	15.2%	友人や地域との交流が無い	14.1%

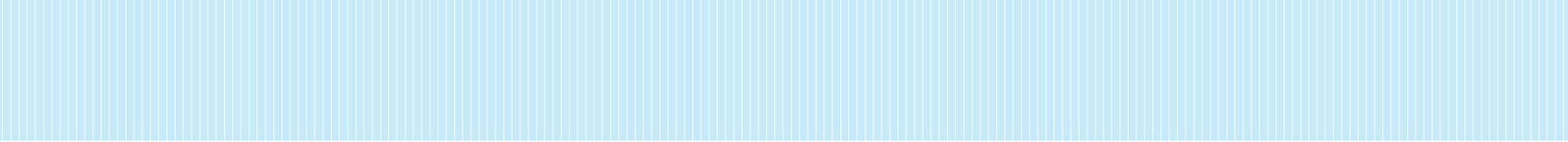
② 災害に対する不安

〔利用者〕は「一人で避難できない」が、他は「ライフラインが利用できなくなる」が最も多くなっています。

〔利用者〕〔未利用者〕は特に「一人で避難できない」「医療の確保」が他に比べて高い割合となっています。

【図表】 3-44 災害に関して不安に感じていること(複数回答・上位5位のみ)

	第1号		ミドル・シニア		利用者		未利用者	
第1位	ライフラインが利用できなくなる	50.3%	ライフラインが利用できなくなる	65.7%	一人で避難できない	51.1%	ライフラインが利用できなくなる	47.0%
第2位	家屋が倒壊する	29.2%	家屋が倒壊する	36.9%	ライフラインが利用できなくなる	39.5%	一人で避難できない	36.4%
第3位	特にない	24.5%	避難所での生活	30.9%	医療の確保	35.5%	家屋が倒壊する	35.0%
第4位	避難所での生活	22.9%	離れている家族等と連絡ができない	30.3%	家屋が倒壊する	30.1%	医療の確保	31.0%
第5位	医療の確保	21.0%	医療の確保	15.1%	避難所での生活	29.6%	避難所での生活	28.6%



第4章

計画事業と目標

7

2

3

4

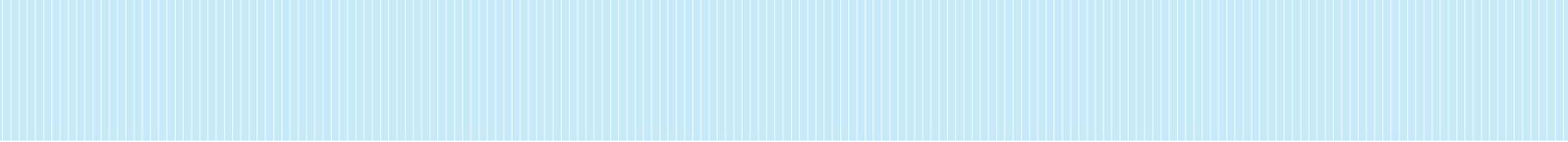
5

6

7

8

資料編



1 主要項目及びその方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の構築のために、以下の主要項目に沿って施策を進めていきます。

1) 地域で支え合うしくみの充実

地域住民をはじめ各機関が協力して、高齢者の日常生活を支える穏やかな地域支援体制をつくります。このため、元気高齢者をはじめとする区民が、多様な活動を通じて地域の高齢者の日常生活をサポートしながら、活力ある高齢期を過ごすための仕組みづくりを進めます。

また、介護の専門職による公的なサービスに限ることなく、ボランティア、NPO、地域団体等が提供するサービスもあわせて展開できるよう、担い手の支援を行います。

さらに、高齢者の尊厳ある暮らしを確保するため、相談体制や情報提供を充実するとともに権利擁護を推進する関係機関との連携を図ります。

2) 在宅サービスの充実

介護が必要になっても可能な限り住み慣れた自宅での生活が継続できるように、介護保険居宅サービスをはじめ地域密着型サービスなどの介護保険制度の基盤を整備するとともに、適切な介護サービスを提供するため、介護人材の確保とレベルアップを目指して介護サービス事業者を支援します。

今後、増加が見込まれる認知症高齢者や医療依存度の高い高齢者に対して、認知症支援策の充実や介護と医療の連携の推進に取り組みます。

また、在宅で介護を行っている家族に対して心身の負担を軽減する支援を充実していきます。

3) 健康で豊かな暮らしの実現

高齢になっても毎日に生きがいや、はりを持って自分らしくいきいきと生活できるよう支援を行います。特に、定年退職を迎えるまで生活の中心が職場にあり地域との繋がりが希薄となった団塊の世代や増加する一人暮らし高齢者が、地域コミュニティに参加しやすい仕組みづくりを進めます。このため、高齢者が有する知識、豊かな経験や技術を地域社会に活かし、生涯現役であり続ける仕組みに加えて、元気高齢者が介護の担い手として活躍していく取組を推進します。

また、加齢に伴う運動機能や記憶力の衰えを防ぐため、身近な地域で継続して参加できる運動機能向上等の介護予防の取組や、栄養改善・口腔機能の維持・向上を図る健康づくりを推進していきます。

4) 高齢者の多様な住まい方の支援や取組

生活の基盤として必要な住まいの確保と高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう住まい方の支援に取り組みます。高齢者を対象とした住まいの確保に向けては、民間事業者の協力を得ながら既存ストックの活用等を進め、プライバシーと尊厳が十分に守られた高齢者の入居を拒まない住宅の普及促進に努めるとともに、介護が必要になったときでも、できる限り自立した在宅生活を継続できるよう住宅改修等に助成します。

また、住宅困窮度が高い人に対してシルバーピアを優先的に供給する仕組みについて検討するとともに、入居者に生活相談や指導などの新たな生活援助を開始し、在宅生活の継続を支援していきます。

あわせて、様々なサービスを利用しても在宅生活の継続が難しい高齢者のための施設整備を行います。

5) 災害への対応

災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の安否確認、避難誘導を適切に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関との連携の強化をこれまで以上に図るとともに、災害ボランティア体制の整備を進め、より実効性のある援護体制を構築していきます。

また、避難所での生活が著しく困難な災害時要援護者が安心して避難できる福祉避難所の拡充とその運営体制の構築を推進するとともに、介護保険サービスを提供する事業所や施設が災害時に通所者や入所者の安全を確保できるよう、事業者への必要な支援を行います。

さらに、地震に強い高齢者の住まいづくりへの支援も推進していきます。

2

計画の体系

大項目	小項目	計 画 事 業	
1 地域で支え合っていくための充実	1 高齢者への地域支援体制の充実	1 文京区地域包括ケア推進委員会の運営	
		2 地域ケア会議の構築・運営	
		3 ハートフルネットワーク事業の充実	
		4 小地域福祉活動の推進	地1-1-1
		5 民生委員・児童委員による相談援助活動	
		6 話し合い員との連携	
		7 みまもり訪問事業	地1-1-5
		8 高齢者クラブ活動(友愛活動)に対する支援	
	2 地域活動の担い手への支援	1 ボランティア・市民活動への支援	地1-1-2
		2 ふれあいいきいきサロン	地1-1-3
		3 いきいきサービス事業の推進	地1-1-6
		4 シルバー人材センターの活動支援	
		5 シルバーお助け隊事業への支援	
		6 地域活動参加支援サイト	
		7 小地域福祉活動の推進【再掲1-1-4】	地1-1-1
		8 生活支援コーディネーターの配置 ※	
		9 介護予防指導者等養成事業の推進 ※	
	3 相談体制・情報提供の充実	1 高齢者あんしん相談センターの機能強化	
		2 老人福祉法に基づく相談・措置	
		3 介護保険苦情相談体制の充実	
		4 高齢者向けサービスの情報提供の充実	
		5 地域ケア会議の構築・運営【再掲1-1-2】	
		6 小地域福祉活動の推進【再掲1-1-4】	地1-1-1
	4 高齢者の権利擁護の推進	1 福祉サービス利用援助事業の促進	地3-3-1
		2 成年後見制度の利用促進	地3-3-4
		3 法人後見の受任	
		4 高齢者虐待防止への取組強化	
		5 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談	

凡例

- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- 他の分野別計画で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
地…地域福祉保健の推進計画 保…保健医療計画
- ※…介護予防・日常生活支援総合事業に関連する事業です。

大項目	小項目	計 画 事 業
2 在宅サービスの充実	1 介護保険居宅サービス等の充実	1 居宅サービス ※
		2 地域密着型サービス
	2 介護保険サービス基盤の整備	1 高齢者施設の整備(介護老人保健施設)
		2 地域密着型サービスの整備
		3 地域密着型サービス事業所の指定
	3 認知症支援策の充実	1 認知症に関する普及啓発
		2 認知症相談会の実施
		3 認知症ケアパスの作成
		4 認知症地域支援推進員の設置
		5 認知症コーディネーターの設置
		6 認知症サポート医・かかりつけ医との連携
		7 認知症初期集中支援チームの設置
		8 認知症サポーター養成講座
		9 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ
		10 認知症徘徊対策の充実
		11 生活環境維持事業
		12 地域密着型サービスの整備【再掲2-2-2】
		13 地域ケア会議の構築・運営【再掲1-1-2】
	4 介護と医療の連携推進	1 かかりつけ「医・歯科医・薬局」の確保
		2 在宅介護における医療連携の推進
		3 地域医療連携の充実
	5 ケアマネジメント機能の強化	1 ケアマネジャーへの個別相談・研修
		2 介護サービス事業者連絡協議会を通じた研修の実施
		3 ケアプラン点検の実施
		4 主任ケアマネジャーの支援・活用
	6 介護サービス事業者への支援	1 介護サービス事業者連絡協議会
		2 介護人材確保の支援
3 福祉サービス第三者評価制度の利用促進		

保2-1-1

大項目	小項目	計 画 事 業		
2 在宅サービスの充実	7 介護保険サービスの適正利用の促進	1	公平・公正な要介護認定の実施	
		2	ケアプラン点検の実施【再掲2-5-3】	
		3	福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査	
		4	生活保護受給高齢者支援事業	
		5	事業者への実地指導・集団指導	
		6	給付費通知の送付	
		7	介護サービス情報の提供	
		8	介護サービス適正利用の啓発	
	8 家族介護者への支援	1	緊急ショートステイ	
		2	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ【再掲2-3-9】	
		3	院内介助サービス	
		4	寝たきり等高齢者紙おむつ支給等事業	
		5	仕事と生活の調和に向けた啓発	
	9 ひとり暮らし高齢者等への支援	1	高齢者緊急連絡カードの整備	
		2	高齢者自立生活支援事業	
		3	シルバーお助け隊事業への支援【再掲1-2-5】	
		4	いきいきサービス事業の推進【再掲1-2-3】	地1-1-6
		5	緊急通報システム	
		6	みまもり訪問事業【再掲1-1-7】	地1-1-5
		7	話し合い員との連携【再掲1-1-6】	
		8	ごみの訪問収集	
		9	介護予防・生活支援サービス事業 ※	
		10	災害時要援護者への支援	
	10 寝たきり等高齢者への支援	1	寝たきり等高齢者理美容サービス	
		2	寝たきり等高齢者紙おむつ支給等事業【再掲2-8-4】	
		3	緊急ショートステイ【再掲2-8-1】	
		4	高齢者日常生活支援用具の給付等事業	
		5	話し合い員との連携【再掲1-1-6】	
		6	歯と口腔の健康	

大項目	小項目	計 画 事 業		
3 健康で豊かな暮らしの実現	1 健康の維持・増進	1	健康相談	
		2	健康診査・保健指導	
		3	歯と口腔の健康【再掲2-10-6】	
	2 健康づくりの支援	1	体カアップフェア	
		2	高齢者いきいき入浴事業	
		3	高齢者向けスポーツ教室	
		4	高齢者クラブ活動(健康づくり)に対する支援	
	3 介護予防の推進	1	介護予防チェックリストの実施 ※	
		2	介護予防ケアマネジメントの実施 ※	
		3	プログラム事業の実施 ※	
		4	介護予防教室事業実施 ※	
		5	介護予防普及啓発事業の推進 ※	
		6	介護予防指導者等養成事業の推進 ※【再掲1-2-9】	
	4 生涯学習	1	アカデミー推進計画に基づく各種事業	
		2	文京いきいきアカデミア(高齢者大学)	
		3	生涯にわたる学習機会の提供	
	5 高齢者の交流・社会参加	1	高齢者クラブ活動の支援	
		2	いきいきシニアの集い	
		3	シニアプラザ	
		4	福祉センター事業	
		5	寿教室	
		6	電子機器等利用に関する支援	
		7	ふれあいいきいきサロン【再掲1-2-2】	地1-1-3
		8	シルバーセンター等活動場所の提供	
		9	長寿お祝い事業	
		10	公園再整備事業	
	6 高齢者の地域貢献・就業支援	1	社会参加の促進事業	
		2	ボランティア・市民活動への支援【再掲1-2-1】	地1-1-2
3		いきいきサービス事業の推進【再掲1-2-3】	地1-1-6	
4		シルバー人材センターの活動支援【再掲1-2-4】		
5		シルバーお助け隊事業への支援【再掲1-2-5】		
6		高齢者の経験や技術を活かす支援策についての検討		
7		小地域福祉活動の推進【再掲1-1-4】	地1-1-1	
7 介護予防・日常生活支援総合事業の実施	1	介護予防・生活支援サービス事業 ※【再掲2-9-9】		
	2	一般介護予防事業 ※		

大項目	小項目	計画事業		
4 高齢者の多様な住まい方の支援や取組	1 高齢者の居住安定の確保	1	居住支援の推進	
		1	高齢者住宅設備等改造事業	
	2 生活環境の整備	2	住宅改修支援事業	
		3	耐震改修促進事業	地3-4-5
		4	高齢者等住宅修築資金融資あっせん・利子補給	
		5	家具転倒防止器具設置費用助成	地3-4-6
		6	文京区バリアフリー基本構想の策定	
		7	道のバリアフリーの推進	地2-1-3
	3 介護保険施設サービス等の充実	8	建築物等のバリアフリーの推進	
		1	施設サービス	
		2	地域密着型サービス (認知症高齢者グループホーム)	
		3	高齢者施設の整備(特別養護老人ホーム)	
		4	地域密着型サービス施設の整備 (認知症高齢者グループホーム)	

大項目	小項目	計画事業		
5 災害への対応	1 災害時要援護者への支援	1	災害時要援護者への支援【再掲2-9-10】	
		2	福祉避難所の拡充	地3-4-4
		3	災害ボランティア体制の整備	地3-4-3
	2 介護サービス事業者の災害対応に関する支援	1	介護サービス事業者のBCP(事業継続計画)マニュアル等の作成支援	
		2	災害に関する情報提供・研修会の実施	
	3 震災への住環境対策	1	耐震改修促進事業【再掲4-2-3】	地3-4-5
		2	家具転倒防止器具設置費用助成【再掲4-2-5】	地3-4-6

3

計画事業

- ・ の事業は、進行管理対象事業です。
- ・ 他の分野別計画で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載するとともに、表の罫線を点線にしています。
地…地域福祉保健の推進計画 保…保健医療計画
- ・ ※…介護予防・日常生活支援総合事業に関連する事業です。

1) 地域で支え合うしくみの充実

1-1 高齢者への地域支援体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、地域の関係者が相互に連携し、見守り、支え合う体制を強化します。このため、地域ケア会議の開催を推進し、個別の課題事例の検討を行うことを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や資源開発に取り組みます。

1-1-1 文京区地域包括ケア推進委員会の運営

事業概要

高齢者の介護及び介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進する。また、地域ケア会議の機能を兼ねることで、区全体の課題を抽出し各種施策の実現につなげる。

1-1-2 地域ケア会議の構築・運営

事業概要

各高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースの検討を通じて地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図る。
また、区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていく。これら各検討会議の内容を相互に反映させることにより地域包括ケアシステムの実現を図る。

3年間の事業量

各高齢者あんしん相談センターで個別課題レベルの地域ケア会議を実施するとともに、地域課題の把握・解決に向けた日常生活圏域レベルの地域ケア会議を実施する。また、区においては、政策形成を視野においた区全域レベルの地域ケア会議を実施する。各会議体は既存会議を効果的に活用する。

1-1-3 ハートフルネットワーク事業の充実

事業概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるために、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区でネットワークを構築し、相互に連携しながら高齢者の見守り等を行う。

3年間の事業量

項 目	25年度実績	29年度末
ハートフルネットワーク協力機関数	572団体	600団体

1-1-4 小地域福祉活動の推進 (地1-1-1)

事業概要

地域福祉コーディネーターを配置して、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組を地域の人とともに考え関係機関等と連携をすることで「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高める。

また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。【社会福祉協議会実施事業】

3年間の事業量

住民主体の小地域福祉活動をできるだけ早期に区内全域で推進するため、各圏域に「地域福祉コーディネーター」を配置する。

1-1-5 民生委員・児童委員による相談援助活動

事業概要

地域と行政機関のパイプ役である民生委員・児童委員協議会への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。

1-1-6 話し合い員との連携

事業概要

65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯及び重度の身体障害者世帯の方を対象に、「話し合い員」が孤独感を和らげるため、ご自宅を定期的(平日の週1回1時間程度まで)に訪問し、話し相手になり、あわせて安否の確認を行う。

1-1-7 みまもり訪問事業 (地1-1-5)

事業概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア(みまもりサポーター)が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行う。【社会福祉協議会実施事業】

3年間の事業量

項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
利用者数	78人	90人	100人	105人
みまもりサポーター数	45人	55人	60人	65人

1-1-8 高齢者クラブ活動(友愛活動)に対する支援

事業概要

区内の各高齢者クラブの会員が、高齢者が相互に支え合う地域づくりを実践するために会員宅を訪問し、安否の確認等を行う。

1-2 地域活動の担い手への支援

今後、超高齢社会を迎えるにあたり、多くの区民が様々な機会を捉え、地域活動の担い手となる支援を行います。特に、高齢者自身が社会参加を通じて地域を支える担い手として活躍できるように地域貢献活動への参画の支援やボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりの検討を行います。

1-2-1 ボランティア・市民活動への支援 (地1-1-2)

事業概要	<p>ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。</p> <p>また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進するとともに、活動助成等の支援を充実し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。【社会福祉協議会実施事業】</p>				
3年間の事業量	項 目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	ボランティア・市民活動まつり参加団体数	75団体	80団体	82団体	84団体
	ボランティア・市民活動センターへの利用登録団体数	79団体	85団体	108団体	116団体

1-2-2 ふれあいいきいきサロン (地1-1-3)

事業概要	<p>外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域での交流を深めることにより、孤立化を予防し、地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らせるよう、住民主体のサロンづくりを支援する。【社会福祉協議会実施事業】</p>				
3年間の事業量	項 目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	サロン設置数	90か所	91か所	92か所	95か所

1-2-3 いきいきサービス事業の推進 (地1-1-6)

事業概要	<p>区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】</p>				
3年間の事業量	項 目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	利用会員	226人	240人	250人	260人
	協力会員	87人	95人	100人	105人

1-2-4 シルバー人材センターの活動支援

事業概要	元気でいつまでも働きたいと願う高齢者の地域の受け皿として、シルバー人材センターの活動を支援する。臨時的・短期的・軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を中心に請け負い、提供し、生きがいの創出、活力ある高齢社会づくりに貢献する。		
3年間の 事業量	項 目	25年度実績	29年度末
	会員数	1,086人	1,250人
	就業実人員	870人	1,000人
	就業率	80.1%	80%

1-2-5 シルバーお助け隊事業への支援

事業概要	高齢者等が日常生活で起こるちょっとした困りごとを援助するサービスを助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。
------	---

1-2-6 地域活動参加支援サイト

事業概要	NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会、社会教育団体など、区内の非営利の公益活動を紹介する情報サイトとfacebook等のSNSを一体的に活用し、地域活動への参加促進を図る。
------	---

1-2-7 小地域福祉活動の推進【再掲 1-1-4】 (地1-1-1)

1-2-8 生活支援コーディネーターの配置 ※

事業概要	多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援するため、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングの機能を持つ生活支援コーディネーターの配置を目指す。
------	--

1-2-9 介護予防指導者等養成事業の推進 ※

事業概要	地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図る。また、高齢者団体やNPO等に働きかけて、介護予防指導者等の拡大に努める。
------	---

1-3 相談体制・情報提供の充実

介護保険の申請や高齢者の総合相談など一人ひとりの様々なニーズに応え、切れ目のない生活支援が提供できるよう、相談体制及び情報提供の充実を図ります。このため、関係機関と協力しつつ、地域における高齢者福祉の拠点としての役割を果たすため、高齢者あんしん相談センターの機能及び体制を強化し、各種相談窓口等と連携していきます。

1-3-1 高齢者あんしん相談センターの機能強化

事業概要

高齢者あんしん相談センターは、今後さらに進行していく高齢化を見据え、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における高齢者福祉の拠点として必要な相談・支援等に的確に対応するための機能強化を図る。また、高齢者あんしん相談センターの周知活動を進め、地域での認知度の向上を図るとともに、地域活動を強化し、在宅介護を支える医療と介護の連携調整などにより、在宅生活の充実を支援する。

3年間の事業量

項目	25年度実績	29年度末
高齢者あんしん相談センターの総相談数	29,465件	46,255件

1-3-2 老人福祉法に基づく相談・措置

事業概要

高齢者に関する相談を受け、高齢者あんしん相談センター等との連携を図りながら支援を行う。また、養護老人ホームや介護保険サービス利用の措置、成年後見制度の区長申立て手続きを行う。

1-3-3 介護保険苦情相談体制の充実

事業概要

区民や介護サービス事業者の介護保険に関する相談・苦情等に、適切な助言や情報提供、関係機関の紹介等を行うことで、早期解決を図る。

1-3-4 高齢者向けサービスの情報提供の充実

事業概要

高齢者のための福祉・保健サービスをわかりやすくまとめた「高齢者のための福祉と保健のしおり」の作成やホームページ・区報・facebook等様々な媒体を活用し、高齢者向け情報の提供を適宜行う。

1-3-5 地域ケア会議の構築・運営【再掲1-1-2】

1-3-6 小地域福祉活動の推進【再掲1-1-4】 (地1-1-1)

1-4 高齢者の権利擁護の推進

福祉や介護などの支援が必要な高齢者が、適切なサービスを主体的に選択できるよう、福祉サービスの利用支援を進めます。また、虐待防止や消費者トラブルなど様々な被害にあわないための対策を強化するとともに、成年後見制度の普及及び利用支援を行い、高齢者の権利擁護を推進します。

1-4-1 福祉サービス利用援助事業の促進 (地3-3-1)

事業概要	高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援が必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理、重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。				
3年間の事業量	項 目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	福祉サービス利用援助事業件数	30件	32件	33件	34件
	財産保全管理サービス件数	29件	33件	34件	35件
	法律相談件数	6件	12件	12件	12件

1-4-2 成年後見制度の利用促進 (地3-3-4)

事業概要	成年後見制度について、区民向けの学習会の開催やパンフレットの配布等を通じて、普及・啓発を進めるとともに、制度利用についての相談に対応する。また、弁護士等の専門家による個別相談会を開催する。【社会福祉協議会実施事業】				
3年間の事業量	項 目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	成年後見学習会・講座開催数	8回	8回	8回	8回
	専門相談件数	23件	36件	36件	36件

1-4-3 法人後見の受任

事業概要	成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、社会福祉協議会が成年後見人を受任する法人後見を実施する。【社会福祉協議会実施事業】
------	---

1-4-4 高齢者虐待防止への取組強化

事業概要	虐待を受けた高齢者を保護し、必要な措置を講じるとともに、高齢者の権利擁護のための広報啓発活動を進め、虐待防止や早期発見を図る。
------	---

1-4-5 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

事業概要	消費者の自立を支援することを目的に、消費者被害防止のための出前講座などを実施する。また、消費者トラブルに関する消費者相談を行う。
------	--

2) 在宅サービスの充実

2-1 介護保険居宅サービス等の充実

要支援・要介護状態になっても安定した在宅生活を継続できるよう適切な居宅サービス及び地域密着型サービスの確保に努めます。

また、事業者や介護職員等に対する研修指導を強化し、サービスの質の向上を図ります。

2-1-1 居宅サービス ※

事業概要

要支援・要介護状態になっても可能な限り在宅でその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護等のサービスを提供する。

2-1-2 地域密着型サービス

事業概要

可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のサービスを提供する。

2-2 介護保険サービス基盤の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスや介護老人保健施設の整備を計画的に進めていきます。

2-2-1 高齢者施設の整備(介護老人保健施設)

事業概要

要介護状態の高齢者が在宅生活に復帰することを支援するため、公有地の活用を図りながら、民間事業者に対する支援を行い、在宅復帰を目的としたリハビリテーション中心の介護サービスを提供する介護老人保健施設を整備する。

3年間の事業量

平成27年4月に移転を予定している文京福祉センターの跡地を活用し、平成29年4月までに、民間事業者による介護老人保健施設を整備する。

2-2-2 地域密着型サービスの整備

事業概要

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域に密着した介護サービスを所在地のバランスも勘案しながら、民間事業者による整備を促進していくとともに、区有地等の活用も検討する。

3年間の事業量

項目	25年度実績	29年度末
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1か所	1か所
夜間対応型訪問介護	1か所	1か所
認知症対応型通所介護	8か所	9か所
小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護を含む)	3か所	6か所
認知症高齢者共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	6か所	8か所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0か所	2か所

2-2-3 地域密着型サービス事業所の指定

事業概要 地域密着型事業所の指定及び指定内容変更手続きを行う。

2-3 認知症支援策の充実

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の本人や家族を支える地域のネットワークづくりを促進し、地域における認知症支援策を充実します。

2-3-1 認知症に関する普及啓発

事業概要 講演会や事業者向け認知症支援研修の実施及びリーフレットの作成等により、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を図る。

3年間の事業量	項 目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	講演会・研修会	—	8回	8回	8回

2-3-2 認知症相談会の実施

事業概要 認知症の早期発見・早期対応を推進するため、高齢者あんしん相談センターにおける嘱託医によるもの忘れ医療相談等の認知症相談会を実施する。

2-3-3 認知症ケアパスの作成

事業概要 認知症の人の生活機能障害の進行状況に応じた適切なサービス提供の流れを整理し、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか分かりやすく示すため、認知症ケアパスを作成する。

3年間の事業量 認知症の人と家族の現状、ニーズ及び社会資源等を調査し、地域包括ケア推進委員会に設置する専門部会において検討を行った上、認知症ケアパスを作成し、計画的な支援体制の整備に活かすとともに、区民への普及・啓発を行う。

2-3-4 認知症地域支援推進員の設置

事業概要 認知症施策を円滑かつ効果的に実施するため、厚生労働省の定める認知症地域支援推進員研修を受けた者を認知症地域支援推進員として配置し、地域における支援体制の構築を図る。

2-3-5 認知症コーディネーターの設置

事業概要 認知症コーディネーターを高齢者あんしん相談センターに配置し、関係機関と連携の上、認知症の早期発見・早期対応を推進する。

2-3-6 認知症サポート医・かかりつけ医との連携

事業概要

区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期発見・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進する。

2-3-7 認知症初期集中支援チームの設置

事業概要

複数の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

2-3-8 認知症サポーター養成講座

事業概要

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、認知症の人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを地域に1人でも多く養成するとともに、一層の活動参加促進のため、事例検討を通じた対応方法の習得等を内容とする実践的な認知症サポーター講座を実施する。

	項 目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
3年間の 事業量	年間サポーター養成数	1,691人	500人	500人	500人
	文京区サポーター総数	5,969人	7,000人	7,500人	8,000人
	実践講座	—	1回	1回	1回

2-3-9 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

事業概要

認知症の人の家族に対する支援を目的として、認知症家族交流会、認知症介護者教室及び認知症カフェを推進する。

	項 目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
3年間の 事業量	認知症家族交流会	13回	12回	12回	12回
	介護者教室	9回	8回	8回	8回
	認知症カフェ	1回	4回	4回	4回

2-3-10 認知症徘徊対策の充実

事業概要

認知症による徘徊行動に伴う行方不明者の発生を防止し、また、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの構築等の認知症徘徊対策を充実する。

3年間の 事業量

地域の協力者へのメール配信による行方不明認知症高齢者発見ネットワークの構築や地域における徘徊対応模擬訓練の実施等、地域における支援体制を整備する。また、発見時の速やかな身元確認に役立つステッカー等の配付や民間事業者が運営する徘徊探索サービスの利用助成を行う。

2-3-11 生活環境維持事業

事業概要

認知症高齢者等のうち、自己で生活環境の整備を行うことが困難なものに対し、廃棄物処理等のサービスを実施し、生活環境の維持保全を行う。

2-3-12 地域密着型サービスの整備【再掲2-2-2】

2-3-13 地域ケア会議の構築・運営【再掲1-1-2】

2-4 介護と医療の連携推進

高齢者一人ひとりのケアを充実するため、在宅生活を支える地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携及び調整を円滑にし、必要な医療と介護が継続的・一体的に受けられるよう支援します。また、介護事業者に対して関係情報を提供し必要に応じて随時研修を開催します。

さらに、地域全体での連携を図るため、医療連携体制の構築を目指します。

2-4-1 かかりつけ「医・歯科医・薬局」の確保

事業概要

日頃から健康や医療について相談をしたり、初期の医療を行うかかりつけの医療機関を持つことを区民に推奨していく。

2-4-2 在宅介護における医療連携の推進

事業概要

在宅生活を支える地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携及び調整を円滑にし、必要な医療・介護サービス等を包括的に提供するため、高齢者あんしん相談センターが連携窓口となり支援を行う。また、ケアマネジャー等から在宅介護を支える医療連携の個別相談に応じるとともに、スキルアップのための各種研修会を開催する。

2-4-3 地域医療連携の充実 (保2-1-1)

事業概要

区民に、より適切な医療を提供するため、区内の大学病院・都立病院・地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会の協議・検討を通じて、地域医療連携を図る。

3年間の事業量

- ・地域医療連携推進協議会・検討部会において、課題の整理、解決策・対応策の協議・検討を進め、地域医療連携の更なる充実を図る。
- ・「かかりつけ医・歯科医・薬局」を持つ区民の割合を増やすため、地域医療について区民の理解が深まるよう啓発していく。
- ・在宅療養の推進のため、在宅療養後方支援病院を増やす。

2-5 ケアマネジメント機能の強化

介護保険居宅サービスの舵取り役である、ケアマネジャーの質の向上を図り、必要なサービスが適切に提供され、より良いケアマネジメントが行えるよう支援します。

2-5-1 ケアマネジャーへの個別相談・研修

事業概要

在宅介護を支えるため、高齢者あんしん相談センターがケアマネジャー等からの個別相談に応じるとともに、スキルアップのための各種研修会を開催する。

2-5-2 介護サービス事業者連絡協議会を通じた研修の実施

事業概要

各部会において、ケアマネジャー、ヘルパー、介護職員の資質・実務能力の向上に資するための各種研修会を開催する。

2-5-3 ケアプラン点検の実施

事業概要

居宅介護支援事業者が利用者の状態に応じたより良いケアプランの作成ができるよう、事業者毎に個別指導を行う。

2-5-4 主任ケアマネジャーの支援・活用

事業概要

地域ケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーのネットワークの構築を支援し、意見交換や地域包括ケア促進に向けた研修等を実施するとともに、事例検討等のスーパーバイザーとして後進を育成する場を提供する。

2-6 介護サービス事業者への支援

介護保険事業の適切な運営を推進していくためには、介護サービス事業者の介護保険事業に対する理解や協力が不可欠です。このため、介護サービス事業者相互や区と事業者との連携を図るとともに、情報共有や研修等の必要な支援を行うことで、事業者が提供するサービスの質の向上を目指します。

2-6-1 介護サービス事業者連絡協議会

事業概要

介護サービス事業者相互間及び区との連携確保を図り、区民に適切な介護サービスの提供を行うため、協議会及び各部会を設置・運営する。また、部会において、介護従事者の資質・実務能力向上に資するため研修を実施する。

	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
3年間の事業量	事業者連絡協議会	2回 延205事業所248人	2回	2回	2回
	居宅介護支援事業者部会	6回 延240事業所361人	6回	6回	6回
	訪問介護事業者部会	5回 延85事業所102人	5回	5回	5回
	通所事業者部会	3回 延68事業所129人	3回	3回	3回

2-6-2 介護人材確保の支援

事業概要

介護サービス事業者に向けて、人材の確保、育成、定着の促進に関する情報提供を行う。また、介護サービス事業所、関係機関と区が連携し、人材確保や従業者のレベルアップを図る施策を検討、実施する。

2-6-3 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

事業概要

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。

2-7 介護保険サービスの適正利用の促進

高齢者が安心して利用できる質の高い適切な介護保険サービスを確保するため、積極的に介護保険制度運営の適正化に取り組んでいきます。

2-7-1 公平・公正な要介護認定の実施

事業概要

介護保険サービスを必要とする申請者に対して、必要な介護及び支援の程度を認定調査員が作成した調査書と主治医意見書に基づき「介護認定審査会」において、適正・客観的に判定を行う。

2-7-2 ケアプラン点検の実施【再掲2-5-3】

2-7-3 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

事業概要

利用者の状態像に合った福祉用具購入・住宅改修が適切に提供されているか、利用者宅へ訪問し調査する。

2-7-4 生活保護受給高齢者支援事業

事業概要

支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認する。併せて、それ以外の65歳以上宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、受給者のニーズを踏まえた支援を行う。

2-7-5 事業者への実地指導・集団指導

事業概要	指定居宅サービス事業者等に対し、適正化に係る制度周知のための研修会や実地指導及び監査、特別養護老人ホーム等の夜間人員体制の確認を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ適正な運営、介護給付費対象サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護を図る。				
3年間の事業量	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	事業所実地指導及び監査 指定居宅サービス事業所 地域密着型サービス事業所 介護保険施設	20か所/年 3か所/年 1か所/年	20か所/年 3か所/年 1か所/年	20か所/年 3か所/年 1か所/年	20か所/年 3か所/年 1か所/年
	集団指導 介護サービス事業者連絡協議会 及び各介護事業者部会での実施	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年
	福祉用具購入・住宅改修に係る 利用者宅訪問調査	15件/年	12件/年	12件/年	12件/年

2-7-6 給付費通知の送付

事業概要	適正な介護サービスが提供されているか、利用者及び利用者家族が確認できるよう給付費通知を送付し、不適正給付の発見につなげると共に事業者の不正請求を抑制する。
------	---

2-7-7 介護サービス情報の提供

事業概要	居宅・通所・施設系の介護サービス事業者情報の収集・提供を行うことで、介護保険事業の適正・円滑な実施に資する。
------	--

2-7-8 介護サービス適正利用の啓発

事業概要	利用者等が介護サービスの正しい利用法を知り、サービスを適切に利用できる一助として、啓発冊子を作成・配布する。
------	--

2-8 家族介護者への支援

居宅で介護を行っている家族の心身の負担を軽減するため、定期的な介護保険サービスの利用のほか、要介護者の在宅生活の継続や質の向上を図る事業を実施するとともに、認知症の方を介護する家族が、互いに交流する場や機会を提供します。また、介護の知識や仕事との両立について、情報提供や意識啓発を行います。

2-8-1 緊急ショートステイ

事業概要	介護や見まもりの必要な高齢者等の介護者が特別な理由で、一時的に介護が困難になった場合等に短期入所サービスを提供する。
------	--

2-8-2 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ【再掲2-3-9】

2-8-3 院内介助サービス

事業概要	医療機関受診時に付添いが必要な一定の要件を満たす高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院困難な高齢者の通院の機会を確保する。		
3年間の事業量	項 目	25年度実績	29年度末
	利用者	234人	314人

2-8-4 寝たきり等高齢者紙おむつ支給等事業

事業概要	65歳以上で寝たきり又は認知症等の高齢者に対し紙おむつの支給、又はおむつ費用の一部を助成することにより精神的又は経済的負担の軽減を図る。
------	--

2-8-5 仕事と生活の調和に向けた啓発

事業概要	多様な働き方の実現に向けた意識改革を推進するため、情報提供や広報・啓発活動を行う。
------	---

2-9 ひとり暮らし高齢者等への支援

ひとり暮らし等の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、安否の確認を行うとともに、日常生活のちょっとした困りごとを支援する事業等を実施していきます。また、緊急事態に備える事業を行うことで安全・安心対策を推進していきます。さらに、今後の介護予防・生活支援サービス事業の展開を見据え、より有効な支援体制となるよう事業の構築を進めてまいります。

2-9-1 高齢者緊急連絡カードの整備

事業概要	65歳以上のひとり暮らしの方、または80歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、緊急時に適切な対処ができるよう、区と民生委員、話し合い員、高齢者あんしん相談センターが情報を共有し、緊急時に備える。		
3年間の事業量	項 目	25年度実績	29年度末
	設置人数	5,251人	5,955人

2-9-2 高齢者自立生活支援事業

事業概要	骨折や退院等により一時的に援助を要する方や、初期の認知症・精神疾患などにより生活への助言や指導が必要な方が、自立した生活を営むことができるように、一定期間ヘルパーを派遣し支援する。
------	--

2-9-3 シルバーお助け隊事業への支援【再掲1-2-5】

2-9-4 いきいきサービス事業の推進【再掲1-2-3】 (地1-1-6)

2-9-5 緊急通報システム

事業概要

慢性疾患により常時注意を要するひとり暮らし等の高齢者が、家の中で発作等により緊急事態となった時に、ペンダントのボタンを押すことにより速やかな救助活動につなげる。

2-9-6 みまもり訪問事業【再掲1-1-7】 (地1-1-5)

2-9-7 話し合い員との連携【再掲1-1-6】

2-9-8 ごみの訪問収集

事業概要

満65歳以上のみの世帯、日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯等、その他区長が特に必要であると認めた世帯のいずれかに該当する者のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対して家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先またはドアの前から収集する。

2-9-9 介護予防・生活支援サービス事業 ※

事業概要

介護予防給付として実施されていた、訪問介護、通所介護を地域支援事業へ移行し、多様な主体の参加による多様なサービスを提供する。

2-9-10 災害時要援護者への支援

事業概要

災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者に対し、災害発生時の安否確認、避難誘導等を適切に行うことができるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員等関係機関との連携をさらに強化するとともに、個別訪問を引き続き消防等防災関係機関と連携しながら行っていく。

なお、災害時要援護者の支援については、災害対策基本法の改正に基づき、名簿の作成方法、避難行動の支援方法について検討を行う。

2-10 寝たきり等高齢者への支援

寝たきり等の状態にある高齢者の日常生活の質の向上及び家族の介護負担の軽減を図るため、介護保険サービスのほか、理美容サービスや紙おむつ支給等の様々な支援を行います。

2-10-1 寝たきり等高齢者理美容サービス

事業概要

在宅にいる65歳以上で理美容店までの外出が困難な寝たきりの状態又は重度の認知症状態の高齢者からの申請に基づき、訪問理美容券を発行し高齢者の理美容の機会を確保する。

2-10-2 寝たきり等高齢者紙おむつ支給等事業【再掲2-8-4】

2-10-3 緊急ショートステイ【再掲2-8-1】

2-10-4 高齢者日常生活支援用具の給付等事業

事業概要

65歳以上で身体機能その他の理由により日常生活を営むうえで支障がある高齢者に対し、自立を支援するための用具の給付を行うことにより日常生活の利便を図る。

2-10-5 話し合い員との連携【再掲1-1-6】

2-10-6 歯と口腔の健康

事業概要

成人の口腔衛生の保持健康を図り、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供するため、歯周疾患検診を実施する。また在宅寝たきり高齢者等訪問健診・予防相談指導として、40歳以上の在宅で寝たきり等通院が困難な方に対し、自宅に歯科医師又は歯科衛生士が訪問し、健診及び予防指導を行う。

3) 健康で豊かな暮らしの実現

3-1 健康の維持・増進

高齢者がいつまでも健康を維持し、安心して暮らせるよう、自らの健康状態を把握するための健康相談や健康診査を行います。また、健康診査の結果に基づく保健指導等も併せて行っていきます。

3-1-1 健康相談

事業概要

義務教育終了以上の区内在住の方を対象に相談日を定め、区民の健康相談を行う。健康相談では必要に応じ、X線検査、血圧測定、尿検査その他を行い、進学・就職等に要する健康診断書の発行も行う。

3-1-2 健康診査・保健指導

事業概要

40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、健康診査を実施し、生活習慣病などの疾病の早期発見・早期治療を行う。また、内臓脂肪に着目した特定健康診査・特定保健指導を継続実施する。

3年間の 事業量

項 目	25年度実績	29年度末
特定健康診査受診率	41.5%	60%
特定保健指導実施率	16.8%	60%

3-1-3 歯と口腔の健康【再掲2-10-6】

3-2 健康づくりの支援

高齢者がいつまでも健康を維持していくため、地域の中でいきいきとした生活が続けられるように、普及啓発事業や、会員同士が自主的な取組を行う高齢者クラブの活動を支援します。また、一部の銭湯を活用して軽体操等を行うミニデイ事業や体育施設における高齢者向けの各種スポーツ教室の実施などを通して、健康づくりを進めていきます。

3-2-1 体力アップフェア

事業概要

高齢者が継続的に自身の体力を把握し、その後の健康づくりに役立てられるように体力測定会を開催する。

3-2-2 高齢者いきいき入浴事業

事業概要	閉じこもり予防や健康増進のため、高齢者の交流の場として区内公衆浴場を活用し、シニア入浴事業を実施する。また、営業前の時間を活用した「さわやか銭湯(ミニデイ事業)」を実施する。		
3年間の事業量	項 目	25年度実績	29年度末
	シニア入浴事業(延利用人数)	104,854人	105,000人
	ミニデイ(延利用人数)	795人	800人

3-2-3 高齢者向けスポーツ教室

事業概要	60歳以上の区内在住者を対象とした、水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室、65歳以上を対象とした高齢者水泳・チェアエクササイズ教室を実施する。
------	---

3-2-4 高齢者クラブ活動(健康づくり)に対する支援

事業概要	区内の高齢者クラブが、会員の健康で生きがいのある生活の実現に向け、輪投げ等の軽スポーツ及び健康体操教室を開催することについて支援を行う。
------	--

3-3 介護予防の推進

要介護状態等となるおそれが高いと認められる高齢者を早期に発見し、速やかに適切な介護予防事業に結びつけ、高齢者が要介護状態等にならないよう予防する施策を行っていきます。

このため、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとした暮らしができるよう介護予防教室事業や健康教育等を行っていきます。

また、介護予防事業は、地域支援事業の見直しにより、平成28年度からは介護予防・日常生活支援総合事業として再編された形で実施します。

3-3-1 介護予防チェックリストの実施 ※

事業概要	介護認定を受けていない65歳以上の高齢者に、「基本チェックリスト」を送付し、介護予防事業対象者の把握を行う。
------	--

3-3-2 介護予防ケアマネジメントの実施 ※

事業概要	介護予防事業対象者に対して、基本チェックリスト等に基づき、心身の状態や生活機能等を把握・分析し、個々の目標を設定して介護予防事業の参加につなげる。また、本人の状態に合わせて、適切な目標設定を行い、事業参加の効果が得られるように、介護予防事業従事者等に対し、必要に応じて調整や助言を行う。
------	---

3-3-3 プログラム事業の実施 ※

事業概要	介護状態等となるおそれの高い高齢者に対して、生活機能の低下を抑制し、運動器等の機能向上を図るプログラム事業を実施する。		
3年間の事業量	項 目	25年度実績	29年度末
	参加者数	447人	790人

3-3-4 介護予防教室事業実施 ※

事業概要	全ての高齢者が介護予防の重要性を理解し、身近な所で介護予防を継続して行うことができるよう環境づくりに努め、民間事業者等の活用を図る等多様な介護予防教室事業を展開する。		
3年間の事業量	項 目	25年度実績	29年度末
	参加者数	2,040人	2,100人

3-3-5 介護予防普及啓発事業の推進 ※

事業概要	介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施し、介護予防の重要性の周知を図る。		
------	---	--	--

3-3-6 介護予防指導者等養成事業の推進 ※ 【再掲1-2-9】

3-4 生涯学習

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を用意するとともに、高齢者をはじめとした参加者同士の様々な交流を通じて、いきいきと地域で暮らすことができる環境を整えます。

3-4-1 アカデミー推進計画に基づく各種事業

事業概要	アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を提供する。		
------	---------------------------------------	--	--

3-4-2 文京いきいきアカデミア(高齢者大学)

事業概要	高齢者の方々が継続的に学ぶ機会を提供するとともに、受講者同士の親睦を図ることを目的として、2年制の講座(高齢者大学)を実施する。		
------	--	--	--

3-4-3 生涯にわたる学習機会の提供

事業概要	バラエティに富んだ魅力的な生涯学習プログラムを提供し、様々な区民のニーズにあった生涯学習の機会を提供する。		
------	---	--	--

3-5 高齢者の交流・社会参加

地域社会においていきいきと暮らし続けられるよう、閉じこもりを予防する外出のきっかけづくりや仲間づくりを進めます。また、高齢者の自主的な活動を支援するとともに、地域活動に参加する意欲を持った高齢者に交流の場を提供し、社会に参加しやすい環境を整備します。

3-5-1 高齢者クラブ活動の支援

事業概要	地域において高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進及び友愛訪問を含めた地域福祉活動等に貢献している高齢者クラブの活動に対して支援する。		
3年間の事業量	項 目	25年度実績	29年度末
	会員数	約4,100人	約4,100人

3-5-2 いきいきシニアの集い

事業概要	高齢者の生きがい向上を促進するため、高齢者クラブが日頃の活動の中で作成した作品を展示するとともに、軽スポーツや手芸など的高齢者クラブの活動内容を紹介する。
------	---

3-5-3 シニアプラザ

事業概要	地域の高齢者と区内の大学(跡見学園女子大学)との異世代交流を図りつつ、協働して高齢者の生きがいの創出等を目的とした様々な事業を実施する。
------	--

3-5-4 福祉センター事業

事業概要	高齢者の仲間づくりや教養の向上・健康維持を目的とした事業を行う。
------	----------------------------------

3-5-5 寿教室

事業概要	高齢者の生きがい向上及び閉じこもり予防を図るため、健康音楽教室、カラオケ教室及び囲碁・将棋交流会等を実施する。
------	---

3-5-6 電子機器等利用に関する支援

事業概要	ICT社会において高齢者が安心して地域生活を続けるため、様々な電子機器等の利用に関する講座を開催し、高齢者がICTを活用できるよう支援を行う。
------	---

3-5-7 ふれあいいきいきサロン【再掲1-2-2】 (地1-1-3)

3-5-8 シルバーセンター等活動場所の提供

事業概要

高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進等を図るため、高齢者団体に趣味の活動や会議の場としてシルバーセンター及び福祉センターを提供する。

3-5-9 長寿お祝い事業

事業概要

長年にわたり社会に尽力してきた高齢者を敬愛し、長寿と健康を願って、お祝品を贈呈する。なお、新たに100歳となる人には、お誕生日前後に訪問の上、贈呈を行う。

3-5-10 公園再整備事業

事業概要

区立公園や児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、公園再整備基本計画に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園の再整備を行う。

3-6 高齢者の地域貢献・就業支援

高齢者が地域において様々な役割を担うことにより、充実した生活を送るため、高齢者が有する知識、豊かな経験や技術を活かせるよう、地域貢献に参画する機会の確保や、地域社会で就業する支援を行います。

3-6-1 社会参加の促進事業

事業概要

ミドル・シニア(概ね50歳以上の方)の地域活動への参加及び生きがいの向上を図ることを目的とした講座等を実施する。

3-6-2 ボランティア・市民活動への支援【再掲1-2-1】 (地1-1-2)

3-6-3 いきいきサービス事業の推進【再掲1-2-3】 (地1-1-6)

3-6-4 シルバー人材センターの活動支援【再掲1-2-4】

3-6-5 シルバーお助け隊事業への支援【再掲1-2-5】

3-6-6 高齢者の経験や技術を活かす支援策についての検討

事業概要

高齢者の経験や技術を活かした地域貢献活動や就労等の社会参加について啓発するとともに、きっかけづくりについて検討する。

3-6-7 小地域福祉活動の推進【再掲1-1-4】 (地1-1-1)

3-7 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

介護保険法改正による地域支援事業の見直しに伴い、多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的に介護予防や生活支援のサービスを実施します。また、従来の介護予防事業については、一次予防と二次予防の区別をすることなく、一般介護予防事業と併せて実施します。

3-7-1 介護予防・生活支援サービス事業 ※ 【再掲2-9-9】

3-7-2 一般介護予防事業 ※

事業概要

介護予防事業として実施されていた一般高齢者に対する一次予防事業と二次予防事業について、一次、二次の区別をすることなく、一般介護予防事業として合わせて実施する。

4) 高齢者の多様な住まい方の支援や取組

4-1 高齢者の居住安定の確保

生活の基盤として必要な住まいの確保と高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう住まい方の支援に取り組みます。

4-1-1 居住支援の推進

事業概要

特に住宅に困窮する高齢者の居住に供するためシルバーピアの管理運営を行うとともに、高齢者の入居を拒まないバリアフリー化された民間賃貸住宅の確保を進め、高齢者の円滑な入居を促進する。

シルバーピア等の入居者には、介護が必要になっても可能な限り在宅生活が継続できるよう生活支援を強化し、住宅の確保に配慮を要する高齢者には、継続的に安心して暮らせるよう関係機関と連携を図り支援する。

4-2 生活環境の整備

高齢者が住み慣れたまちや住宅で安全・安心に自立した在宅生活を送れるようにバリアフリー化や耐震化を進めるなど、生活環境の整備を行います。

4-2-1 高齢者住宅設備等改造事業

事業概要

65歳以上で身体機能の低下その他の理由により日常生活を営むうえで支障がある高齢者に対し、その者の居住する住宅の改造に係る費用の一部を給付することにより日常生活の安全性、利便性の向上を図る。

4-2-2 住宅改修支援事業

事業概要

ケアマネジャーがついていない利用者が介護保険住宅改修費申請にあたり、申請に必要な理由書を作成権限のある福祉住環境コーディネーター等が作成した場合、作成費の補助を行う。

4-2-3 耐震改修促進事業 (地3-4-5)

事業概要

建築物の所有者が、建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。

3年間の事業量

項 目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
木造住宅耐震診断(高齢者・障害者)	52件	100件	100件	100件
木造住宅耐震設計・改修(高齢者・障害者)	25件	30件	30件	30件
木造住宅耐震改修シェルター設置(高齢者・障害者)	1件	2件	2件	2件

4-2-4 高齢者等住宅修築資金融資あっせん・利子補給

事業概要

高齢者等を含む世帯が住宅として使用する部分の修繕工事等に係る資金の融資を金融機関にあっせんし、利子の一部を補給する。

4-2-5 家具転倒防止器具設置費用助成 (地3-4-6)

事業概要

災害時において、負傷の原因、避難や救出・救護の障害となる、家具の転倒や落下を防止するため、家具の転倒防止器具設置と購入にかかる費用の一部助成を行い、自主的な防災への取組を促進する。

3年間の事業量

項 目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
家具転倒防止器具購入・設置費用助成	26世帯	100世帯	100世帯	100世帯

4-2-6 文京区バリアフリー基本構想の策定

事業概要

公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進するために、バリアフリー基本構想を策定する。

4-2-7 道のバリアフリーの推進 (地2-1-3)

事業概要

高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、平成12年度の現況調査により抽出した3,969か所について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。

3年間の事業量

項 目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
整備件数	175件	120件	120件	120件

4-2-8 建築物等のバリアフリーの推進

事業概要

すべての人が区内の公共的性格をもつ各種施設を円滑に利用できるようにするため、施設の整備等を行う際にはユニバーサルデザインの考えを取り入れることによって、福祉のまちづくりを推進する。

4-3 介護保険施設サービス等の充実

更なる高齢者人口の増加等に伴う介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等への入所が必要な高齢者の増加に対応するため、施設の整備を進めます。

また、認知症高齢者が、家庭的な環境の中で日常的な援助等を受けながら生活することで、認知症の進行を緩やかにし、安心した暮らしができる認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)の整備を推進します。

4-3-1 施設サービス

事業概要

在宅での生活が困難な方が入所する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、在宅復帰に向けてリハビリを中心に行う介護老人保健施設、急性期の治療を終え長期の療養を行う介護療養型医療施設があり、入所(入院)している要介護者に対して、それぞれの機能に応じたサービスを提供する。

4-3-2 地域密着型サービス(認知症高齢者グループホーム)

事業概要

認知症高齢者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供し、安定した生活を支援する。

4-3-3 高齢者施設の整備(特別養護老人ホーム)

事業概要

施設入所が必要な高齢者の増加に対応するため、公有地の活用を図りながら、民間事業者に対する支援を行い、特別養護老人ホームを整備する。

3年間の事業量

平成27年4月に移転を予定している教育センターの跡地等を活用し、民間事業者による特別養護老人ホームを整備する。

4-3-4 地域密着型サービス施設の整備(認知症高齢者グループホーム)

事業概要

認知症高齢者が、家庭的な環境の中で日常的な援助等を受けながら生活することで、認知症の進行を緩やかにし、安心した暮らしができるよう、民間事業者による認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)を整備する。

3年間の事業量

項 目	25年度実績	29年度末
全圏域	6 か所	8 か所

5) 災害への対応

5-1 災害時要援護者への支援

災害時要援護者について、区民防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等と連携をさらに強化し、支援体制の充実を図ります。また、災害時要援護者が避難できる場所について、特別養護老人ホームなどの施設を対象に整備を進めていきます。

5-1-1 災害時要援護者への支援【再掲 2-9-10】

5-1-2 福祉避難所の拡充 (地3-4-4)

事業概要	避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。
3年間の事業量	区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所設置箇所数の拡大を図る。 あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、福祉避難所の設置及び運営に関するマニュアルを作成する。

5-1-3 災害ボランティア体制の整備 (地3-4-3)

事業概要	災害時にボランティアの力と地域住民の支援ニーズをコーディネートすることで、高齢者、障害者、子育て中の親子等地域住民の力や行政だけでは取り組むことの出来ない部分の復旧復興支援を行う災害ボランティアセンターがいつでも設置できる体制を整える。【社会福祉協議会実施事業】				
3年間の事業量	項 目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	登録スタッフ数	—	14人	20人	25人

5-2 介護サービス事業者の災害対応に関する支援

介護保険施設や事業所を運営する事業者が、入所者や利用者を災害から守るとともに、発災後も事業に継続的に取り組んでいくことが必要です。そのため、BCP(事業継続計画)マニュアルの作成等を促進していくとともに、災害に関する研修会を実施して事業者の災害への対応力を高めていきます。また、区の災害に関する取組や必要な情報を提供していきます。

5-2-1 介護サービス事業者のBCP(事業継続計画)マニュアル等の作成支援

事業概要

介護保険施設や事業所を運営する事業者が、入所者や利用者を災害から守るとともに、災害時に迅速かつ適切な対応が行えるように、BCP(事業継続計画)や災害対策マニュアルの作成・更新を支援する。

5-2-2 災害に関する情報提供・研修会の実施

事業概要

介護サービス事業者連絡協議会を通じて区の災害に関する取組や必要な情報の提供等を行う。また、部会において、災害に関する研修会を実施し、災害に対する啓発、取組を促進する。

5-3 震災への住環境対策

高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、安全な住環境を守るための対策を実施します。地震発生時の家具の転倒等による事故を未然に防止するため、家具転倒防止器具購入及び設置にかかる費用の助成などの支援を行います。

5-3-1 耐震改修促進事業【再掲4-2-3】 (地3-4-5)

5-3-2 家具転倒防止器具設置費用助成【再掲4-2-5】 (地3-4-6)

第5章

地域包括 ケアシステムの 構築及び方向性

7

2

3

4

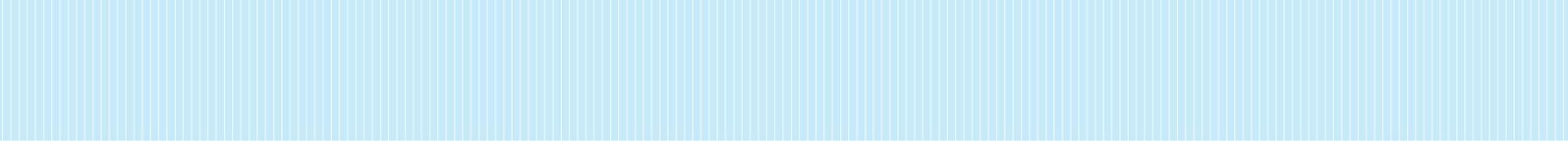
5

6

7

8

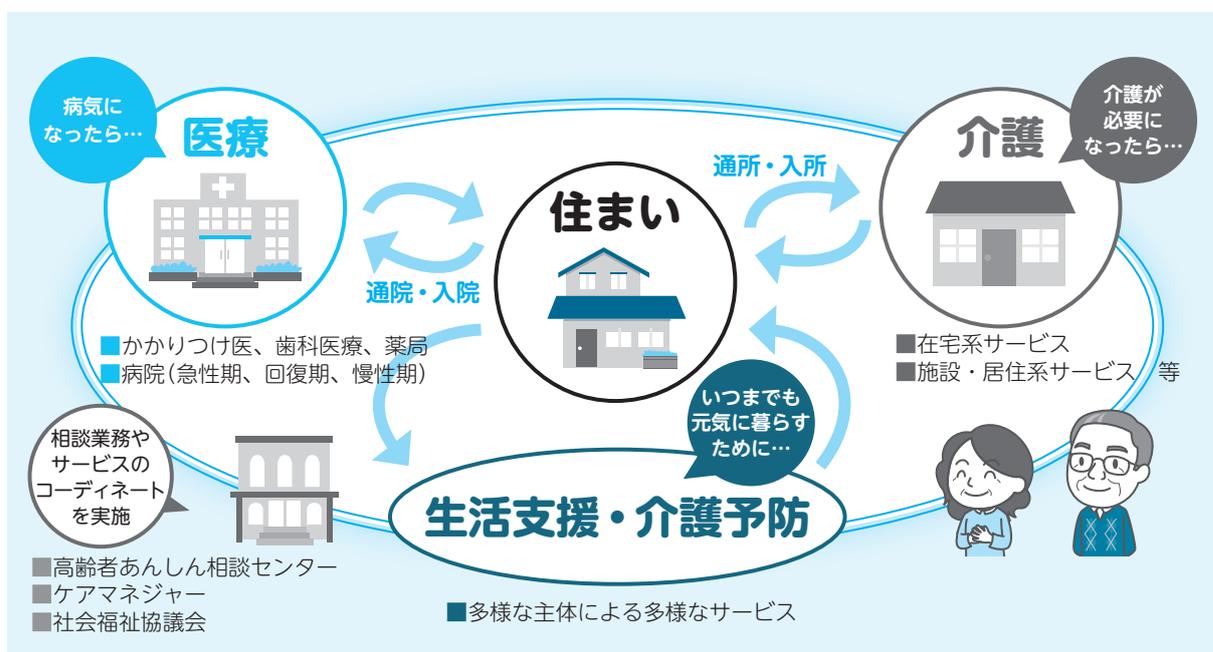
資料編



本計画では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、認知症高齢者、単身高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加が予想される中、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目的としています。

この全国的な課題に対しては、介護保険法が改正されており、各自治体においては、地域特徴を活かした新しい地域支援事業が求められています。このうち、介護予防・日常生活支援総合事業においては、多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的なサービスが提供できるよう文京区の実情に応じ、検討を進めてまいります。

【図表】 5-1 地域包括ケアシステム



1

重点的取組事項

介護保険法改正や地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の趣旨に基づき、文京区では以下の重点的取組事項について検討し、地域包括ケアシステムを構築していきます。

1) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、国及び都の支援を活用しながら、地域の医療関係者や介護サービス事業者等と連携しつつ、在宅医療・介護連携の推進に取り組んでいきます。

2) 認知症施策の推進

「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指し、新たな視点に立脚した施策の導入を積極的に進めることにより、これまでの「ケアの流れ」を変えていきます。このため、文京区内で共有する「標準的なケアパス」(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)を構築することを、基本目標とします。

また、個別の事業においては、相談体制の確立や周知・啓発を一層図るとともに、地域の見守り体制の強化を推進し、行方不明認知症高齢者対策については、新たな取組を実施してまいります。

3) 介護予防の推進

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものです。これまでの機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけでなく、これからの介護予防は、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれた事業展開が重要であると考えます。

このような効果的なアプローチを実践するため、地域において自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる文京区を目指します。

4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

生活支援サービスの充実、介護予防の推進等が図られるためには、利用可能な多様なサービスが提供できる取組が必要となります。

現行の本区の事業を踏まえて、文京区における生活支援コーディネーター(地域支え合

い推進員)の配置を検討していきます。

また、元気な高齢者が担い手として活躍する場を整えることで、社会参加・社会的役割を持つことによる生きがいがづくりや介護予防に繋がっていきます。

5) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

高齢者それぞれの生活のニーズに合った住まい方が提供され、その中で生活サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活の中で、保健・医療・介護の専門サービスが提供されることが必要になります。

高齢者を対象とした住まいの確保に向けては、民間事業者の協力を得ながら既存ストックの活用等を進め、プライバシーと尊厳が十分に守られた高齢者の入居を拒まない住宅の普及促進に努めます。

また、引き続き高齢者住宅設備等改造事業や住宅改修支援事業などを実施し、できる限り在宅生活を継続できるよう、バリアフリー等に配慮した政策を展開してまいります。



文京すまいるプロジェクト



住宅の確保に配慮を要する高齢者、障害者、ひとり親(以下「高齢者等」という。)に対する住まいの確保と、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた住まい方の支援を行い、高齢者等の居住継続を支援していくプロジェクトを平成27年度から開始します。

住まいの確保策

● すまいる住宅登録事業

住宅市場において入居制限を受けやすい高齢者等の住まいの確保を図るため、民間賃貸住宅のストック活用を行います。

● 住まいの協力店制度

不動産業界団体から推薦を受けた店舗を「文京区住まいの協力店」とし、高齢者等に対し、適切な民間賃貸住宅情報を提供します。

住まい方の支援策

● ライフサポートアドバイザー事業

シルバーピアやすまいる住宅等入居者の安否確認や生活相談サービスをケアの専門家が担い在宅生活継続支援を行います。

● ライフプランセミナー事業

老後の生活に必要な資金や資力に応じた適正家賃と本区の家賃相場を把握してもらうことで、高齢期の住まい方をサポートします。

2

文京区地域包括ケア推進委員会の運営

文京区地域包括ケア推進委員会は、区における高齢者等の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進することを目的として、平成17年11月に設置しました。

委員構成は、地域福祉推進分野の学識経験者、地域医療関係団体の代表、介護支援専門員及び介護(予防)サービス事業者の代表、地域の高齢者に関する団体等の代表並びに公募区民となっています。

本委員会は、高齢者あんしん相談センターの設置及び運営に関する事、介護保険制度における地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定に関する事、地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画の策定及び計画の目標達成状況の評価に関する事、認知症高齢者とその家族に対するきめ細やかな対応と継続的な支援を行うためのネットワーク構築に関する事などについて協議等を行っているほか、高齢者・介護保険事業計画の策定又は改定に関する事項について検討を行っています。

また、本委員会は、介護保険法施行規則第140条の66に規定する地域包括支援センター運営協議会としての役割も担っています。

さらに、今後は、平成27年度より実施される各地域ケア会議のうち、区全域レベルの地域ケア会議としての役割を担い、区全体の資源開発、地域づくり及び政策形成についての議論を行い、高齢者・介護保険計画等の施策への反映につなげていきます。

3

文京区の地域包括ケアシステム体制

高齢者あんしん相談センターの機能強化を一層図りながら、新たに地域支援事業として位置づけられた、地域ケア会議の創設、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備を進めます。

1) 高齢者あんしん相談センターの業務

高齢者あんしん相談センターは、地域における高齢者福祉の拠点として、次の①総合相談支援、②権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントの4つの基本機能を担うとともに、日常生活圏域レベルの地域ケア会議、在宅医療・介護の連携、認知症施策の推進、一般介護予防事業に取り組んでいきます。

① 高齢者の総合相談支援に関する業務

ア 高齢者の総合相談

高齢者や介護する家族からの様々な相談に対応し、必要な支援を実施しています。また、地域における様々な関係者とのネットワークの構築に取り組み、ネットワークを通じた地域の高齢者の実態把握を行います。

イ 文京区ハートフルネットワークの拡充

地域における高齢者の緊急事態等にいち早く気づき、速やかに対応できるよう、文京区ハートフルネットワーク事業を実施しています。高齢者あんしん相談センターは、声かけ等の見守りを行う協力機関からの連絡に迅速に対応し、高齢者の生活を支援しています。また、高齢者あんしん相談センターは、ハートフルネットワークの団体協力機関を中心に安心ネット連絡会を開催し、地域課題の共有や検討を行い、連携強化と地域での顔の見える関係づくりに努めています。今後も協力機関の拡充と連携の強化に努め、安心して生活できる地域づくりをめざします。

【図表】 5-2 文京区ハートフルネットワークシンボルマーク



【図表】 5-3 文京区ハートフルネットワーク概念図



ウ 相談機関としての周知

地域において身近で信頼できる相談機関となるためには、気軽に相談できる窓口として認識されることが必要です。高齢者あんしん相談センターの区民全体への認知度を深めていくために、出張講座や自主講座の開催のほか、地域の関係機関へのパンフレットやポスターの配布等、周知活動をより積極的に行っていきます。

2 権利擁護に関する相談支援の充実

判断力が低下し、本人の生活を一緒に考えてくれる家族がない場合、自分に必要なサービスを自ら決定することも難しくなります。

窓口寄せられる相談で、高齢者虐待、成年後見等の権利擁護に関する相談が増加しています。そこで、社会福祉協議会の成年後見制度利用支援サービスなどを活用し、高齢者の尊厳ある生活を守るために、必要な支援を実施します。

また、高齢者虐待の背景には、認知症を始め様々な要因が重なっていることが多く、高齢者あんしん相談センターだけで問題を解決することが難しい場合もあります。このため、関係各機関と相互の連携強化、情報共有及び事例検討等によるスキル向上にも努めていきます。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援に関する業務

ア 地域のネットワークの構築

高齢者が地域で暮らし続けるためには、高齢者の状況変化に対応する的確な支援が必要です。そのためには、区、社会福祉協議会、医療機関、介護施設、介護サービス事業者及び近隣の支え合いやボランティア等の連携が不可欠です。高齢者あんしん相談センターは、地域の介護支援専門員(ケアマネジャー)や様々なサービス事業者とのネットワークを構築し、地域の連携を進めます。

イ ケアマネジメント支援

高齢者あんしん相談センターは、ケアマネジャーとの情報交換会や事例検討会を適宜開催し、ケアマネジメントのスキル向上やネットワーク形成に努めています。また、区と協働しケアマネジメント支援事業として、その時々テーマを決めケアマネジメント従事者研修も実施しています。

今後も、文京区のケアマネジメントの向上のために、区内にある介護保険サービス事業者の主任ケアマネジャーと連携を図りながら、ケアマネジメント支援事業の一層の充実を図ります。

4 介護予防ケアマネジメントに関する業務

高齢者あんしん相談センターは、要介護状態等になるおそれがあると認められた高齢者に対して、専門的見地から本人の状況を把握し、本人と一緒に目標を決め、必要な介護予防サービス・事業につなげることで自立した日常生活が送れるように支援します。なお、介護予防ケアマネジメントの流れについては、図表6-3(P.102)を参照してください。

2) 地域ケア会議の充実

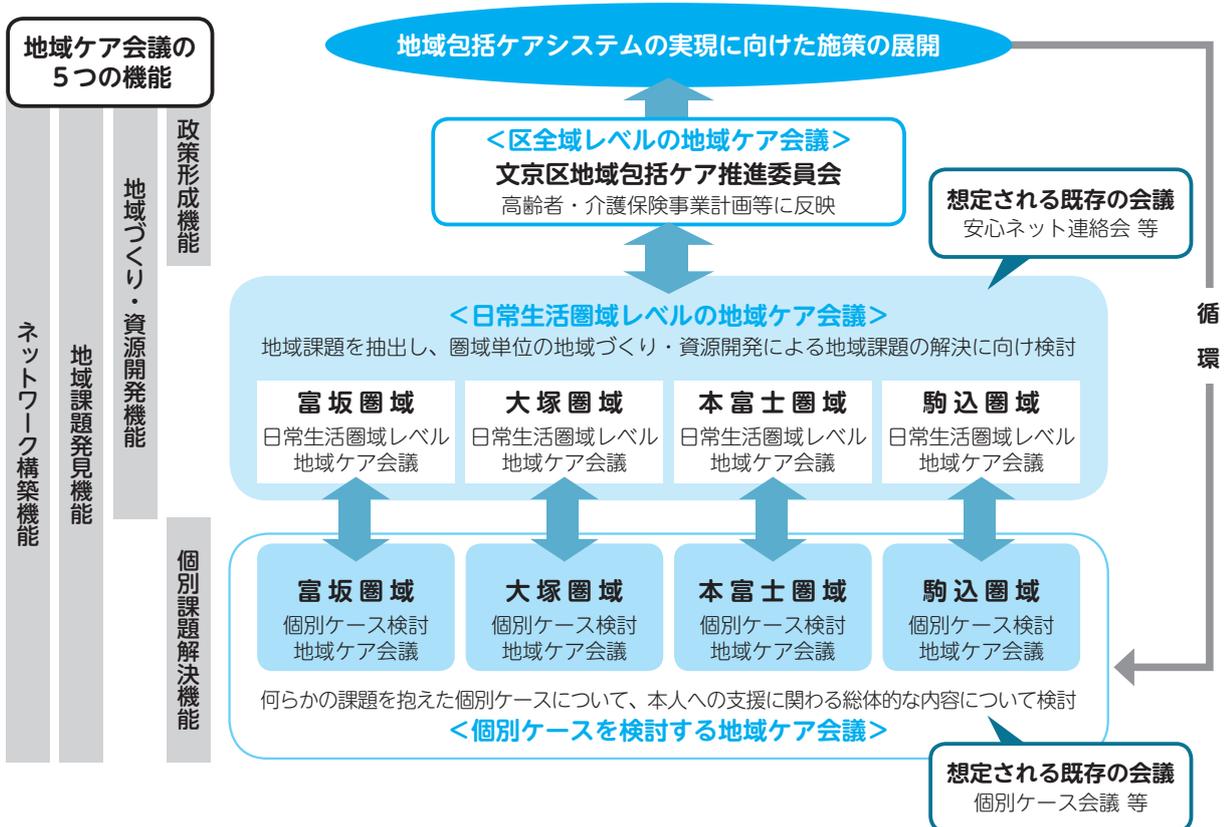
地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていくために開催する、医療、介護等の多職種協働による会議です。具体的には、個別事例の検討を行うことを通じて、高齢者個人の生活課題に対して、単に既存のサービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメント支援を行います。

また、課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生予防や重度化予防に取り組むとともに、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や資源開発に取り組みます。

文京区では、高齢者あんしん相談センター主催による試行的な地域ケア会議を平成26年度に開始しました。今後、個別レベル及び日常生活圏域レベルで取り組む地域ケア会議の階層を整理するとともに、そこでの議論を区全体の資源開発、地域づくり及び政策形成につなげるために、区全域レベルの地域ケア会議の開催を推進し、高齢者・介護保険事業計画等の施策への反映に取り組んでいきます。

また、各階層の地域ケア会議については、既存の会議体を活用するなど、参加者の負担軽減を図り、効率的な運営を目指します。

【図表】 5-4 文京区における地域ケア会議の全体構成イメージ



3) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護の連携について、区では、これまでさまざまな取組を進めてきました。まず、地域の医療・介護サービス資源の把握、在宅医療・介護連携の課題と抽出及び対応の協議については、地区医師会のかかりつけ医事業内の委員会において地域の実情を踏まえた検討が進められるとともに、区としても、地域医療連携推進協議会を設置し、検討・対応についての協議に取り組んでいます。

また、地区医師会が在宅療養支援相談窓口を平成25年度末より開設し、在宅医療・介護連携に関する相談、在宅医療・介護関係者の研修等についても取組を始めています。

これらの取組を踏まえ、在宅医療・介護連携推進事業の事業項目にある、在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援、24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築、地域住民への普及啓発、二次医療圏※等・関係区との連携については、今後、関係機関等との調整・協議を進める中で、実施に向けた検討をしていきます。

※二次医療圏…地域の実情に応じた医療を提供する体制を確保するために、都道府県が設定する地域単位のうち、複数の区市町村を単位とする圏域。健康増進・疾病予防から入院治療まで一般的な保健医療を提供する。

一方、介護の現場では、高齢者あんしん相談センターに医療連携推進員を配置し、平成23年10月から平成26年3月まで医療連携推進員配置事業を実施し、今後の医療連携の基盤づくりを進めてきました。平成26年4月からは、高齢者あんしん相談センターに医療連携相談業務を委託し、業務を続けています。

区では、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくため、在宅医療と介護サービスを一体的に受けられるよう在宅療養に取り組む医療関係者と生活を支える介護サービス事業者などの関係者の連携を一層推進します。

4) 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るためには、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人やその家族への支援が包括的・継続的に実施される体制の構築を進める必要があります。

早期からの適切な診断や対応には、医療と介護が連携した支援体制が必要です。このため、認知症地域支援推進員を区に、認知症コーディネーターを高齢者あんしん相談センターに設置するとともに、地域の認知症サポート医や順天堂大学医学部附属順天堂医院(東京都認知症疾患医療センター指定病院)と連携し、平成26年7月に高齢者あんしん相談センターを相談窓口とする認知症の早期発見・早期対応体制を構築しました。

今後、本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う複数の専門職による認知症初期集中支援チームを設置し、支援体制の強化を図っていきます。

【図表】 5-5 認知症高齢者数の見込

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
日常生活自立度Ⅱ aランク以上の認知症高齢者	4,857人	5,025人	5,199人	6,825人

(各年4月1日現在)

5) 生活支援サービスの体制整備

高齢者の在宅生活を支えるためには、民間企業、NPO、社会福祉法人、地域団体、ボランティア、社会福祉協議会等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援する必要があります。

このため、区では資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングの3つの機能を持つ生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置することとし、平成29年度には日常生活圏域ごとに1人の計4人を配置することを目指します。

生活支援コーディネーターの活動を支えるために、必要に応じて、地域ケア会議等の既存の会議体の活用を図ります。

4

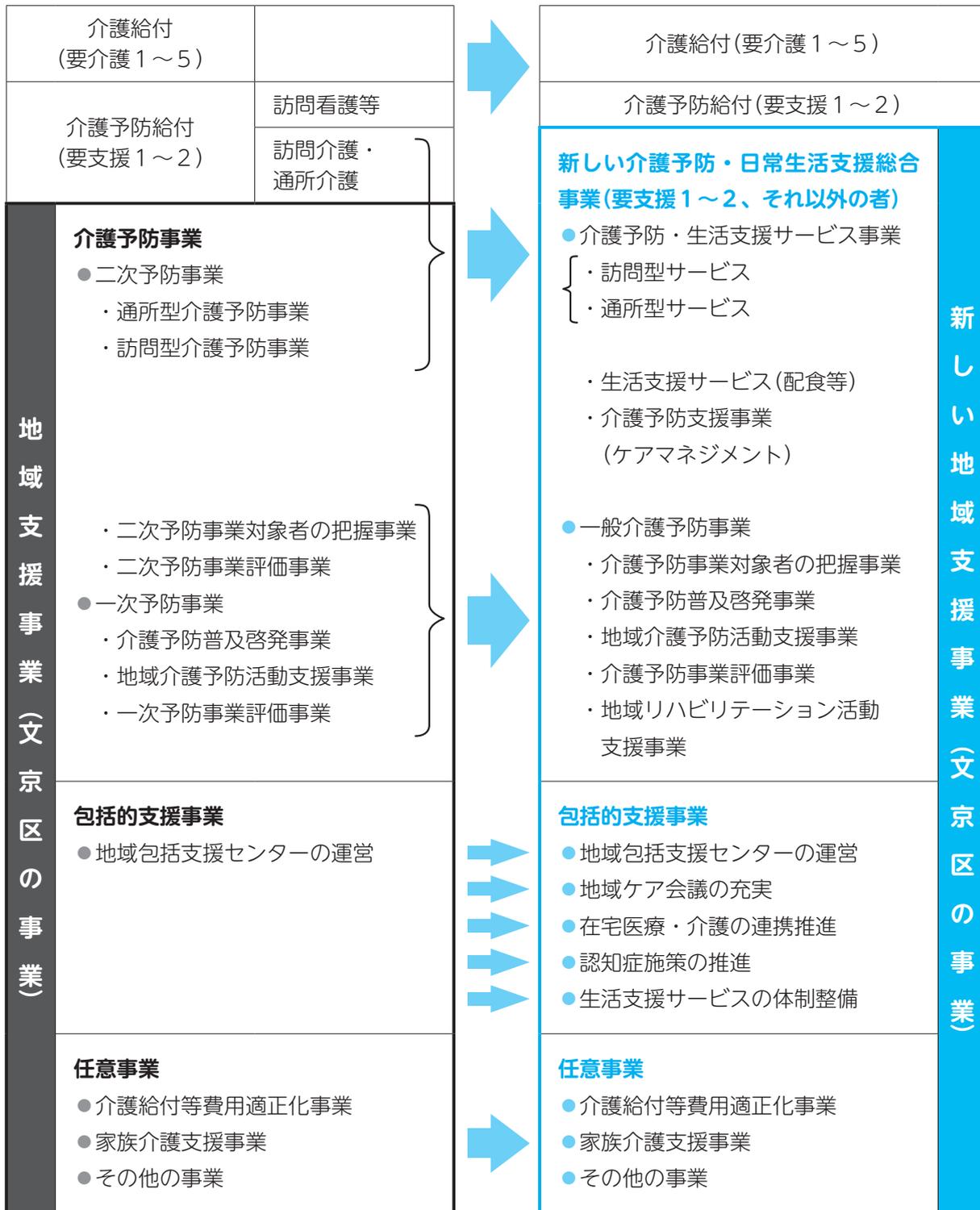
新しい地域支援事業の考え方と方向性

介護保険制度における地域支援事業は、法改正により大幅な内容変更がされました。これに伴い、以下のような考え方と方向性に基づき、文京区における新しい地域支援事業を構築していきます。

1) 改正の主な内容

- これまで要支援1・2と認定された方に対し介護予防給付として実施されていた、訪問介護、通所介護が新しい地域支援事業へ移行し、「介護予防・生活支援サービス事業」として実施します。また、これまでの事業者主体のサービスに加えて、住民主体の多様なサービスの充実を図ります。
- これまで、介護予防事業として実施されていた一般高齢者に対する一次予防事業と要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められた高齢者に対する二次予防事業は、一次、二次の区別をすることなく、「一般介護予防事業」として合わせて実施します。
- 地域支援事業のうち、包括的支援事業については、これまでの高齢者あんしん相談センターの運営に加え、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進を図り、さらに生活支援サービスの体制整備に取り組んでいきます。

【図表】 5-6 新しい地域支援事業の全体像について



2) 介護予防・日常生活支援総合事業

新しい地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、以下の2つに分類されます。

- ① 介護予防・生活支援サービス事業
- ② 一般介護予防事業

事業実施にあたっては、今後、新規事業と既存事業の再構築を図っていきます。

① 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は次のとおり分類されます。

ア 訪問型サービス

要支援者等に対し、自立した暮らしを目的とした掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。

イ 通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。

ウ 生活支援サービス

要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供します。

エ 介護予防支援事業(ケアマネジメント)

要支援者等に対し介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。

従来の介護予防事業からア～エまでのサービスに移行するにあたり、基本的な考え方は以下のとおりです。

【方向性】

- 住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス支援を充実し、在宅生活の安心確保を図ります。
- 住民主体のサービス利用の拡充により、多様な単価のサービス・支援の充実・利用普及を目指します。
- 高齢者の社会参加の促進や要支援状態となることを予防する事業の充実により、要介

護または要介護認定を必要としない高齢者の増加を図るとともに、効果的な予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開により、要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進をします。

【移行年度】

- 総合事業の施行期日は、平成27年4月1日とされていますが、区市町村による実施は平成29年4月まで猶予できることとされています。
- 区では、新たな担い手やサービス全体の仕組みづくりにおいて、事業者や関係団体との協議を重ねるとともに、事業を円滑に移行できるよう、利用者に配慮した周知期間を確保するため、平成28年10月を目標に事業を実施します。

【図表】 5-7 介護予防・生活支援サービス事業の移行年度

● 訪問型サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問介護事業者による訪問介護 (訪問介護員による身体介護、生活援助)	検討・準備	○(平成28年10月～)	
緩和した基準によるサービス (主に雇用労働者による生活援助等)		△(準備が整い次第)	
住民主体による支援 (ボランティア等の住民主体の自主活動として行う生活援助等)			
短期集中予防サービス (保健師等による居宅での相談指導等)			
● 通所型サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度
通所介護事業者によるサービス (通所介護事業者の従事者による通所介護サービス)	検討・準備	○(平成28年10月～)	
緩和した基準によるサービス (主に雇用労働者やボランティアによる、ミニデイサービス、運動、レクレーション等)		△(準備が整い次第)	
住民主体による支援 (ボランティア主体による、体操、運動等の活動などの自主的な通いの場)			
短期集中予防サービス (保健師等による、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム)			
● 生活支援サービス	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(栄養改善を目的とした配食、ボランティア等による見守り等)	検討・準備	△(準備が整い次第)	

② 一般介護予防事業

新しい一般介護予防事業は、次のように分類されます。

ア 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。

イ 介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行います。

ウ 地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

エ 一般介護予防事業評価事業

高齢者・介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

従来の介護予防事業からア～オまでの事業を実施するにあたり、基本的な考え方は以下のとおりです。

【方向性】

- 一般介護予防事業では、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて、事業が発展していくよう地域づくりを推進します。
- また、リハビリテーション専門職等の活用も検討しつつ、地域において、自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指します。

- 現在実施している、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、の3つの事業については、これまでの事業の検証を十分に行った上、介護予防・生活支援サービス事業との整合性を図りながら事業内容について検討してまいります。
- 新規事業である地域リハビリテーション活動支援事業については、事業の趣旨を踏まえ、平成29年度までに本区の現状に合った事業展開を目指します。

【移行年度】

- 上記ア～ウの3つの事業については、平成28年4月から事業を開始します。
- 一般介護予防事業評価事業については、上記の3つの事業の開始後の運用状況を踏まえて展開していきます。

第6章

地域支援事業の推進

7

2

3

4

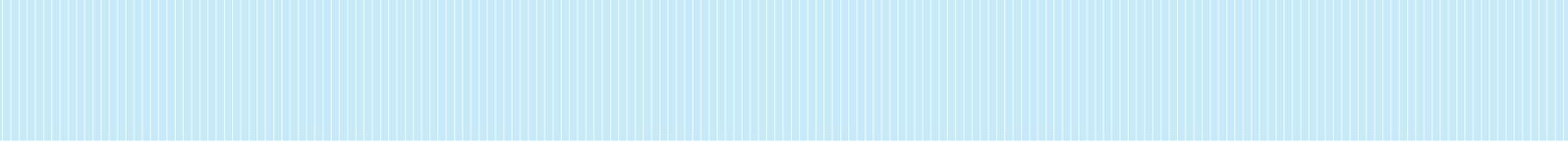
5

6

7

8

資料編



介護保険法における地域支援事業は3つに分類され、文京区においては、以下のようなスケジュールで取り組んでまいります。

1) 介護予防・日常生活支援総合事業

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1)介護予防・生活支援サービス事業 ①訪問型サービス ②通所型サービス ③生活支援サービス(配食等) ④介護予防支援事業(ケアマネジメント)	従来の介護予防を継続実施(移行準備期間)	事業開始 ※指定事業者分は10月から。多様なサービスは準備が整い次第。	
(2)一般介護予防事業 ①介護予防事業対象者の把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 ④介護予防事業評価事業		一般介護予防事業として事業開始	
⑤地域リハビリテーション活動支援事業	平成29年度までに事業開始		

2) 包括的支援事業

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1)地域包括支援センターの運営 (2)地域ケア会議 (3)在宅医療・介護の連携 (4)認知症施策	継続実施 ※地域ケア会議については、試行から本格実施		
(5)生活支援サービスの体制整備	平成29年度までに整備		

3) 任意事業

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1)介護給付等費用適正化事業 (2)家族介護支援事業 (3)その他の事業	継続実施		

1

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防は、高齢者の日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指すものです。

本事業は、高齢者が要介護状態等になることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として、身近な地域で継続して参加できるように推進していきます。

なお、対象者は、要介護状態等になるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の人で、事業の実施に際しては、介護予防ケアマネジメント業務等により、個々の対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者の自己選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効率的に実施していきます。

事業対象者及び事業参加者の見込

第5期計画は、65歳以上の介護認定を受けていない高齢者に基本チェックリストを送付して、判定結果により、要介護状態等になるおそれのある二次予防事業対象者を把握し、個々の状況に沿った効果的な二次予防事業の提供を実施しました。

第6期計画では、介護保険法の一部改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するまでの期間、第5期計画と同様の介護予防事業を実施します。

なお、移行にあたっては、これまでの高齢者へのさまざまな施策・事業を含めて、総合的に検討を行い、住み慣れた地域で生き生きと生活できるよう介護予防事業を実施していきます。

【図表】 6-1 対象者把握事業実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
高齢者人口 *1	38,218人	39,835人	40,821人
調査回答者数 *2・3・4	22,333人	5,517人	3,503人
二次予防事業対象者数 *5	6,329人	1,199人	703人
二次予防事業参加者数	380人	447人	399人

* 1 4月1日付住民基本台帳人口

* 2 平成24年度は全数調査の回答者数

* 3 平成25年度は、平成25年4月1日現在満65歳の高齢者、平成24年4月2日以降に転入した高齢者及び前年調査の未回答者

* 4 平成26年度は、平成26年4月1日現在満65歳の高齢者、平成25年4月2日以降に転入した高齢者及び前年調査の未回答者

* 5 平成26年度は、平成26年6月16日現在の有効回答者数より判定された人数

平成27年度は、平成24年度の調査結果に基づき、要介護状態等になるおそれのある高齢者(介護予防事業対象者)を高齢者人口の16.6%程度として見込み、平成28年度以降は、要支援1・2の高齢者が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行することを踏まえて、対象者数を見込みました。介護予防事業への参加者については、高齢者人口の概ね2%程度の参加率を目指すこととして、事業を実施していきます。

【図表】6-2 介護予防事業高齢者数及び介護予防事業対象者数見込

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
高齢者人口 *	42,526人	42,771人	42,951人
介護予防事業対象者数 (介護予防事業対象者率)	7,060人 (16.6%)	8,149人 (19.1%)	8,296人 (19.3%)
介護予防事業参加見込数 (介護予防事業参加率)	790人 (1.86%)	790人 (1.85%)	790人 (1.84%)

* 介護保険被保険者推計数

1) 基本チェックリストの活用

① 介護予防事業対象者の把握

日常生活で必要となる心身機能の確認を基本チェックリストで行い、介護予防事業の対象者を把握します。

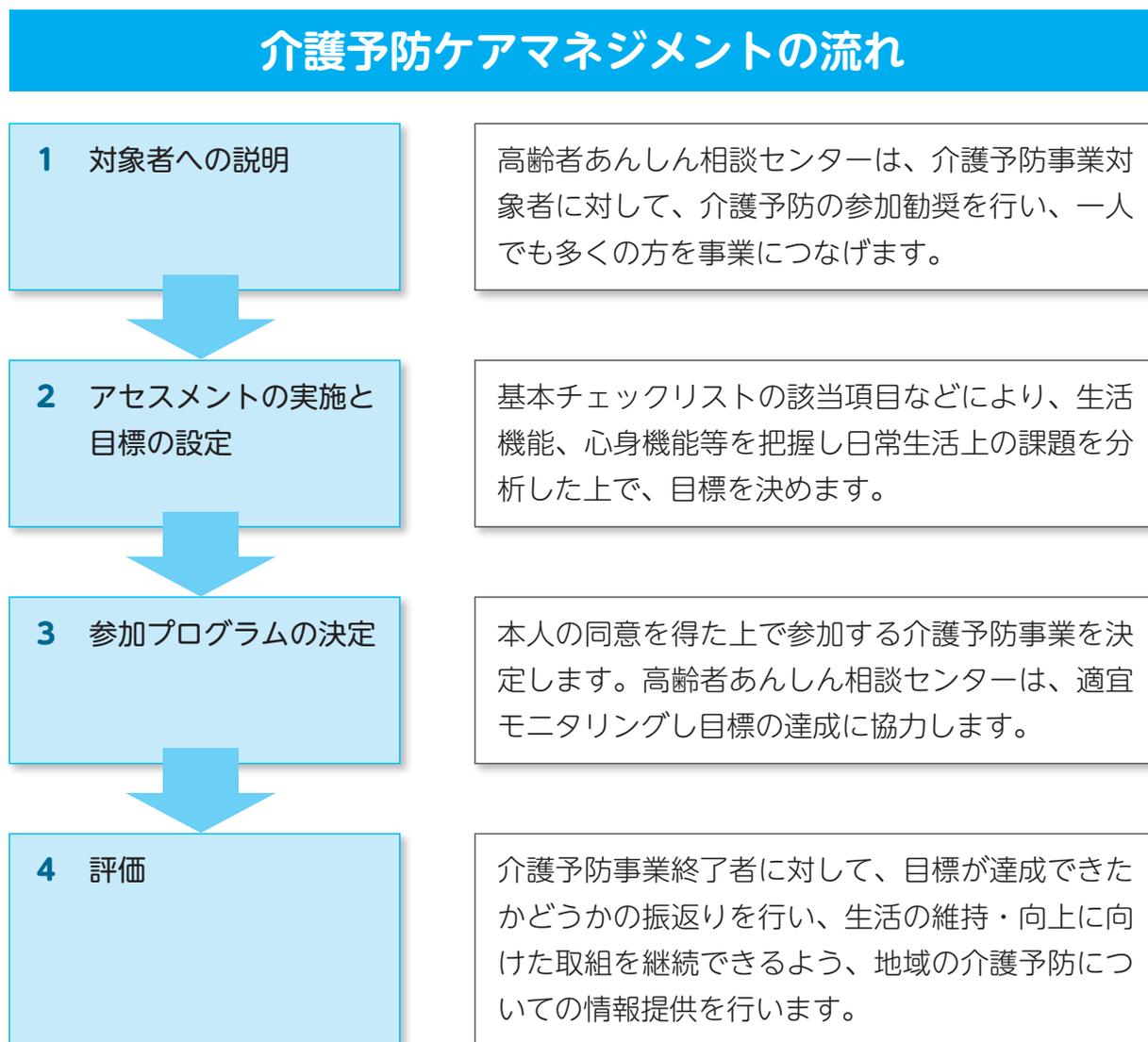
基本チェックリストは、高齢者の生活機能を評価し、要介護状態となるリスクを予想することを目的とした質問票です。原則として介護認定を受けていない65歳以上の方に対して実施します。基本チェックリストの回答者に対し、チェックした項目の内容や数により、運動機能の低下、低栄養状態、口腔機能の低下、閉じこもり、認知機能の低下、うつ病の可能性等の判定を行い、個人にあった適切なプログラムや介護予防事業をご案内します。

また、閉じこもりがちな高齢者等を把握し、介護予防事業に結びつけるため、保健師等の訪問活動や地域の関係機関(高齢者あんしん相談センター、医療機関、民生委員・児童委員、町会・自治団体、話し合い員、社会福祉協議会など)から情報提供を受け対象者を把握していきます。

② 介護予防ケアマネジメントの実施

高齢者あんしん相談センターは、区が判定した事業対象者及び総合相談等で把握した介護予防事業対象者に対し、基本チェックリストや本人の意向を踏まえながら目標を定め、参加する介護予防事業を決定します。

【図表】 6-3 介護予防ケアマネジメントの流れ



2) 介護予防事業の充実

※ 以下の事業説明は、介護予防・日常生活支援総合事業に移行することを見据えて分類しています。

① 通所型サービス

基本チェックリスト等で把握された介護予防事業対象者に対して、様々なプログラム（機能訓練、健康教育等）を実施して、自立した生活の確立と生活の質の向上を目指し支援を行います。事業は、基本チェックリストで該当する項目のほか、対象者の希望で該当プログラム以外も選択することができます。

ア 運動器の機能向上プログラム事業

基本チェックリストで運動機能の低下が懸念される方は、将来要介護状態等になる可能性が高いことから、運動器の機能向上プログラムの参加を促していきます。

このプログラムでは、高齢者在宅サービスセンターや介護予防拠点などにおいて、筋肉を使う運動やバランストレーニングなどを取り入れた教室とマシンを活用したトレーニング教室を実施します。

筋力向上トレーニング事業

転倒予防や筋力の向上を目的に、ストレッチ運動や足腰の筋力を高める運動を行います。

筋力向上マシントレーニング事業

転倒予防や筋力の向上を目的に、高齢者用のトレーニングマシンを使い、足腰の筋力を高める運動を行います。

イ 栄養改善複合型プログラム事業

基本チェックリストで低栄養の状態が懸念される方は、栄養改善を積極的に行う必要があります。

このプログラムでは、低栄養改善のために個別の栄養相談や集団栄養教育を実施し、併せて摂食嚥下機能の低下による低栄養を防ぐための口腔機能向上プログラムや転ばない体づくりのための運動器の機能向上トレーニングなどを行う教室を実施します。

ウ 口腔機能向上プログラム事業

基本チェックリストで口腔機能の低下が懸念される方は、口腔機能を高める必要があります。

このプログラムでは歯科医師や歯科衛生士の指導のもと、健康センターや高齢者在宅サービスセンター等において、口腔清掃指導、摂食・嚥下機能の向上に関する指導等を行う教室を実施します。

② 訪問型サービス

基本チェックリストでうつ・閉じこもり・認知症が懸念される方は、その予防や支援にも考慮する必要があります。

このプログラムでは保健師等の専門職が訪問し、生活機能に関する問題の相談や指導を行うほか、通所型事業に馴染まない方に運動プログラムを実施します。

【図表】 6-4 介護予防事業実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
筋力向上トレーニング事業	211人	244人	223人
筋力向上マシントレーニング事業	85人	109人	81人
口腔機能向上プログラム事業	77人	67人	62人
栄養改善複合型プログラム事業	5人	26人	32人
訪問指導プログラム事業	2人	1人	1人
合 計	380人	447人	399人

【図表】 6-5 介護予防サービス事業実施見込

区分	平成27年度		平成28年度	平成29年度
通所型 サービス	筋力向上トレーニング事業	420人	782人	782人
	筋力向上マシントレーニング事業	174人		
	口腔機能向上プログラム事業	120人		
	栄養改善複合型プログラム事業	68人		
訪問型 サービス	訪問指導プログラム事業	8人	8人	8人
合 計		790人	790人	790人

3) 介護予防事業評価事業の実施

介護予防事業について、定期的に介護予防の取組状況等の評価を実施します。手法等については、今後検討してまいります。

4) 介護予防普及啓発事業の充実

すべての高齢者が介護予防を正しく理解し、住み慣れた地域で介護予防を実践するための様々な事業を実施します。

教室事業は民間事業者の活力を導入しながら、高齢者が楽しく継続的に介護予防に取り組めるように展開しています。

教室事業のほか、介護予防展の開催や講演会、出前講座の実施等により介護予防の普及啓発を促進します。

【図表】 6-6 介護予防事業実績

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防 教室	文の京介護予防体操教室	30人	26人	31人
	文の京介護予防体操地域会場	381人	431人	450人
	認知症予防教室	376人	388人	369人
	膝痛・腰痛予防教室	302人	310人	310人
	転倒骨折予防教室	223人	279人	279人
	複合型(運動・口腔・栄養等)教室	73人	142人	142人
	その他介護予防教室(体操等)	435人	464人	378人
普及啓発 事業	介護予防展	—	1,048人	1,050人
	介護予防講演会	201人	198人	305人
	介護予防出前講座	441人	303人	223人
合 計		2,462人	3,589人	3,537人

* 平成26年度参加者数は見込み

【図表】 6-7 介護予防事業実施見込

区分	平成27年度		平成28年度	平成29年度
介護予防教室	文の京介護予防体操教室	30人	2,000人	2,100人
	文の京介護予防体操地域会場	510人		
	認知症予防教室	330人		
	膝痛・腰痛予防教室	200人		
	転倒骨折予防教室	290人		
	複合型(運動・口腔・栄養等)教室	140人		
	その他介護予防教室(体操等)	350人		
普及啓発事業	介護予防展	1,050人	1,550人	1,550人
	介護予防講演会	300人		
	介護予防出前講座	200人		
合 計		3,400人	3,550人	3,650人

文の京介護予防体操による介護予防の推進

平成19年度に区、区民、区内介護サービス事業所の理学療法士及び大学が協働で開発した「文の京介護予防体操」を介護予防普及啓発の柱として位置づけ、区と区民が一体となって介護予防体操の普及を図ってきました。

平成22年7月からは、文の京介護予防体操を住み慣れた地域で実施できるよう会場を確保し地域展開に取り組んできました。この地域会場の運営は、文の京介護予防体操推進リーダーとして養成された地域の高齢者の方々が行っています。

本事業は、高齢者が住み慣れた地域でいつでも気軽に介護予防に取り組めるように毎週同じ時間帯に同じ場所で実施しています。すべての高齢者が継続的に運動する機会を持つとともに、地域で介護予防事業を実施することによる閉じこもりの予防、仲間づくり等、高齢者一人ひとりがいつまでも住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう地域全体で支える取組です。

介護予防は自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めることが重要です。引き続き、地域活動センターなど、身近な地域で体操を継続的に実施できるよう会場の確保に努めるとともに、高齢者団体や地域活動組織等に働きかけて、文の京介護予防体操実践者の拡大に努めていきます。

【図表】 6-8 文の京介護予防体操地域会場での参加実績(H25.4~H26.3)

地域会場名・開催曜日		参加者	推進リーダー	合計
汐見地域活動センター	月	978人	552人	1,530人
アカデミー音羽	火	1,511人	332人	1,843人
湯島地域活動センター	水	1,129人	468人	1,597人
シルバーホール	木	1,806人	636人	2,442人
アカデミー向丘	木	459人	340人	799人
アカデミー茗台	金	1,582人	365人	1,947人
駒込地域活動センター	金	1,771人	719人	2,490人
合計		9,236人	3,412人	12,648人

【図表】 6-9 文の京介護予防体操地域会場数見込

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
会場数	10会場	11会場	12会場

さらに、介護予防に関する知識を深め、介護予防の重要性を理解していただくため、介護予防展の開催や講演会の実施、介護予防に関するパンフレットの配布等の普及啓発事業を実施します。

5) 地域介護予防活動支援事業の充実

介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や、介護予防ボランティアを活用した介護予防教室等地域活動の育成・支援のための事業の充実を図ります。

① 介護予防ボランティアの育成

今後も文の京介護予防体操推進リーダー及び転倒骨折予防教室ボランティア指導員等を、地域での介護予防の担い手として、引き続き積極的に育成していきます。

ボランティア養成講習では、介護予防に関する基礎的な知識のほか、高齢期の健康維持に有効である基本的な運動の指導技術を習得するとともに、介護予防全般にわたる講義や消防署による応急救護訓練等を行います。

文の京介護予防推進リーダーは、行政との協働の担い手として、文の京介護予防体操地域会場の運営事業のほか、介護予防出前講座や各種イベントでの体操講師、介護予防教室事業での指導者補助業務、介護予防展等の運営補助等を行います。

転倒骨折予防教室ボランティア指導員は、転倒骨折予防教室での指導者補助業務、教室修了者による自主グループの活動支援を行います。

【図表】 6-10 介護予防ボランティア登録者数実績

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
文の京介護予防体操推進リーダー	74人	71人	83人
転倒骨折予防教室ボランティア指導員	13人	11人	14人
脳の健康教室サポーター	37人	37人	28人

【図表】 6-11 介護予防ボランティア養成講座等新規養成者数実施見込

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
文の京介護予防体操推進リーダー養成講習	20人	20人	20人
転倒骨折予防教室ボランティア指導員養成講習	9人	9人	9人
脳の健康教室サポーター養成講習	一人	一人	一人

* 脳の健康教室サポーター養成は、欠員が生じた場合のみ実施

② 地域活動組織の育成・支援

介護予防ボランティア等を中心に元気な高齢者の地域社会等での活動を支援するなど、高齢者の健康づくりと生きがいを推進します。

文の京介護予防体操の地域会場で実施する体操活動等を通じて参加者同士の交流を図るとともに、それぞれの体操会場の参加者の状態に応じたレクリエーションを、文の京介護予防体操推進リーダーや参加者の提案により自主的に行えるよう支援します。

また、介護予防のために自主的な活動を実施している団体や介護予防に興味があるグループ等に介護予防ボランティア等の講師を派遣するなど、元気な高齢者の知識や経験を活かした地域活動組織の育成・支援を行うことで介護予防の一層の推進に取り組みます。

さらに、全ての高齢者が、住み慣れた地域で介護予防を実践できるよう、地域で行われている介護予防教室や講座などを紹介した「介護予防地域情報ガイドマップ」を作成し、情報提供を積極的に行います。

6) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の構築

① 介護予防・生活支援サービス事業

これら上記2)～5)の事業に加え、従来の介護予防給付(要支援1・2)の訪問介護及び通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。今後、多様なサービス主体と連携しながら、事業の再構築を図ります。

【図表】 6-12 従来の介護予防給付移行分の実施見込

区 分	平成28年度	平成29年度
従来の介護予防訪問介護移行分延べ利用人数	1,222人	3,940人
従来の介護予防通所介護移行分延べ利用人数	1,988人	6,471人

② 地域リハビリテーション活動支援事業

地域において、自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指します。このため、介護予防の取組の機能強化に向け、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

2

包括的支援事業

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、高齢者あんしん相談センターにおいて、総合相談、権利擁護、包括的・継続的なマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント等を行っています。

詳しくは、「第5章 地域包括ケアシステムの構築及び方向性」の「3 文京区の地域包括ケアシステム体制」の中で述べています。(P.85～87参照)

また、地域包括ケアシステムの構築に向け、「地域ケア会議の充実」「在宅医療・介護の連携」「認知症施策」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業を行います。

1) 高齢者あんしん相談センターの運営

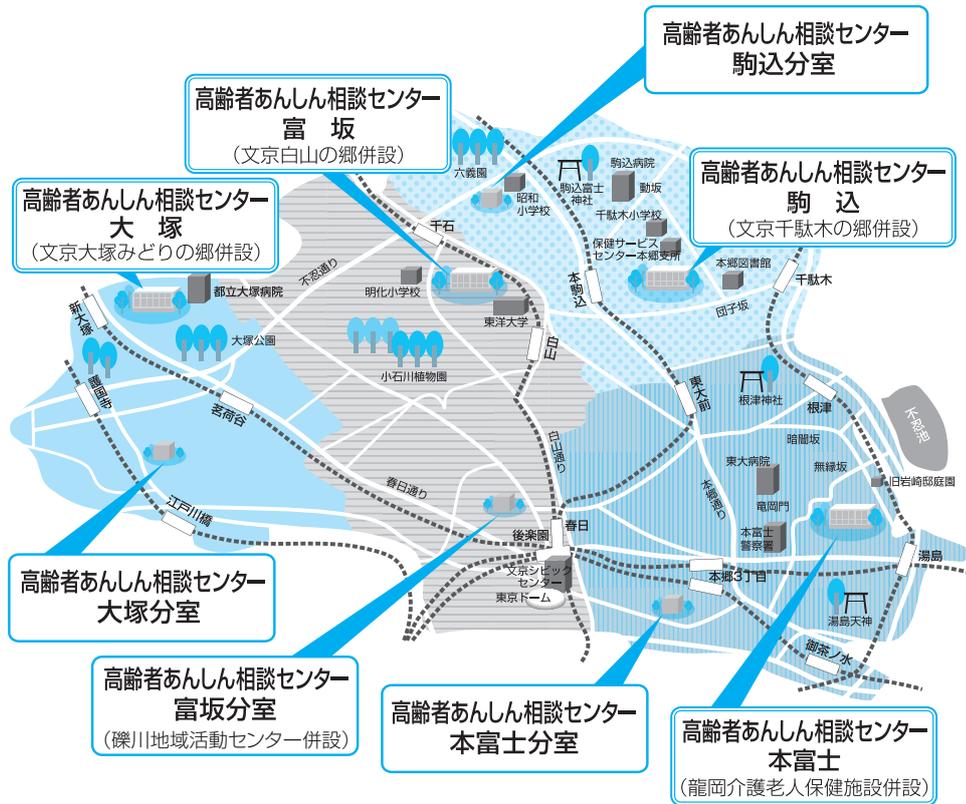
高齢者あんしん相談センターとは、介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターのことです。文京区では、愛称を募集し、平成24年度から高齢者あんしん相談センターの名称を用いています。

1 設置

高齢者あんしん相談センターは、区内4つの日常生活圏域ごとに設置しており、平成24年度に富坂、平成25年度に大塚・本富士・駒込に分室を開設したことにより、区内8か所(1圏域2室体制)で運営しています。

今後は分室の周知に努め、より地域に密着した業務を展開することで、地域包括ケアシステムの構築に向け中核的役割が果たせるよう、機能の充実を図ります。

【図表】 6-13 高齢者あんしん相談センターの所在地(平成26年度末現在)



日常生活圏域	名称	所在地
富坂	高齢者あんしん相談センター富坂	白山五丁目16番3号
	高齢者あんしん相談センター富坂分室	小石川二丁目18番18号
大塚	高齢者あんしん相談センター大塚	大塚四丁目50番1号
	高齢者あんしん相談センター大塚分室	音羽一丁目15番12号
本富士	高齢者あんしん相談センター本富士	湯島四丁目9番8号
	高齢者あんしん相談センター本富士分室	本郷二丁目21番3号
駒込	高齢者あんしん相談センター駒込	千駄木五丁目19番2号
	高齢者あんしん相談センター駒込分室	本駒込二丁目28番10号

2 人員配置

高齢者あんしん相談センターには、①保健師(又は経験のある看護師)、②社会福祉士、③主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)の専門資格を持った職員(=専門3職種)が配置されています。それぞれの専門知識を活かし、相互に連携・協働するチームアプローチにより業務を行います。

また、それぞれの圏域で高齢者あんしん相談センター及び高齢者あんしん相談センター分室の連携を確保し効率的に運営するために専任の高齢者あんしん相談センター長(1人)を配置します。

高齢者あんしん相談センターの機能強化のために、今後も必要な職員の増員や資質の向上を図っていきます。

③ 運営状況等

平成25年度は、高齢者あんしん相談センター全体で、高齢者人口の25.7%にあたる10,254人に対し、延べ29,465件の相談・支援を行っています。

今後、周知活動を積極的に行うことで、平成29年度までに高齢者人口の約30%の方に利用してもらうことを目指します。

【図表】 6-14 高齢者あんしん相談センター総合相談業務の実績及び見込

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成29年度
高齢者人口	38,218人	39,835人	40,821人	42,951人
相談実人数	9,410人	10,254人	11,430人	12,885人
相談総件数	29,138人	29,465人	36,224人	46,255人
電 話	13,631人	12,709人	16,285人	20,794人
訪 問	7,947人	8,443人	10,130人	12,935人
来 所	5,802人	5,976人	7,280人	9,296人
その他	1,758人	2,337人	2,529人	3,230人

* 高齢者人口は、平成24年度～平成26年度は4月1日付住民基本台帳人口、平成29年度は介護保険被保険者推計数

* 平成26年度の相談実人数は見込、相談総件数は文京区基本構想実施計画(平成26年度～平成28年度)の目標値

また、高齢者あんしん相談センターの運営状況については、適切、公正かつ中立な運営の確保のため、介護保険法施行規則第140条の66に規定する地域包括支援センター運営協議会の機能を所握する文京区地域包括ケア推進委員会(P.84参照)に報告します。

なお、個人情報の取り扱いについては、介護保険法により高齢者あんしん相談センターの設置者・職員に対し、守秘義務が課せられています。また「文京区個人情報の保護に関する条例」を遵守するよう区条例で規定しています。

※ 以下2)～5)については、P.88からP.90をご参照してください。

2) 地域ケア会議の充実

3) 在宅医療・介護の連携

4) 認知症施策

5) 生活支援サービスの体制整備

3

任意事業

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、区独自の任意事業を展開します。

1) 介護給付等費用適正化事業の実施

介護サービス利用者全員に、受けたサービス内容や費用等の内訳を記載した「給付費通知」を送付し、利用者自らが内容等を確認することにより、事業者の不正請求を防ぎ、利用者に対しても介護給付費の適正化に向けて理解を求めています。

介護保険サービス事業所に対しては、介護給付解釈に関する研修会を開催し理解を深めるとともに、法令基準の遵守や適正な介護報酬の請求、適切なケアプランの作成等について、事業所を訪問しながら適正に行われているか検査し、指導等を行っていきます。

また、ケアマネジャーが作成するケアプランが利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等の点検を行い、より良いケアプランが作成されるよう支援しています。

詳しくは、「第8章 介護保険制度運営の取組」の「2 適正で安定的な介護保険制度運営のための取組」の中で述べています。(P.174～177参照)

【図表】 6-15 介護給付等費用適正化事業実施見込

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付費通知発送	2回	2回	2回
事業者指導事業	24回	24回	24回

2) 家族介護支援事業の実施

1) 認知症家族交流会及び認知症介護者教室の実施

認知症介護者の情報交換やストレス軽減のための場として認知症家族交流会を実施するとともに、認知症に対する正しい理解や介護方法の習得を通じて、認知症の適切なケアの普及及び介護者の支援を目的とした認知症介護者教室を実施します。

【図表】 6-16 認知症家族交流会及び認知症介護者教室実施見込

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	20回	20回	20回

② 認知症高齢者等見守り事業の実施

認知症高齢者等の徘徊行動に伴う行方不明者の発生を防止し、発生した場合は早期に発見・保護される体制を構築することにより、認知症高齢者等の外出の権利を守るとともに、介護家族の負担軽減を図ります(行方不明認知症高齢者ゼロ推進事業)。

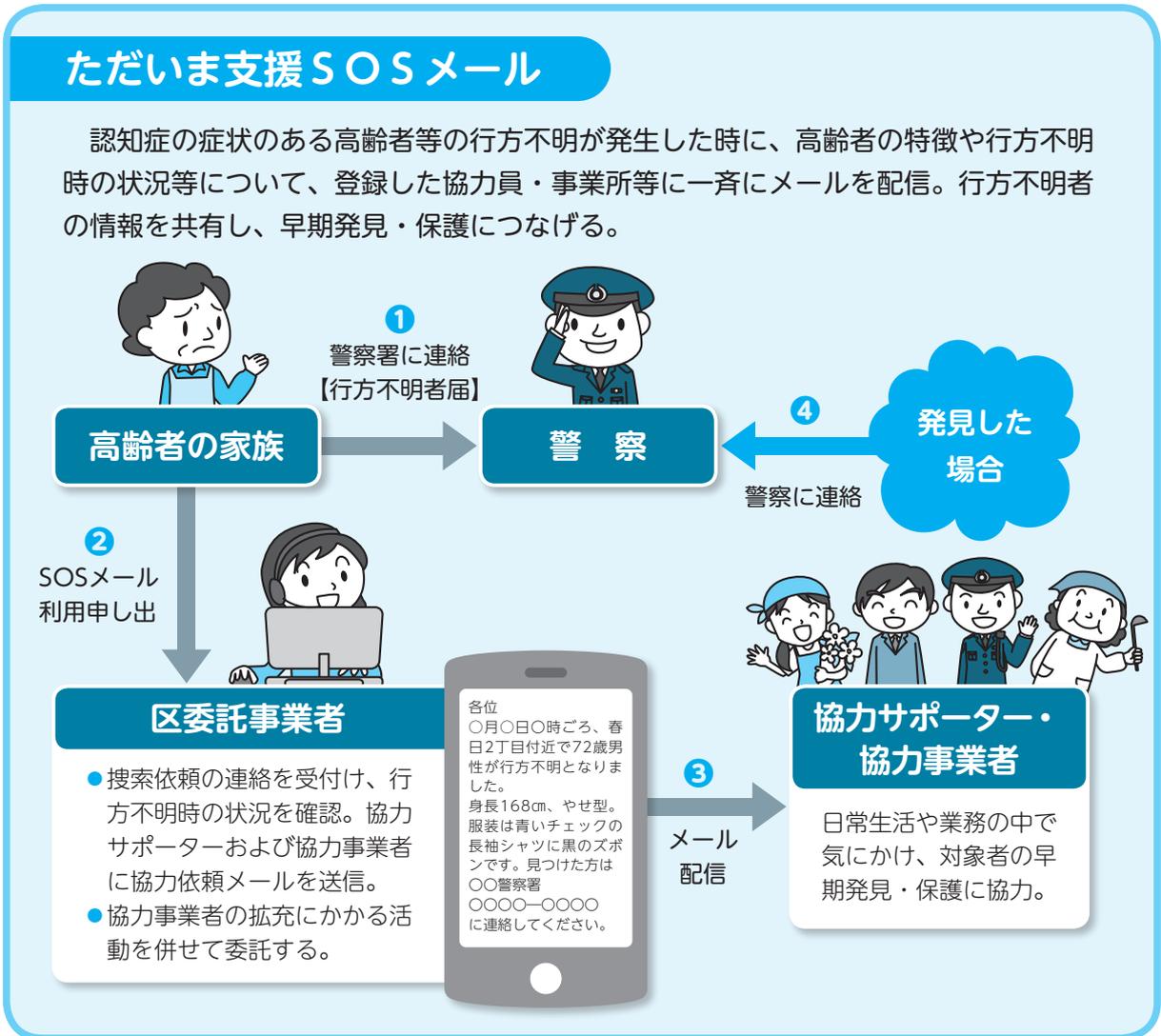
具体的には、認知症状による行方不明のリスクがある人の情報を、申請に基づき登録し、保護された際の迅速な身元判明につなげる事前登録事業、および行方不明が発生した際に、行方不明時の状況や服装等早期発見につながる情報を地域の協力者に一斉にメール送信することにより発見の協力を呼びかける行方不明認知症高齢者発見ネットワーク事業(「ただいま支援SOSメール」)を実施します。

また、地域の対応力向上による見守り機能強化のため、行方不明発生時の声かけ・発見・保護を地域で模擬的に体験する徘徊対応模擬訓練を推進します。

なお、区では、厚生労働省が平成17年度に開始した認知症サポーター100万人キャラバンを受けて、認知症サポーター養成講座を開催し、平成26年度までに6,000人を超える認知症サポーターを養成してきました。今後も引き続き新たな認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症サポーターのさらなる活動促進のため、より実践的な講座の開催を行っていきます。また、認知症サポーターの活動の場として、行方不明認知症高齢者発見ネットワーク事業や徘徊対応模擬訓練への協力を呼びかけていきます。

さらに、民間事業者が運営するGPS通信網を使用した探索システムの申込費用の助成などの様々な施策を推進し、認知症高齢者等を包括的に見守る体制を構築します。

【図表】 6-17 ただいま支援SOSメール



3) その他事業の実施

① 成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度利用が必要にもかかわらず、申し立てを行う親族がない等の場合には、老人福祉法第32条の規定に基づき、区長が代わって後見などの審判の申し立てを行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行います。

② 住宅改修支援事業の実施

要支援や要介護の認定を受けている高齢者が、手すりの取り付けなど、介護に必要な小規模な住宅改修を行うにあたり、ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーター等が、住宅改修に関する相談に応じます。ケアマネジャーがついていない利用者が住宅改修の支給申請を行う場合、理由書を福祉住環境コーディネーター等が作成した際の費用の助成を行います。

【図表】 6-18 住宅改修支援事業実施見込

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
住宅改修支援事業	140件	140件	140件

4 地域支援事業に要する費用の見込

改正前の地域支援事業では、地域支援事業に要する費用は、介護給付費見込額の3%を上限としていました。

新しい地域支援事業においては、介護予防・日常生活支援総合事業の上限と包括的支援事業・任意事業の上限の2つの区分でそれぞれ管理を行うこととなります。

なお、介護予防給付の訪問介護や通所介護が移行した後においても移行分をまかなえるよう、新しい介護予防・日常生活支援総合事業については、従前の費用実績を基本とし、これに75歳以上の高齢者数の伸びを勘案した金額が上限となります。

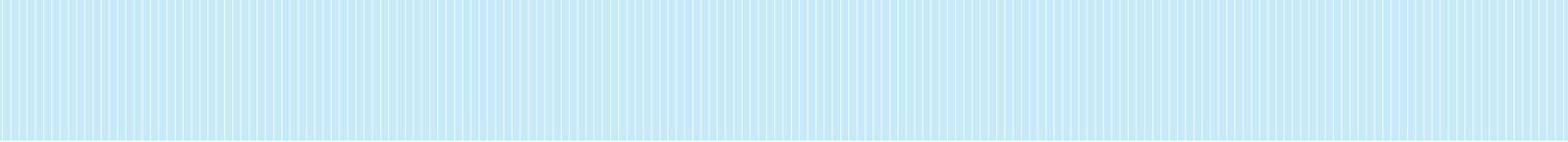
第6期計画期間における地域支援事業に要する費用額は次のとおりです。

【図表】 6-19 地域支援事業に要する費用額の見込

単位：千円

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業	122,679	246,529	438,488	807,696
介護予防・生活支援サービス事業	60,880	184,730	376,689	622,299
訪問型サービス	945	27,880	69,571	98,397
訪問介護	0	26,935	68,626	95,562
訪問型介護予防	945	945	945	2,835
通所型サービス	59,935	156,850	307,118	523,902
通所介護	0	96,915	247,183	344,097
通所型介護予防	59,935	59,935	59,935	179,805
一般介護予防事業	61,799	61,799	61,799	185,397
対象者把握事業	17,705	各事業の経費等については、今後検討してまいります。		
介護予防普及啓発事業	41,604			
地域介護予防活動支援事業	905			
介護予防事業評価事業	1,585			
包括的支援事業	258,780	316,047	332,600	907,427
地域包括支援センター運営費	254,509	273,257	281,810	809,576
地域ケア会議	0	5,088	5,088	10,176
在宅医療・介護連携の推進	0	16,102	16,102	32,204
認知症施策の推進	4,271	5,600	5,600	15,471
生活支援サービスの体制整備	0	16,000	24,000	40,000
任意事業	11,318	11,672	12,038	35,028
介護給付等費用適正化事業	2,100	2,100	2,100	6,300
給付費通知発送	1,143	1,143	1,143	3,429
介護保険事業者指導事業	957	957	957	2,871
家族介護支援事業	6,218	6,572	6,938	19,728
認知症介護教室	754	754	754	2,262
認知症高齢者徘徊対策事業	5,464	5,818	6,184	17,466
その他の事業	3,000	3,000	3,000	9,000
成年後見制度利用支援事業	2,720	2,720	2,720	8,160
住宅改修支援事業	280	280	280	840
合計	392,777	574,248	783,126	1,750,151

* 費用額については、百円単位で四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。



第7章

介護保険事業の 現状と今後の見込

7

2

3

4

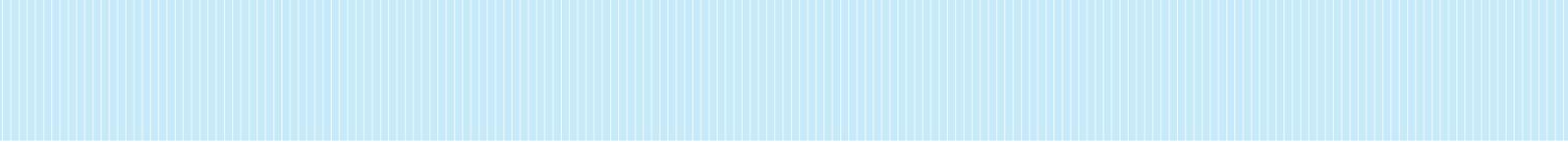
5

6

7

8

資料編



1

介護保険被保険者数の実績及び推計

介護保険サービスを利用できる被保険者数は、増加傾向にありますが、第1号被保険者のうち、前期高齢者(65歳～74歳)は、平成28年度以降微減の傾向となっています。一方後期高齢者(75歳以上)は、増加傾向にあります。

【図表】 7-1 介護保険被保険者数の実績及び推計

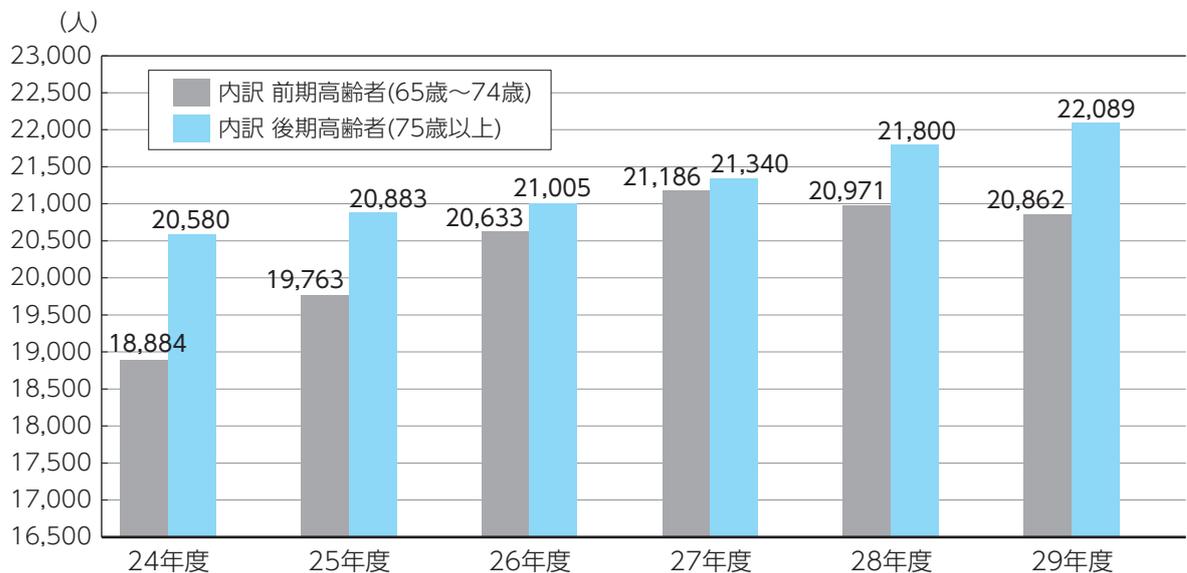
単位：人

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
第1号被保険者 (65歳以上)		39,464	40,646	41,638	42,526	42,771	42,951
内 訳	前期高齢者 (65歳～74歳)	18,884	19,763	20,633	21,186	20,971	20,862
	後期高齢者 (75歳以上)	20,580	20,883	21,005	21,340	21,800	22,089
第2号被保険者 (40歳～64歳)		68,051	68,879	69,847	71,232	72,589	74,126
計		107,515	109,525	111,485	113,758	115,360	117,077

※住所地特例者を含む。

※各年10月1日現在(平成24～26年度は実績値。平成27年度以降は推計。)

【図表】 7-2 第1号被保険者数の実績及び推計



※介護保険における被保険者

第1号被保険者：区内に住所を有する65歳以上の者

第2号被保険者：区内に住所を有する40歳～64歳の医療保険加入者

※住所地特例

文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合、引き続き文京区の被保険者となる制度

2

要支援・要介護認定者数の実績及び推計

第5期の実績では、全体的に増加しています。

また、第6期については、高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者ともに要介護3など一部の段階を除いて増加すると推計しています。介護度ごとの認定者数の伸び率については、大きな片寄りはない想定せずに、全体的な増加傾向として見込みました。

【図表】 7-3 要支援・要介護認定者数の実績及び推計

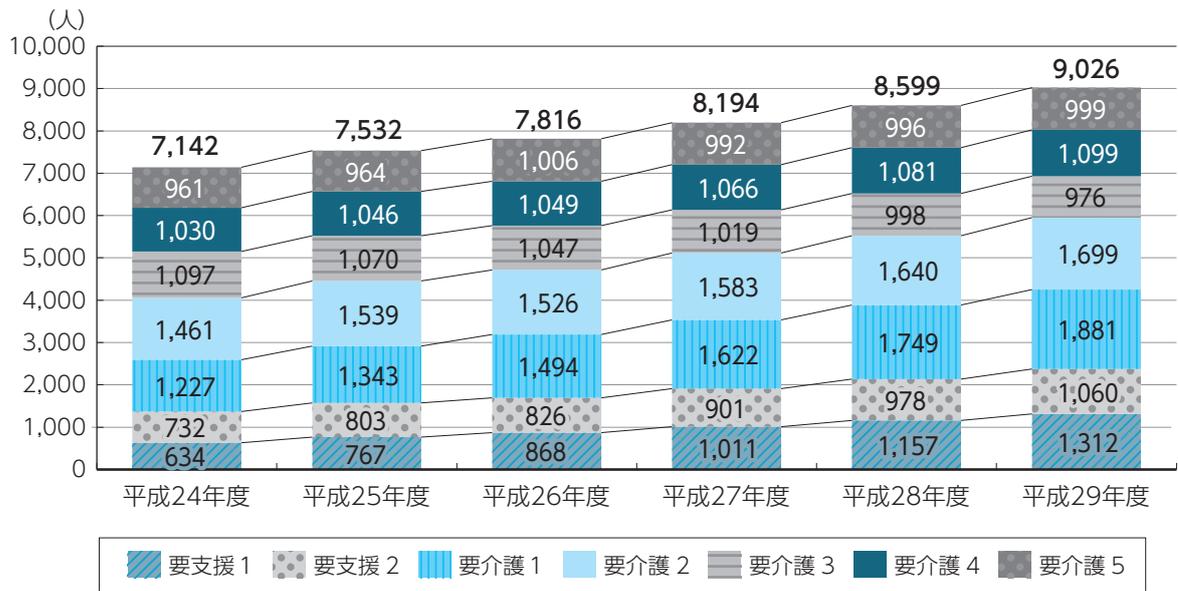
単位：人

		被保険者	認定者計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
24年度	40歳～64歳	68,051	160	6	15	21	47	30	15	26
	65歳～74歳 (前期高齢者)	18,884	720	56	93	121	168	101	101	80
	75歳以上 (後期高齢者)	20,580	6,262	572	624	1,085	1,246	966	914	855
	計	107,515	7,142	634	732	1,227	1,461	1,097	1,030	961
25年度	40歳～64歳	68,879	157	9	15	26	46	20	16	25
	65歳～74歳 (前期高齢者)	19,763	768	79	98	138	175	106	92	80
	75歳以上 (後期高齢者)	20,883	6,607	679	690	1,179	1,318	944	938	859
	計	109,525	7,532	767	803	1,343	1,539	1,070	1,046	964
26年度	40歳～64歳	69,847	164	10	15	28	48	19	17	27
	65歳～74歳 (前期高齢者)	20,633	802	98	100	150	168	107	96	83
	75歳以上 (後期高齢者)	21,005	6,850	760	711	1,316	1,310	921	936	896
	計	111,485	7,816	868	826	1,494	1,526	1,047	1,049	1,006
27年度	40歳～64歳	71,232	162	13	15	33	47	10	18	26
	65歳～74歳 (前期高齢者)	21,186	791	117	99	161	166	105	80	63
	75歳以上 (後期高齢者)	21,340	7,241	881	787	1,428	1,370	904	968	903
	計	113,758	8,194	1,011	901	1,622	1,583	1,019	1,066	992
28年度	40歳～64歳	72,589	168	16	15	39	46	8	19	25
	65歳～74歳 (前期高齢者)	20,971	809	137	98	172	165	104	66	67
	75歳以上 (後期高齢者)	21,800	7,622	1,004	865	1,538	1,429	886	996	904
	計	115,360	8,599	1,157	978	1,749	1,640	998	1,081	996
29年度	40歳～64歳	74,126	175	20	15	45	46	5	20	24
	65歳～74歳 (前期高齢者)	20,862	852	160	103	189	165	109	55	71
	75歳以上 (後期高齢者)	22,089	7,999	1,132	942	1,647	1,488	862	1,024	904
	計	117,077	9,026	1,312	1,060	1,881	1,699	976	1,099	999

※平成24・25年度は9月30日(年度中間値)時点での実数。平成26年度は国の保守サイトに掲載される完成データ(9月分)の数値。平成27年度以降は推計。

※退院する高齢の長期入院精神障害者数の推計(平成27～29年度)が国から示されており、文京区では14人となっていますが、介護度別に振り分けると1未満の数となるため、推計には含んでいません。

【図表】 7-4 要支援・要介護認定者数の推移



※平成24・25年度は9月30日(年度中間値)時点での実数。平成26年度は国の保守サイトに掲載される完成データ(9月分)の数値。平成27年度以降は推計。

3

介護保険事業の概要

介護保険が対象とする事業は、要支援者に対する予防給付、要介護者に対する介護給付と区が独自に実施する地域支援事業があり、以下のように分類されます。

1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

居宅サービス(要介護1～5の方が対象)・介護予防居宅サービス(要支援1・2の方が対象)は、ホームヘルパーが食事や入浴、日常生活等の手助けを行う訪問介護などの訪問系サービス、デイサービスセンター等の施設に通い、必要な日常生活の世話や機能訓練を受ける通所介護などの通所系サービス、特別養護老人ホームなどに短期間入所して日常生活上の世話や機能訓練を受ける短期入所生活介護(ショートステイ)などの宿泊系サービスがあります。それらをバランス良く利用することにより、心身機能の維持向上を図り、在宅生活を継続するための援助を行います。

なお、特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等を居宅として、サービス利用をするため、居宅サービス・介護予防居宅サービスに含まれます。

2) 施設サービス

施設サービスは、要介護の方を対象とし、在宅生活が困難な方が入所する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、在宅復帰へ向けてリハビリを中心にサービスを提供する介護老人保健施設、医療的なケアが必要な方が入所する介護療養型医療施設があります。ただし、特別養護老人ホームへの新規入所者は、原則として要介護3以上の高齢者が対象となります(既入居者は除く)。

3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、要支援1・2(利用できないサービスもあります)、要介護1～5の方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう原則として区民を対象に提供されるサービスで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)などがあり、日常生活圏域ごとの整備計画に基づいて、地域に密着した介護サービスを提供しています。ただし、地域密着型特別養護老人ホームへの新規入所者は、原則として要介護3以上の高齢者が対象となります。

4) 地域支援事業

地域支援事業は、介護保険制度の改正により、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つに分類されます。

介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援1・2の方に対し介護予防給付として提供されていた訪問介護及び通所介護を介護予防・生活支援サービス事業として実施するほか、介護予防事業を再編するものです。

包括的支援事業は、地域包括支援センターの運営のほか、新たに地域ケア会議、在宅医療・介護連携及び認知症施策の推進や生活支援サービスの体制整備を位置付けます。

任意事業としては、介護給付等費用適正化事業のほか、家族介護支援事業等を実施します。

なお、制度改正後の新たな地域支援事業への移行時期や制度の詳細については、「第6章 地域支援事業の推進」をご参照ください。

4

第5期(平成24～26年度)計画の 計画値と実績値

※給付費については、百円単位で四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

居宅サービス・介護予防居宅サービスについては、計画値は下回っているものの高齢者人口及び認定者の増加に伴い利用者、給付額ともに増加傾向となりました。平成26年度の給付見込額の計画比を見ると居宅サービス・介護予防居宅サービスにおいては、「短期入所生活介護」121.7%、「通所介護」(デイサービス)111.0%、「訪問看護」110.5%となっており、他のサービスよりも大幅な伸びとなっています。

「短期入所生活介護」については、近隣区に短期入所専用施設が開設したことや、家族介護者の負担を軽減するための利用が増加したことが考えられます。「通所介護」(デイサービス)については、閉じこもり予防などのニーズの増加や事業所の増加が考えられます。「訪問看護」については、医療ニーズの増加や事業所の増加によるものと考えられます。

介護予防居宅サービスは全体的に計画値よりも伸びており、平成26年度の給付見込額の計画比を見ると、114%の増加となっています。

【図表】 7-5 居宅サービス利用量

(年間の延べ数)

	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比
訪問介護	316,512回	328,992回	96.2%	314,305回	336,744回	93.3%	326,300回	347,237回	94.0%
	24,362人	25,080人	97.1%	24,029人	25,680人	93.6%	24,383人	26,472人	92.1%
訪問入浴介護	12,301回	12,164回	101.1%	11,668回	12,333回	94.6%	10,665回	12,630回	84.4%
	2,695人	2,676人	100.7%	2,494人	2,712人	92.0%	2,288人	2,772人	82.5%
訪問看護	42,353回	42,777回	99.0%	44,317回	44,399回	99.8%	51,375回	46,535回	110.4%
	8,106人	8,436人	96.1%	8,322人	8,760人	95.0%	9,238人	9,180人	100.6%
訪問リハビリテーション	9,200回	9,101回	101.1%	11,165回	9,907回	112.7%	11,003回	10,886回	101.1%
	1,934人	1,896人	102.0%	2,172人	2,064人	105.2%	2,149人	2,268人	94.8%
居宅療養管理指導	26,738人	27,300人	97.9%	29,861人	29,892人	99.9%	34,161人	32,796人	104.2%
通所介護	176,280回	171,683回	102.7%	186,059回	179,051回	103.9%	204,929回	188,612回	108.7%
	22,713人	22,404人	101.4%	23,814人	23,364人	101.9%	25,302人	24,612人	102.8%
通所リハビリテーション	20,263回	21,360回	94.9%	20,558回	21,518回	95.5%	21,237回	21,768回	97.6%
	3,028人	3,120人	97.1%	3,110人	3,144人	98.9%	3,130人	3,180人	98.4%
短期入所生活介護	28,630日	28,826日	99.3%	33,972日	29,280日	116.0%	35,754日	29,953日	119.4%
	3,150人	3,156人	99.8%	3,763人	3,204人	117.4%	4,074人	3,276人	124.4%
短期入所療養介護	11,613日	13,273日	87.5%	11,242日	13,095日	85.8%	10,203日	13,095日	77.9%
	1,407人	1,608人	87.5%	1,294人	1,584人	81.7%	1,222人	1,584人	77.1%
特定施設入居者生活介護	9,270人	9,648人	96.1%	9,373人	10,404人	90.1%	10,026人	11,316人	88.6%
福祉用具貸与	25,357人	26,064人	97.3%	25,825人	27,552人	93.7%	26,532人	29,268人	90.7%
特定福祉用具販売	718人	840人	85.5%	703人	900人	78.1%	660人	972人	67.9%
住宅改修	489人	660人	74.1%	473人	756人	62.6%	480人	864人	55.6%
居宅介護支援	38,953人	38,724人	100.6%	39,893人	39,840人	100.1%	41,028人	41,184人	99.6%

【図表】 7-6 居宅サービス給付費

単位：千円

	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比
訪問介護	1,618,035	1,644,803	98.4%	1,589,902	1,683,566	94.4%	1,658,783	1,735,985	95.6%
訪問入浴介護	156,616	150,929	103.8%	149,657	153,033	97.8%	138,498	156,737	88.4%
訪問看護	355,808	358,898	99.1%	371,655	372,490	99.8%	428,979	390,407	109.9%
訪問リハビリテーション	60,240	55,258	109.0%	73,108	60,156	121.5%	72,159	66,107	109.2%
居宅療養管理指導	194,701	202,357	96.2%	214,265	221,570	96.7%	244,534	243,103	100.6%
通所介護	1,418,174	1,348,526	105.2%	1,480,169	1,406,604	105.2%	1,638,509	1,481,635	110.6%
通所リハビリテーション	184,125	201,927	91.2%	187,021	203,952	91.7%	189,515	205,920	92.0%
短期入所生活介護	243,813	245,103	99.5%	291,385	249,102	117.0%	311,136	255,395	121.8%
短期入所療養介護	128,801	133,845	96.2%	125,486	132,146	95.0%	114,976	132,146	87.0%
特定施設入居者生活介護	1,856,008	1,976,959	93.9%	1,910,076	2,131,732	89.6%	2,046,239	2,318,022	88.3%
福祉用具貸与	371,459	380,503	97.6%	382,381	402,124	95.1%	392,678	427,346	91.9%
特定福祉用具販売	19,772	25,272	78.2%	19,358	27,071	71.5%	20,557	29,244	70.3%
住宅改修	47,494	66,305	71.6%	44,219	75,906	58.3%	42,022	87,000	48.3%
居宅介護支援	557,264	546,013	102.1%	569,828	561,781	101.4%	589,503	580,781	101.5%
合計	7,212,311	7,336,699	98.3%	7,408,510	7,681,232	96.4%	7,888,087	8,109,829	97.3%

【図表】 7-7 介護予防居宅サービス利用量

(年間の延べ数)

	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比
介護予防訪問介護	3,441人	3,732人	92.2%	3,728人	4,008人	93.0%	4,001人	4,404人	90.8%
介護予防訪問入浴介護	0回	0回	0.0%	43回	0回	皆増	53回	0回	皆増
	0人	0人	0.0%	10人	0人	皆増	12人	0人	皆増
介護予防訪問看護	507回	436回	116.3%	745回	436回	170.9%	875回	436回	200.7%
	125人	108人	115.7%	178人	108人	164.8%	224人	108人	207.4%
介護予防訪問 リハビリテーション	171回	228回	75.0%	508回	324回	156.8%	597回	408回	146.3%
	32人	60人	53.3%	94人	84人	111.9%	107人	108人	99.1%
介護予防居宅療養管理指導	690人	684人	100.9%	1,132人	708人	159.9%	1,487人	744人	199.9%
介護予防通所介護	5,119人	5,268人	97.2%	5,898人	5,604人	105.2%	6,586人	6,060人	108.7%
介護予防通所 リハビリテーション	340人	324人	104.9%	444人	348人	127.6%	432人	384人	112.5%
介護予防短期入所生活介護	124日	80日	155.0%	165日	91日	181.3%	39日	91日	42.9%
	17人	21人	81.0%	26人	24人	108.3%	11人	24人	45.8%
介護予防短期入所療養介護	14日	0日	皆増	30日	0日	皆増	26日	0日	皆増
	4人	0人	皆増	5人	0人	皆増	6人	0人	皆増
介護予防特定施設入居者 生活介護	495人	426人	116.2%	750人	468人	160.3%	910人	528人	172.3%
介護予防福祉用具貸与	1,852人	1,860人	99.6%	2,517人	2,148人	117.2%	2,774人	2,544人	109.0%
介護予防特定福祉用具販売	123人	180人	68.3%	135人	204人	66.2%	120人	228人	52.6%
介護予防住宅改修	189人	216人	87.5%	205人	240人	85.4%	190人	264人	72.0%
介護予防支援	8,620人	8,724人	98.8%	9,666人	9,396人	102.9%	10,589人	10,308人	102.7%

【図表】 7-8 介護予防居宅サービス給付費

単位：千円

	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比
介護予防訪問介護	57,099	63,022	90.6%	61,640	67,682	91.1%	67,780	74,323	91.2%
介護予防訪問入浴介護	0	0	0.0%	379	0	皆増	473	0	皆増
介護予防訪問看護	4,110	3,817	107.7%	5,844	3,817	153.1%	6,748	3,817	176.8%
介護予防訪問 リハビリテーション	1,050	1,554	67.6%	3,134	2,210	141.8%	3,790	2,780	136.3%
介護予防居宅療養管理指導	4,701	4,908	95.8%	7,954	5,080	156.6%	9,861	5,344	184.5%
介護予防通所介護	186,701	181,051	103.1%	211,258	192,592	109.7%	237,535	208,239	114.1%
介護予防通所 リハビリテーション	15,674	13,898	112.8%	17,404	15,093	115.3%	18,676	16,607	112.5%
介護予防短期入所生活介護	759	505	150.3%	1,015	577	175.9%	266	577	46.1%
介護予防短期入所療養介護	128	0	皆増	228	0	皆増	244	0	皆増
介護予防特定施設入居者 生活介護	45,994	36,442	126.2%	66,484	40,677	163.4%	84,954	45,961	184.8%
介護予防福祉用具貸与	7,041	7,661	91.9%	10,437	8,857	117.8%	12,428	10,478	118.6%
介護予防特定福祉用具販売	2,862	4,363	65.6%	3,298	4,960	66.5%	2,777	5,557	50.0%
介護予防住宅改修	18,822	23,162	81.3%	19,793	25,599	77.3%	17,841	28,343	62.9%
介護予防支援	41,247	41,598	99.2%	46,215	44,802	103.2%	50,828	49,151	103.4%
合計	386,188	381,980	101.1%	455,085	411,945	110.5%	514,203	451,174	114.0%

単位：千円

	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
居宅サービス費合計 (介護+予防)(A)	7,598,499	7,718,679	98.4%	7,863,595	8,093,178	97.2%	8,402,290	8,561,004	98.1%

2) 施設サービス

介護老人福祉施設については、新たな施設が整備されていないため、給付費は横ばい傾向にあり、計画値を下回っています。介護老人保健施設についても同様の傾向が見られますが、近隣区に新たな施設が開設されているため、給付費は計画値をやや上回っています。

介護療養型医療施設については、平成29年度末の廃止が予定されていたため、利用者数、給付費とも下降傾向にあり、計画値を下回りました。

【図表】 7-9 施設サービス利用量

(年間の延べ数)

	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比
介護老人福祉施設	7,123人	7,140人	99.8%	7,683人	7,212人	106.5%	6,907人	7,296人	94.7%
介護老人保健施設	2,987人	3,216人	92.9%	3,292人	3,336人	98.7%	3,440人	3,480人	98.9%
介護療養型医療施設	1,106人	1,104人	100.2%	1,036人	1,068人	97.0%	1,005人	1,032人	97.4%

【図表】 7-10 施設サービス給付費

単位：千円

	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比
介護老人福祉施設	1,801,209	1,831,770	98.3%	1,786,301	1,849,563	96.6%	1,795,476	1,871,840	95.9%
介護老人保健施設	778,150	836,821	93.0%	879,689	867,728	101.4%	944,089	905,318	104.3%
介護療養型医療施設	401,612	395,379	101.6%	360,421	382,362	94.3%	365,676	370,249	98.8%
合計	2,980,971	3,063,970	97.3%	3,026,411	3,099,652	97.6%	3,105,241	3,147,408	98.7%

3) 地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、平成26年2月に1か所開設し、利用者数は徐々に増えています。夜間対応型訪問介護については、利用者数は計画並み、給付費は計画値を上回りました。これは、随時対応の訪問回数が伸びているためと考えられます。認知症対応型通所介護については、利用者数、給付費とも下降傾向が続いており、計画値を下回りました。これは、認知症対応型通所介護より利用料が低く設定されている通常の通所介護の利用に流れているためと推測されます。小規模多機能型居宅介護については、計画に予定した施設整備が進まなかったことから、利用者数、給付費ともに伸びず、計画値を下回りました。認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)については、第5期期間中に3か所整備見込みで、利用者数、給付費とも徐々に伸びていますが、計画通りに整備が進まなかったことから計画値を下回っています。

【図表】 7-11 地域密着型サービス利用量

(年間の延べ数)

	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0人	0人	0.0%	3人	300人	1.0%	119人	360人	33.1%
夜間対応型訪問介護	559人	624人	89.6%	583人	624人	93.4%	634人	696人	91.1%
認知症対応型通所介護	18,149回	20,659回	87.9%	17,618回	22,171回	79.5%	18,017回	23,179回	77.7%
	2,113人	2,472人	85.5%	2,044人	2,652人	77.1%	2,101人	2,772人	75.8%
小規模多機能型居宅介護	795人	864人	92.0%	732人	1,344人	54.5%	754人	1,584人	47.6%
複合型サービス*	—	—	—	—	—	—	—	—	—
認知症対応型共同生活介護	1,076人	1,488人	72.3%	1,332人	1,716人	77.6%	1,381人	1,824人	75.7%
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—	—	—	—	—	—	17人	—	皆増
	27回	0回	皆増	0回	0回	0.0%	0回	0回	0.0%
介護予防認知症対応型通所介護	6人	0人	皆増	0人	0人	0.0%	0人	0人	0.0%
	0人	0人	0.0%	0人	0人	0.0%	8人	0人	皆増
介護予防小規模多機能型居宅介護	0人	0人	0.0%	0人	0人	0.0%	8人	0人	皆増
介護予防認知症対応型共同生活介護	0人	0人	0.0%	0人	0人	0.0%	0人	0人	0.0%

【図表】 7-12 地域密着型サービス給付費

単位：千円

	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0.0%	377	68,809	0.5%	17,144	83,135	20.6%
夜間対応型訪問介護	20,721	27,264	76.0%	23,531	27,264	86.3%	31,941	30,097	106.1%
認知症対応型通所介護	197,621	217,806	90.7%	196,423	233,821	84.0%	203,079	244,512	83.1%
小規模多機能型居宅介護	182,128	184,345	98.8%	166,115	285,487	58.2%	168,261	336,896	49.9%
複合型サービス*	—	—	—	—	—	—	—	—	—
認知症対応型共同生活介護	279,920	376,731	74.3%	347,327	434,462	79.9%	364,980	461,841	79.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—	—	—	—	—	—	4,529	—	皆増
介護予防認知症対応型通所介護	220	0	皆増	9	0	皆増	0	0	0.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0.0%	0	0	0.0%	360	0	皆増
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
合計	680,609	806,145	84.4%	733,782	1,049,842	69.9%	790,293	1,156,481	68.3%

* 複合型サービスは平成27年4月より「看護小規模多機能型居宅介護」に名称変更します。

4) 地域支援事業

介護予防事業では、平成24年度に介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に二次予防事業対象者把握事業を実施し、要介護状態等となるおそれの高い高齢者に対して、二次予防事業への参加勧奨に努めました。参加者のニーズを踏まえ、通所型介護予防事業の展開を図ってきたことで、参加者は増加してきていますが、計画値を大きく下回っています。

一次予防事業は、身近な会場での事業展開を図ったことから、平成25年度の実績額に対して実績見込額が121% (平成25年度実績比) の増となっていますが、計画値は下回っている状況です。介護予防の普及啓発は、隔年開催の介護予防展を毎年実施する等の充実を図り、周知に取り組んでいます。

包括的支援事業については、高齢者あんしん相談センター分室を4カ所(各圏域に1つずつ)新たに開設したこと等により経費が増加しましたが、計画値内の実績となりました。

任意事業では、計画外でありましたが、国及び都の補助制度の活用により、認知症地域支援推進員や認知症コーディネーターを配置し、新たな認知症の相談体制を整えました。

地域支援事業全体の計画比は平成24年度87.7%、平成25年度89.2%、平成26年度92.0%となっており、ほぼ順調に推移しています。

【図表】 7-13 地域支援事業費

単位：千円

	平成24年度			平成25年度			平成26年度(見込)		
	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比	実績	計画値	計画比
介護予防事業	98,192	132,432	74.1%	101,943	129,803	78.5%	110,990	134,176	82.7%
二次予防事業	65,885	94,468	69.7%	65,415	87,669	74.6%	66,665	86,375	77.2%
二次予防事業対象者の把握事業	13,825	39,940	34.6%	6,585	13,152	50.1%	5,620	7,702	73.0%
通所型介護予防事業	50,491	51,751	97.6%	57,328	71,782	79.9%	58,564	75,938	77.1%
訪問型介護予防事業	274	1,358	20.2%	211	1,358	15.5%	1,016	1,358	74.8%
二次予防事業評価事業	1,295	1,419	91.3%	1,291	1,377	93.8%	1,465	1,377	106.4%
一次予防事業	32,307	37,964	85.1%	36,528	42,134	86.7%	44,325	47,801	92.7%
介護予防普及啓発事業	31,660	36,970	85.6%	35,653	40,792	87.4%	43,386	46,459	93.4%
地域介護予防活動支援事業	647	994	65.1%	875	1,342	65.2%	939	1,342	70.0%
一次予防事業評価事業	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
包括的支援事業及び任意事業	203,981	212,090	96.2%	239,832	253,495	94.6%	259,254	268,322	96.6%
包括的支援事業	200,760	207,483	96.8%	235,311	247,623	95.0%	250,442	262,450	95.4%
介護予防ケアマネジメント業務 総合相談支援業務 権利擁護業務 包括的・継続的ケアマネジメント 支援業務	200,760	207,483	96.8%	235,311	247,623	95.0%	250,442	262,450	95.4%
任意事業	3,221	4,607	69.9%	4,521	5,872	77.0%	8,812	5,872	150.1%
介護給付等費用適正化 事業	1,894	1,932	98.0%	2,577	1,932	133.4%	2,079	1,932	107.6%
給付費通知事務	920	930	98.9%	1,591	930	171.1%	1,077	930	115.8%
介護保険事業者等指導 事務	974	1,002	97.2%	986	1,002	98.4%	1,002	1,002	100.0%
家族介護支援事業	611	824	74.2%	642	824	77.9%	792	824	96.1%
認知症介護教室	611	750	81.5%	642	750	85.6%	754	750	100.5%
認知症高齢者見守り 事業	0	74	0.0%	0	74	0.0%	38	74	51.4%
その他の事業	716	1,851	38.7%	1,302	3,116	41.8%	1,950	3,116	62.6%
成年後見制度利用支援 事業	508	1,531	33.2%	1,098	2,796	39.3%	1,670	2,796	59.7%
住宅改修支援事業	208	320	65.0%	204	320	63.8%	280	320	87.5%
認知症地域支援推進員等 設置事業	-	-	-	-	-	-	3,991	-	皆増
合計	302,173	344,522	87.7%	341,775	383,298	89.2%	370,244	402,498	92.0%

5) 第5期における介護保険事業費の実績

① 介護給付費の実績

【図表】 7-14 介護給付費の実績

単位：千円

介護給付費	第5期計画			合計(3年間)
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	
総給付費(A)	11,260,079	11,623,788	12,297,824	35,181,691
居宅サービス給付費	7,598,499	7,863,595	8,402,290	23,864,384
施設サービス給付費	2,980,971	3,026,411	3,105,241	9,112,623
地域密着型サービス給付費	680,609	733,782	790,293	2,204,684
その他給付額(B)	498,245	504,909	543,534	1,546,688
特定入所者介護(予防)サービス費等給付額	247,225	256,480	261,295	765,000
高額介護(予防)サービス費等給付額	205,807	217,760	226,364	649,931
高額医療合算介護(予防)サービス費等給付額	45,213	30,669	55,875	131,757
保険給付費計 [(A) + (B)]	11,758,324	12,128,697	12,841,358	36,728,379
審査支払手数料(C)	15,300	16,084	15,248	46,632
合計 [(A) + (B) + (C)]	11,773,625	12,144,781	12,856,606	36,775,012

② 地域支援事業費

【図表】 7-15 地域支援事業費

単位：千円

地域支援事業費	第5期計画			合計(3年間)
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	
地域支援事業	302,173	341,775	370,244	1,014,192
介護予防事業	98,192	101,943	110,990	311,125
包括的支援事業	200,760	235,311	250,442	686,513
任意事業	3,221	4,521	8,812	16,554

③ 介護保険事業費

【図表】 7-16 介護保険事業費

単位：千円

介護保険事業費	第5期計画			合計(3年間)
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	
介護給付費	11,773,625	12,144,781	12,856,606	36,775,012
地域支援事業費	302,173	341,775	370,244	1,014,192
合計	12,075,798	12,486,556	13,226,850	37,789,204

5

第6期(平成27～29年度)計画 における介護サービス利用見込

1) 第6期の介護サービスの見込

① 居宅サービス・介護予防居宅サービス

居宅サービス・介護予防居宅サービスの見込みは、第6期計画期間中の要支援・要介護認定者数の見込み及びサービス利用の動向などを勘案し、推計しています。

居宅サービス・介護予防居宅サービスの利用量は、施設サービスや地域密着型サービスと比べて大きく伸びており、第6期計画期間中も引き続き、要支援・要介護認定者数の増加に伴って、増加すると見込みました。また、特定施設入居者生活介護(介護専用型以外)については、今後とも区内、区外で施設整備が進むと想定されることから、平成27年度以降も利用者数が増加するものとして見込みました。

② 施設サービス

施設入所が必要な高齢者の増加に対応するため、第6期計画期間中に区内に特別養護老人ホーム(地域密着型を含む。)、介護老人保健施設の整備を予定しています。そのため施設の開設に伴い、利用者数が増加するものとして見込みました。

なお、介護療養型医療施設は、平成29年度末の廃止が予定されておりましたが、厚生労働省の社会保障審議会において、今後の医療ニーズの高い中重度の要介護者への対応の更なる強化が必要となる中で、長期療養や医療処置の実施施設としての機能を確認していくと示されたことから、引き続いて平成37年度まで推計しています。

③ 地域密着型サービス

地域密着型サービスの見込みは、第6期計画期間中の要支援・要介護認定者数の見込み、サービス利用量の動向、さらに今後の施設整備計画等を勘案し推計しています。

今後、要介護認定者の増加に伴って、地域で暮らす重度の要介護者や認知症高齢者が増加すると見込まれることなどから、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)、小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護を含む。)等については施設整備計画に基づいて順次整備を進めていきます。

4 地域支援事業

平成28年度より介護予防居宅サービスにおける第1号被保険者の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、これらに伴う介護予防支援が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するため、移行分の増加が見込まれます。

包括的支援事業においては、高齢者あんしん相談センターの機能強化を一層図りながら、新たに地域支援事業として位置づけられた地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備を進めていきます。

任意事業については平成27年度以降も同程度で推移すると見込んでいます。

2) 平成37年度(2025年度)のサービス見込量等

現状の要支援・要介護認定者数や介護サービス利用量の伸びから、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度(2025年度)のサービス見込量等を推計しました。

平成37年度の高齢者人口は47,419人となり、平成26年度と比べると15%程度増加することが予想されます。また、第1号被保険者のうち、要支援・要介護認定者数は、9,944人(要支援：2,695人、要介護：7,249人)となっており、認定率は21.7%となる見込みです。

介護保険事業費は、後期高齢者や認知症高齢者の増加、介護サービス利用量の増加などにより平成26年度に比べておよそ4割程度増加し、約187億6千万円となる見込みです。

保険料(基準額)は、国の試算では8,200円とされていますが、高齢者人口で割った1人当たりの保険料(基準額)は月額で約9,000円となり、第5期(平成24～26年度)に比べておよそ3,700円上昇する見込みです。

平成37年度を迎えるにあたり、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能にしていく必要があります。そのため、第6期のサービス見込量等は、ほぼ現状の伸びに沿って見込みましたが、同時に、地域包括ケアシステムの構築のために必要な施策に取り組むことにより、要介護状態になることの予防や状態の軽減、悪化の防止を目指していきます。

6 サービス別の利用推計

1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

ア 訪問介護・介護予防訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯などの日常生活の援助を行います(要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます)。

実績と計画

第1号被保険者の介護予防訪問介護は、平成28年度以降新しい地域支援事業へ移行し、介護予防・生活支援サービス事業として実施します。

訪問介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用回数	316,512	314,305	326,300	343,784	356,592	369,458	395,282
延べ利用人数	24,362	24,029	24,383	25,536	25,656	26,389	28,464
給付費(千円)	1,618,035	1,589,902	1,658,783	1,703,881	1,768,629	1,835,837	1,960,203

介護予防 訪問介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	3,441	3,728	4,001	4,416	3,636	1,404	0
給付費(千円)	57,099	61,640	67,780	73,290	60,311	23,337	0

イ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護士と看護師が移動入浴車で利用者の居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。(要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます。)

実績と計画

訪問入浴介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用回数	12,301	11,668	10,665	11,017	11,326	11,644	14,471
延べ利用人数	2,695	2,494	2,288	2,400	2,472	2,532	3,084
給付費(千円)	156,616	149,657	138,498	138,570	142,450	146,439	181,984

介護予防 訪問入浴介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用回数	0	43	53	57	59	62	144
延べ利用人数	0	10	12	12	13	14	36
給付費(千円)	0	379	473	491	510	531	1,240

ウ 訪問看護・介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師が利用者の居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います(要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます)。

実績と計画

訪問看護	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用回数	42,353	44,317	51,375	52,908	58,093	63,787	84,068
延べ利用人数	8,106	8,322	9,238	9,660	10,562	11,598	14,748
給付費(千円)	355,808	371,655	428,979	435,026	477,659	524,469	691,941

介護予防 訪問看護	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用回数	507	745	875	1,002	1,202	1,443	2,880
延べ利用人数	125	178	224	252	300	360	720
給付費(千円)	4,110	5,844	6,748	7,564	9,076	10,892	21,741

エ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

居宅での日常生活の自立度を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し、リハビリテーションを行います(要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます)。

実績と計画

訪問リハビリ テーション	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用回数	9,200	11,165	11,003	11,753	13,445	15,380	22,726
延べ利用人数	1,934	2,172	2,149	2,305	2,636	3,016	4,452
給付費(千円)	60,240	73,108	72,159	75,414	86,273	98,696	145,833

介護予防 訪問リハビリ テーション	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用回数	171	508	597	765	978	1,250	1,920
延べ利用人数	32	94	107	139	178	227	348
給付費(千円)	1,050	3,134	3,790	4,614	5,897	7,536	11,577

オ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います(要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます)。

実績と計画

居宅療養 管理指導	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	26,738	29,861	34,161	36,660	40,188	44,052	58,320
給付費(千円)	194,701	214,265	244,534	256,562	281,192	308,187	404,371

介護予防 居宅療養 管理指導	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	690	1,132	1,487	1,632	2,172	2,904	4,932
給付費(千円)	4,701	7,954	9,861	10,659	14,156	18,799	33,865

カ 通所介護・介護予防通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います(要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます)。

実績と計画

第1号被保険者の介護予防通所介護は、平成28年度以降新しい地域支援事業へ移行し、介護予防・生活支援サービス事業として実施します。

また、小規模の通所介護事業所(定員18人以下)については、平成28年度から、区が指定・監督する地域密着型サービスに移行します。整備については、利用状況等必要に応じて検討します。

通所介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用回数	176,280	186,059	204,929	216,907	88,472	94,619	124,994
延べ利用人数	22,713	23,814	25,302	26,484	10,380	10,848	15,216
給付費(千円)	1,418,174	1,480,169	1,638,509	1,700,649	695,778	759,094	982,952

介護予防 通所介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	5,119	5,898	6,586	7,272	6,011	2,328	0
給付費(千円)	186,701	211,258	237,535	257,107	217,001	84,057	0

キ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います(要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます)。

実績と計画

第6期計画期間中に介護老人保健施設の整備を予定しているため、1か所(定員20人)の増を見込んでいます。

通所リハビリ テーション	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用回数	20,263	20,558	21,237	22,325	23,039	23,777	30,033
延べ利用人数	3,028	3,110	3,130	3,276	3,324	3,372	4,260
給付費(千円)	184,125	187,021	189,515	199,078	205,449	212,023	267,805

介護予防 通所リハビリ テーション	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	340	444	432	480	552	648	972
給付費(千円)	15,674	17,404	18,676	20,208	23,482	27,286	40,915

ク 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホーム等に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます(要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます)。

実績と計画

第5期末までにショートステイ施設1か所(定員24人)が整備されます。また、第6期計画期間中に整備される介護老人福祉施設の定員の1割分の定員増が見込まれます。

短期入所 生活介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用日数	28,630	33,972	35,754	38,437	42,320	46,595	77,243
延べ利用人数	3,150	3,763	4,074	4,260	4,704	5,184	8,580
給付費(千円)	243,813	291,385	311,136	323,460	356,130	392,099	650,025

介護予防 短期入所 生活介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用日数	124	165	39	48	64	86	443
延べ利用人数	17	26	11	12	12	16	84
給付費(千円)	759	1,015	266	298	397	529	2,757

ケ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設に短期間入所して、看護や医学的管理の下に介護や機能訓練その他必要な医療などが受けられます(要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます)。

実績と計画

第6期計画期間中に、介護老人保健施設1か所の整備を予定しているため、利用者の増が見込まれます。

短期入所療養介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度(第9期)推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用日数	11,613	11,242	10,203	10,883	11,003	11,124	12,104
延べ利用人数	1,407	1,294	1,222	1,284	1,284	1,296	1,416
給付費(千円)	128,801	125,486	114,976	119,090	120,400	121,725	132,452

介護予防短期入所療養介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度(第9期)推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用日数	14	30	26	40	66	155	336
延べ利用人数	4	5	6	9	16	29	84
給付費(千円)	128	228	244	343	602	1,056	3,082

コ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します(要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます)。

実績と計画

第5期計画期間中に新たに有料老人ホーム(定員56人)が整備されました。第6期計画期間中においても、60人程度の整備を見込んでいます。

※整備については、P.157介護基盤整備の考え方 を参照

特定施設 入居者生活 介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	9,270	9,373	10,026	10,439	10,800	11,394	12,936
給付費(千円)	1,856,008	1,910,076	2,046,239	2,082,242	2,154,252	2,272,721	2,579,992

介護予防 特定施設入居 者生活介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	495	750	910	1,008	1,214	1,499	1,776
給付費(千円)	45,994	66,484	84,954	96,391	116,075	143,341	169,832

サ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具(車いす・特殊寝台・歩行補助つえ等)を貸与します(要支援1・2の人は、介護予防を目的として福祉用具を貸与するサービスが提供されます)。

実績と計画

福祉用具貸与	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	25,357	25,825	26,532	27,852	28,812	29,676	35,316
給付費(千円)	371,459	382,381	392,678	412,543	426,157	440,220	523,878

介護予防 福祉用具貸与	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	1,852	2,517	2,774	3,060	3,756	4,596	6,456
給付費(千円)	7,041	10,437	12,428	14,856	18,972	24,227	31,547

シ 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します(要支援1・2の人は、介護予防を目的として福祉用具を販売するサービスが提供され、その購入費を支給します。)

実績と計画

特定福祉用具 販売	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	718	703	660	694	703	712	780
給付費(千円)	19,772	19,358	20,557	21,625	21,906	22,190	24,154

介護予防 特定福祉用具 販売	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	123	135	120	124	130	135	216
給付費(千円)	2,862	3,298	2,777	2,906	3,031	3,161	5,026

ス 住宅改修・介護予防住宅改修

身体機能の状態に合わせて、居宅での手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修の費用を支給します(要支援1・2の人は、介護予防を目的として行う住宅改修にかかる費用を支給します。)

実績と計画

住宅改修	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	489	473	480	480	523	640	648
給付費(千円)	47,494	44,219	42,022	44,253	50,839	62,136	62,648

介護予防 住宅改修	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	189	205	190	194	215	239	276
給付費(千円)	18,822	19,793	17,841	18,722	20,781	23,067	26,455

セ 居宅介護支援・介護予防支援

介護保険サービスを利用する方が、一人ひとりの心身の状況や生活環境等に合わせた介護サービスを利用できるように、介護支援専門員(ケアマネジャー)が相談を受けながらケアプラン[居宅(介護予防)サービス計画]を作成します。また、そのサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整などを行います(要支援者に対する介護予防支援は、高齢者あんしん相談センターが行います。)

実績と計画

第1号被保険者の介護予防訪問介護、介護予防通所介護の平成28年度以降の移行にともない、介護予防支援については、減少すると見込んでいます。

居宅介護支援	第5期実績値			第6期推計値			37年度(第9期)推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	38,953	39,893	41,028	42,840	44,004	45,192	62,256
給付費(千円)	557,264	569,828	589,503	607,451	632,964	659,548	895,433

介護予防支援	第5期実績値			第6期推計値			37年度(第9期)推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	8,620	9,666	10,589	11,688	7,500	4,704	9,972
給付費(千円)	41,247	46,215	50,828	55,312	35,386	22,226	46,548

2) 施設サービス

ア 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

食事や排せつなどの介護が常時必要で、自宅での生活が困難な要介護者が入所し、食事、入浴、排せつなどの日常生活の介護、機能訓練、健康管理などが受けられる施設です。

実績と計画

平成26年9月末現在、区内の特別養護老人ホームは5施設(定員419人)となっています。今後は、都長期ビジョンの整備方針を踏まえて、入所が必要な高齢者の増に対応した整備を目指していきます。第6期計画期間中には1施設(定員60人)が廃止される予定ですが、新たに2施設(定員199人)の開設を見込んでいます。

※施設整備については、P.157介護基盤整備の考え方 を参照

介護老人福祉施設	第5期実績値			第6期推計値			37年度(第9期)推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	7,123	7,683	6,907	6,912	6,948	7,416	9,432
給付費(千円)	1,801,209	1,786,301	1,795,476	1,774,561	1,780,479	1,901,372	2,380,237

イ 介護老人保健施設(老人保健施設)

治療が終わって病状が安定し、在宅復帰のためのケアが必要な要介護者が入所し、医療管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などが受けられる施設です。

実績と計画

平成26年9月末現在、区内の老人保健施設は2施設(定員189人)となっています。今後も需要が見込まれることから、第6期計画期間中に1施設(定員100人)の開設を見込んでいます。

※施設整備については、P.157介護基盤整備の考え方 を参照

介護老人保健施設	第5期実績値			第6期推計値			37年度(第9期)推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	2,987	3,292	3,440	3,444	3,480	4,200	4,440
給付費(千円)	778,150	879,689	944,089	934,635	942,910	1,138,472	1,204,371

ウ 介護療養型医療施設(療養病床等)

病状が安定期にあり、長期の療養を必要とする要介護者のための療養病床等を有する診療所又は病院で、医療、療養上の管理、看護などが受けられる施設です。

実績と計画

平成26年9月末現在、区内には1施設(定員27人)となっています。介護療養型医療施設は、平成29年度末の廃止が予定されておりましたが、厚生労働省の社会保障審議会において、今後の医療ニーズの高い中重度の要介護者への対応の更なる強化が必要となる中で、長期療養や医療処置の実施施設としての機能を確保していくと示されたことから、引き続いて平成37年度まで推計しています。

介護療養型 医療施設	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	1,106	1,036	1,005	960	960	960	960
給付費(千円)	401,612	360,421	365,676	341,735	341,735	341,735	341,735

3) 地域密着型サービス

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(定期巡回・随時対応サービス)

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

実績と計画

第5期計画期間中に新たに1か所(定員45人)整備しましたが、現状では利用者数の伸びが少ないことから、第6期計画期間中に新たな整備は予定せず、今後も引き続き利用者や居宅介護支援事業者に対し、事業の周知に努めます。新たな整備については、利用者数の増に応じて検討していきます。

※整備については、P.157介護基盤整備の考え方 を参照

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第5期実績値			第6期推計値			37年度(第9期)推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	0	3	119	204	324	432	1,080
給付費(千円)	0	377	17,144	31,551	49,398	65,086	162,715

イ 夜間対応型訪問介護

定期巡回や通報システムによる随時訪問により、夜間専用の訪問介護を提供するサービスです。

実績と計画

利用者数は増加しているものの、平成26年9月末現在、定員300人に対し2割程度の利用状況となっており、想定したほど利用が伸びていないことから、計画期間中に新たな整備は予定しません。

今後も引き続き利用者や居宅介護支援事業者に対し、事業の周知に努めます。

※整備については、P.157介護基盤整備の考え方 を参照

夜間対応型訪問介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度(第9期)推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	559	583	634	720	780	840	1,116
給付費(千円)	20,721	23,531	31,941	34,860	41,274	48,869	59,240

ウ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

通所施設で認知症の高齢者を対象に、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを提供します(要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます)。

実績と計画

第5期計画期間中に1か所(定員15人)を整備し、平成26年9月末現在、区内には8か所(定員98人)の事業所が整備されており、ほぼ定員を満たす利用状況となっています。今後も認知症高齢者の増が予測され、第5期の整備目標のうち1か所(定員12人)分が未整備であることから、引き続き第6期の整備目標としています。

※整備については、P.157介護基盤整備の考え方 を参照

認知症対応型 通所介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用回数	18,149	17,618	18,017	18,877	19,974	20,434	23,699
延べ利用人数	2,113	2,044	2,101	2,160	2,220	2,292	2,580
給付費(千円)	197,621	196,423	203,079	213,545	218,456	223,481	267,091

介護予防 認知症対応型 通所介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用回数	27	0	0	0	0	0	0
延べ利用人数	6	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	220	9	0	0	0	0	0

※25年度の給付費は、24年度実績の過誤調整金額である。

エ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、訪問や泊りのサービスを組み合わせた介護サービスを提供します(要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます)。

実績と計画

平成26年9月末現在、区内には3か所(定員75人)の事業所が整備されており、平均利用率は8割以上と高くなっています。

整備については、平成37年度までに、1圏域あたり2施設(看護小規模多機能型居宅介護施設、サテライト型事業所も含めて検討)を目標とし、第6期では未整備地域(本富士圏域、駒込圏域)を中心に、2か所(定員58人)の整備を予定しています。

※整備については、P.157介護基盤整備の考え方 を参照

小規模多機能型居宅介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度(第9期)推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	795	732	754	852	864	1,092	2,160
給付費(千円)	182,128	166,115	168,261	185,788	190,675	241,218	474,869

介護予防小規模多機能型居宅介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度(第9期)推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	0	0	8	12	24	24	36
給付費(千円)	0	0	360	556	1,113	1,113	1,631

オ 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を一体的に提供するサービスです。

実績と計画

第6期計画期間中に、富坂圏域に1か所(定員29人)の整備を行います。その後の整備については、小規模多機能型居宅介護と併せて検討します。

※整備については、P.157介護基盤整備の考え方 を参照

看護小規模多機能型居宅介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度(第9期)推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	—	—	—	0	276	300	300
給付費(千円)	—	—	—	0	67,936	74,590	74,590

カ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを提供します(要支援2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されません)。

実績と計画

平成26年9月末現在、区内には6か所(定員104人)の事業所が整備されていますが、平成26年度末にさらに1か所(定員18人)増える予定です。東京都では平成37年の認知症高齢者数を、平成25年の1.6倍と見込んでいることから、それを目途に整備を進めることとし、第6期計画期間中には大塚圏域又は本富士圏域に、1か所(定員18人)の整備を予定しています。

介護予防については、第5期の実績がなかったことから、第6期においてもサービス量を見込みません。

※整備については、P.157介護基盤整備の考え方 を参照

認知症対応型共同生活介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度(第9期)推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	1,076	1,332	1,381	1,632	1,644	1,752	2,292
給付費(千円)	279,920	347,327	364,980	433,334	435,888	464,405	607,543

キ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の有料老人ホームやケアハウス等で、日常生活上の世話や機能訓練等の介護サービスを提供します。

実績と計画

平成26年9月末現在、区内にサービス事業所はありません。第5期に実績がなかったため、第6期においても整備計画は見送ることとし、サービス量は見込みません。

ク 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)

定員29人以下の特別養護老人ホームで日常生活上の世話や機能訓練、健康管理と療養上の世話等の介護サービスを提供します。

実績と計画

平成26年9月末現在、区内にサービス事業所はありませんが、第6期計画期間中に2か所(定員46人)の整備を目指します。

※整備については、P.157介護基盤整備の考え方 を参照

地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者生活介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用人数	—	—	17	24	372	576	624
給付費(千円)	—	—	4,529	6,251	96,720	149,760	161,606

ケ 地域密着型通所介護

第6期計画期間中に、小規模の通所介護事業所(定員18人以下)について、居宅サービス・介護予防居宅サービスの通所介護より区が指定・監督する地域密着型サービスに移行する予定です。

※整備については、P.157介護基盤整備の考え方 を参照

実績と計画

地域密着型 通所介護	第5期実績値			第6期推計値			37年度 (第9期) 推計値
	24年度	25年度	26年度(見込)	27年度	28年度	29年度	
延べ利用回数	—	—	—	—	147,455	157,697	207,374
延べ利用人数	—	—	—	—	17,292	18,072	24,108
給付費(千円)	—	—	—	—	1,159,630	1,265,156	1,638,253

4) 給付費の実績と見込

※給付費については、百円単位で四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

【図表】 7-17 第5期(平成24~26年度)給付費の実績

単位：千円

サービス		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	合計	
居宅サービス	介護給付	訪問介護	1,618,035	1,589,902	1,658,783	4,866,720
		訪問入浴介護	156,616	149,657	138,498	444,771
		訪問看護	355,808	371,655	428,979	1,156,442
		訪問リハビリテーション	60,240	73,108	72,159	205,507
		居宅療養管理指導	194,701	214,265	244,534	653,500
		通所介護	1,418,174	1,480,169	1,638,509	4,536,852
		通所リハビリテーション	184,125	187,021	189,515	560,661
		短期入所生活介護	243,813	291,385	311,136	846,334
		短期入所療養介護	128,801	125,486	114,976	369,263
		特定施設入居者生活介護	1,856,008	1,910,076	2,046,239	5,812,323
		福祉用具貸与	371,459	382,381	392,678	1,146,518
		特定福祉用具販売	19,772	19,358	20,557	59,687
		住宅改修	47,494	44,219	42,022	133,736
		居宅介護支援	557,264	569,828	589,503	1,716,595
		小計	7,212,311	7,408,510	7,888,087	22,508,908
	予防給付	介護予防訪問介護	57,099	61,640	67,780	186,519
		介護予防訪問入浴介護	0	379	473	852
		介護予防訪問看護	4,110	5,844	6,748	16,702
		介護予防訪問リハビリテーション	1,050	3,134	3,790	7,974
		介護予防居宅療養管理指導	4,701	7,954	9,861	22,516
		介護予防通所介護	186,701	211,258	237,535	635,494
		介護予防通所リハビリテーション	15,674	17,404	18,676	51,754
		介護予防短期入所生活介護	759	1,015	266	2,040
		介護予防短期入所療養介護	128	228	244	600
		介護予防特定施設入居者生活介護	45,994	66,484	84,954	197,432
		介護予防福祉用具貸与	7,041	10,437	12,428	29,906
		介護予防特定福祉用具販売	2,862	3,298	2,777	8,937
介護予防住宅改修	18,822	19,793	17,841	56,456		
介護予防支援	41,247	46,215	50,828	138,290		
小計	386,188	455,085	514,203	1,355,476		
居宅サービス計		7,598,499	7,863,595	8,402,290	23,864,384	
施設サービス	介護老人福祉施設	1,801,209	1,786,301	1,795,476	5,382,986	
	介護老人保健施設	778,150	879,689	944,089	2,601,928	
	介護療養型医療施設	401,612	360,421	365,676	1,127,709	
	施設サービス計	2,980,971	3,026,411	3,105,241	9,112,623	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	377	17,144	17,521	
	夜間対応型訪問介護	20,721	23,531	31,941	76,193	
	認知症対応型通所介護	197,621	196,423	203,079	597,123	
	小規模多機能型居宅介護	182,128	166,115	168,261	516,504	
	複合型サービス	0	0	0	0	
	認知症対応型共同生活介護	279,920	347,327	364,980	992,227	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	4,529	4,529	
	介護予防認知症対応型通所介護	220	9	0	229	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	360	360	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	
	地域密着型サービス計	680,609	733,782	790,293	2,204,684	
	給付費計		11,260,079	11,623,788	12,297,824	35,181,691

【図表】 7-18 第6期(平成27~29年度)給付費の見込

単位：千円

サービス		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計	
居宅サービス	訪問介護	1,703,881	1,768,629	1,835,837	5,308,347	
	訪問入浴介護	138,570	142,450	146,439	427,459	
	訪問看護	435,026	477,659	524,469	1,437,154	
	訪問リハビリテーション	75,414	86,273	98,696	260,383	
	居宅療養管理指導	256,562	281,192	308,187	845,941	
	通所介護	1,700,649	695,778	759,094	3,155,521	
	通所リハビリテーション	199,078	205,449	212,023	616,550	
	短期入所生活介護	323,460	356,130	392,099	1,071,689	
	短期入所療養介護	119,090	120,400	121,725	361,215	
	特定施設入居者生活介護	2,082,242	2,154,252	2,272,721	6,509,215	
	福祉用具貸与	412,543	426,157	440,220	1,278,920	
	特定福祉用具販売	21,625	21,906	22,190	65,721	
	住宅改修	44,253	50,839	62,136	157,228	
	居宅介護支援	607,451	632,964	659,548	1,899,963	
	小計	8,119,844	7,420,078	7,855,384	23,395,306	
	予防給付	介護予防訪問介護	73,290	60,311	23,337	156,938
		介護予防訪問入浴介護	491	510	531	1,532
		介護予防訪問看護	7,564	9,076	10,892	27,532
		介護予防訪問リハビリテーション	4,614	5,897	7,536	18,047
		介護予防居宅療養管理指導	10,659	14,156	18,799	43,614
		介護予防通所介護	257,107	217,001	84,057	558,165
		介護予防通所リハビリテーション	20,208	23,482	27,286	70,976
		介護予防短期入所生活介護	298	397	529	1,224
		介護予防短期入所療養介護	343	602	1,056	2,001
		介護予防特定施設入居者生活介護	96,391	116,075	143,341	355,807
		介護予防福祉用具貸与	14,856	18,972	24,227	58,055
介護予防特定福祉用具販売		2,906	3,031	3,161	9,098	
介護予防住宅改修		18,722	20,781	23,067	62,570	
介護予防支援		55,312	35,386	22,226	112,924	
小計	562,761	525,677	390,045	1,478,483		
居宅サービス計		8,682,605	7,945,755	8,245,429	24,873,789	
施設サービス	介護老人福祉施設	1,774,561	1,780,479	1,901,372	5,456,412	
	介護老人保健施設	934,635	942,910	1,138,472	3,016,017	
	介護療養型医療施設	341,735	341,735	341,735	1,025,205	
	施設サービス計	3,050,931	3,065,124	3,381,579	9,497,634	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	31,551	49,398	65,086	146,035	
	夜間対応型訪問介護	34,860	41,274	48,869	125,003	
	認知症対応型通所介護	213,545	218,456	223,481	655,482	
	小規模多機能型居宅介護	185,788	190,675	241,218	617,681	
	看護小規模多機能型居宅介護	0	67,936	74,590	142,526	
	認知症対応型共同生活介護	433,334	435,888	464,405	1,333,627	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6,251	96,720	149,760	252,731	
	地域密着型通所介護		1,159,630	1,265,156	2,424,786	
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	556	1,113	1,113	2,782	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	
	地域密着型サービス計	905,885	2,261,090	2,533,678	5,700,653	
	給付費計		12,639,421	13,271,969	14,160,686	40,072,076

7

介護基盤整備の考え方

第6期計画期間中の介護保険サービスの基盤整備については、公有地等活用も視野に入れながら、平成37年度までの整備方針を踏まえて民間事業者による整備を進めていきます。

平成37年度までの整備方針

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用状況に応じて整備を検討します。
- ・小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護を含む。)については、各圏域ごとに2か所ずつの整備を目指します。また、サテライト型事業所および看護小規模多機能型居宅介護については、事業実施の提案がされた場合は検討します。
- ・認知症高齢者グループホームは、認知症高齢者が平成37年度までに1.6倍に増加すると予測されることから、それに対応した整備を目指します。
- ・特別養護老人ホームは、地域密着型特別養護老人ホームと合わせて、都長期ビジョンの整備方針を踏まえて、入所が必要な高齢者の増に対応した整備を目指します。
- ・有料老人ホームは、1期あたり60人程度の整備を見込みます。
- ・地域密着型特定施設入所者生活介護、介護療養型医療施設は、第6期期間中の整備計画は見送り、以降は今後のニーズ等により検討していきます。
- ・第6期期間中に地域密着型サービスに移行する、地域密着型通所介護の整備については、利用状況等に応じて検討していきます。
- ・各施設の平成37年度の定員見込数は、各計画期間ごとの利用状況やニーズを勘案して、見直していきます。

【図表】 7-19 第6期介護基盤年度別整備計画

施設種別	平成26年度末	第6期				累計	平成37年度末(第9期)定員見込	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	計			
地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1(45)	—	—	—	—	1(45)	90人	
夜間対応型訪問介護	1(300)	—	—	—	—	1(300)	300人	
認知症対応型通所介護	8(98)	—	—	1(12)	1(12)	9(110)	120人	
小規模多機能型居宅介護	3(75)	—	—	2【本富士・駒込】(58)	2(58)	5(133)	220人	
看護小規模多機能型居宅介護	—	1【富坂】(29)	—	—	1(29)	1(29)		
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	7(122)	—	—	1【大塚又は本富士】(18)	1(18)	8(140)	170人	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)	—	—	2(46)	—	2(46)	2(46)	740人	
施設サービス								
介護老人福祉施設*(特別養護老人ホーム)	5(419)	—	1(99)	1(100)	2(199)	6(558)		
介護老人保健施設	2(189)	—	1(100)	—	1(100)	3(289)	289人	
居宅サービス								
特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	7(445)	—	—	1(60)	1(60)	8(505)	625人	

●施設数、【日常生活圏域】、(定員) ●整備年度は、事業開設年度とします。

*特別養護老人ホームは、平成28年度に1施設(定員60人)を廃止する予定であるため、累計から差し引いています。

8

第1号被保険者の保険料の算出

1) 保険料算定にあたっての給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料(第1号保険料)は、区市町村(保険者)ごとに決められ、額は、その区市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。従って区の介護保険料は、介護保険事業計画期間中のサービス(給付費)の利用見込量に応じたものとなります。サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減れば下がる仕組みとなっています。

平成12年度の介護保険制度発足以来、区の高齢者人口は31,912人から41,265人(平成26年10月1日)と約1.3倍、要支援・要介護認定者数は、3,674人から7,816人(平成26年9月30日)と約2倍、介護給付費は約49億円から約121億円(平成25年度末)と約2.5倍となりました。

このように高齢者人口及び要支援・要介護認定者の増加から、今後も介護保険事業費は増加することが見込まれます。

全国平均基準額(月額)の介護保険料は、第1期(平成12年度～14年度)は2,911円でしたが、第5期(平成24年度～26年度)には4,972円と約1.7倍になりました。

一方、文京区の介護保険料基準額(以下「保険料基準額」という。)は、給付水準の高さを反映して、第1期の2,983円から第5期は5,392円に上昇し、約1.8倍になりました。

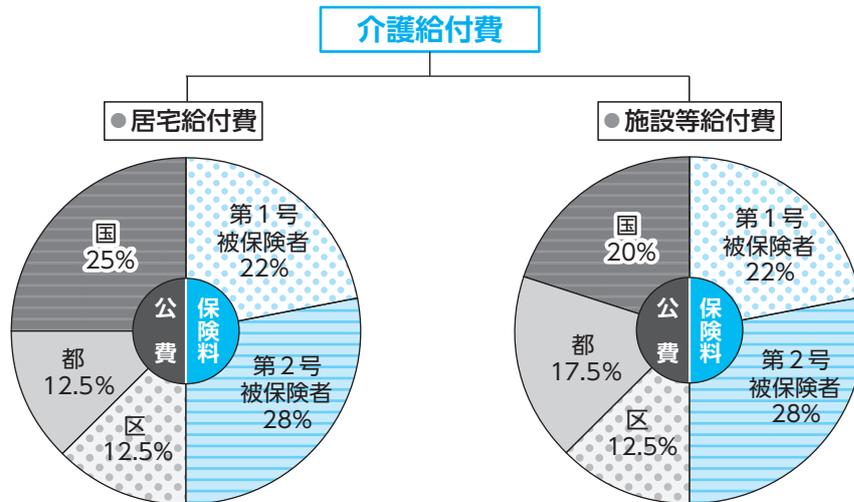
2) 介護給付費等の負担割合(財源構成)

介護給付費の負担割合

介護保険の財源は、利用者負担分を除いた介護給付費を、国・東京都・文京区で負担する公費負担と、40歳以上の被保険者が負担する保険料負担でまかなわれています。

第6期における第1号被保険者の負担割合は、高齢者人口の増加に伴い22%に改正(第5期は21%)されたことにより、保険料を上昇させる要因となっています。

【図表】 7-20 介護給付費の負担割合



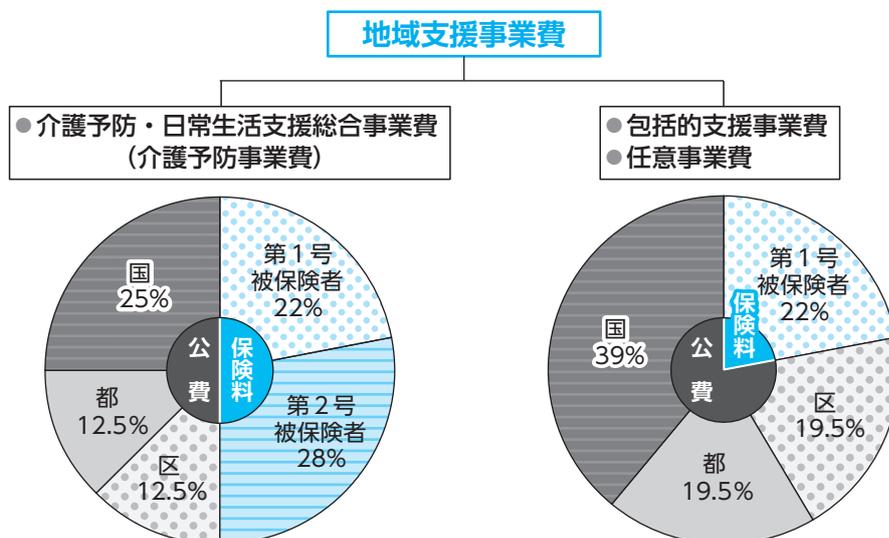
- * 施設等給付費：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護にかかる給付費
- * 居室給付費：施設等給付費以外の保険給付費
- * 国の負担割合には調整交付金(約5%)が含まれます。
- * 第1号被保険者(22%)には、低所得者の保険料軽減に関わる公費負担分が含まれます。

地域支援事業費の負担割合

地域支援事業は政令で定める額の範囲内で行うこととされており、介護保険財源で実施しています。財源の一部には40歳以上の被保険者が負担する保険料が充てられています。

第6期においては、第1号被保険者の負担割合は、介護給付費の負担割合と同様に22%に改正(第5期は21%)されました。

【図表】 7-21 地域支援事業費の負担割合



- * 介護予防・日常生活支援総合事業実施後には、国の負担割合に調整交付金(約5%)が含まれます。
- * 第1号被保険者(22%)には、低所得者の保険料軽減に関わる公費負担分が含まれます。

3) 第6期介護保険料算出の考え方について

平成26年11月10日に開催された全国介護保険担当課長会において示された、第6期介護保険料の見直しに関する国の考え方を踏まえ、保険者として所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行うために、住民税課税層の所得段階について更なる多段階化を実施しました。また、低所得者への公費による負担軽減を行います。

介護保険料基準額の設定については、第6期事業計画期間における介護給付費、地域支援事業費見込額及び第1号被保険者の負担割合等を基に算定します。

第6期の保険料基準額算定基礎となる介護保険事業費は、3年間で約429億円となり、第5期実績と比較しておよそ14%程度増加する見込みです。この介護保険事業費の算出に当たって次の①②の要因を反映しています。

この介護保険事業費から、第6期の保険料算定基礎額は5,833円となります。

なお、この保険料算定基礎額(5,833円)に、次の③の要因を反映し、最終的な保険料基準額は、5,642円に決定しました。

① 介護報酬の改定

国より平成27年1月に「平成27年度介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善、物価の動向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、△2.27%の改定率とする」との考え方が示されました。

② 一定以上所得者の利用者負担の見直し等

65歳以上の被保険者のうち、一定以上の所得のある方の利用者負担を1割から2割に見直します。2割負担とする所得水準は合計所得金額160万円(年金収入とその他の合計所得金額が、単身280万円、2人以上の世帯346万円)以上となり、これにより保険料基準額(月額)が80円程度減額されます。

また、低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付の要件に、預貯金、配偶者の所得及び非課税年金を勘案することとなり、これにより保険料基準額(月額)が15円程度減額されます。

③ 介護給付費準備基金の活用

平成26年度末の「介護給付費準備基金*」の見込残額は、約6億3千万円となっています。保険料上昇抑制に充てるため、この残額から「第6期の基金として必要な額」3億円を残し、3億3千万円を第6期の歳入とすることにより、保険料基準額(月額)を190円程度減額する効果があります。

4) 第6期介護保険料の段階及び比率の設定

介護保険料の段階設定や基準額に対する比率は、保険者の判断で設定することができます。第6期の保険料段階及び比率については、被保険者の負担能力や公平性を考慮し、次のとおり設定しています。

① 介護保険料の段階設定

第6期での介護保険料の段階については、国の所得区分による多段階化に加え、国の標準第9段階の細分化を行ったため、第5期の11段階12区分から変更し、15段階とします。

② 公費による保険料軽減

介護保険の第1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化します。

●平成27年4月

第一弾として、住民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象として実施

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.50 → 0.45



●平成29年4月

消費税10%引上げ時に、住民税非課税世帯全体を対象として実施予定

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.30
第2段階	0.70 → 0.45
第3段階	0.75 → 0.70

※公費負担割合 国1/2、都道府県1/4、区市町村1/4

③ 住民税非課税者の保険料軽減

第6期より引き続き、第4段階の保険料比率(0.85)については、国基準(0.90)から0.05引下げ、負担を軽減しています。

第2段階の保険料比率(0.70)は、区独自の裁量により、国基準(0.75)から0.05引き下げて負担を軽減しています。

* 介護給付費準備基金 介護保険特別会計において発生した余剰金等を介護給付費準備基金として積み立て、介護給付及び地域支援事業に要する費用に不足が生じた場合の不足財源とするものである。積み立てられた余剰金については、最低限必要と認める額を除き、次期計画期において歳入に繰り入れることとなっている。

4 第6段階以上の保険料比率の変更

住民税課税層の各段階における保険料比率は、激変緩和措置として区独自に一定所得層(第6段階1.20⇒1.15、第7段階1.30⇒1.25、第8段階1.50⇒1.40、第9段階1.70⇒1.65)について、国基準負担割合を変更しました。

なお、上位所得者については国基準を超える独自基準を設定しました。

5) 第6期における介護保険事業費の見込

※給付費については、百円単位で四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

1 介護給付費の見込

総給付費に特定入所者介護(予防)サービス費などを加えた介護給付費は、3年間(平成27年度～29年度)で約411億5千万円と見込みます。

【図表】 7-22 介護給付費の見込

単位：千円

介護給付費	第6期計画			合計(3年間)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
総給付費(A)	12,505,975	13,060,472	13,936,280	39,502,727
居室サービス給付費	8,682,605	7,945,755	8,245,429	24,873,789
施設サービス給付費	3,050,931	3,065,124	3,381,579	9,497,634
地域密着型サービス給付費	905,885	2,261,090	2,533,678	5,700,653
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	▲133,446	▲211,497	▲224,406	▲569,349
その他給付額(B)	519,741	525,117	548,235	1,593,093
特定入所者介護(予防)サービス費等給付額	263,340	276,508	290,333	830,181
補足給付の見直しに伴う財政影響額	▲27,879	▲49,885	▲55,517	▲133,281
高額介護(予防)サービス費等給付額	236,400	248,220	260,631	745,251
高額医療合算介護(予防)サービス費等給付額	47,880	50,274	52,788	150,942
保険給付費計 [(A) + (B)]	13,025,716	13,585,589	14,484,515	41,095,820
審査支払手数料(C)	15,954	16,752	17,589	50,295
合計 [(A) + (B) + (C)]	13,041,670	13,602,341	14,502,104	41,146,115

② 地域支援事業費の見込

地域支援事業費については、3年間で約17億5千万円と見込みます。

【図表】 7-23 地域支援事業費

単位：千円

地域支援事業費	第6期計画			合計(3年間)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
地域支援事業	392,777	574,248	783,126	1,750,151
介護予防・日常生活支援総合事業	122,679	246,529	438,488	807,696
包括的支援事業	258,780	316,047	332,600	907,427
任意事業	11,318	11,672	12,038	35,028

③ 介護保険事業費の見込

介護給付費と地域支援事業費を合計した介護保険事業費は、3年間で約429億円と見込みます。

【図表】 7-24 介護保険事業費

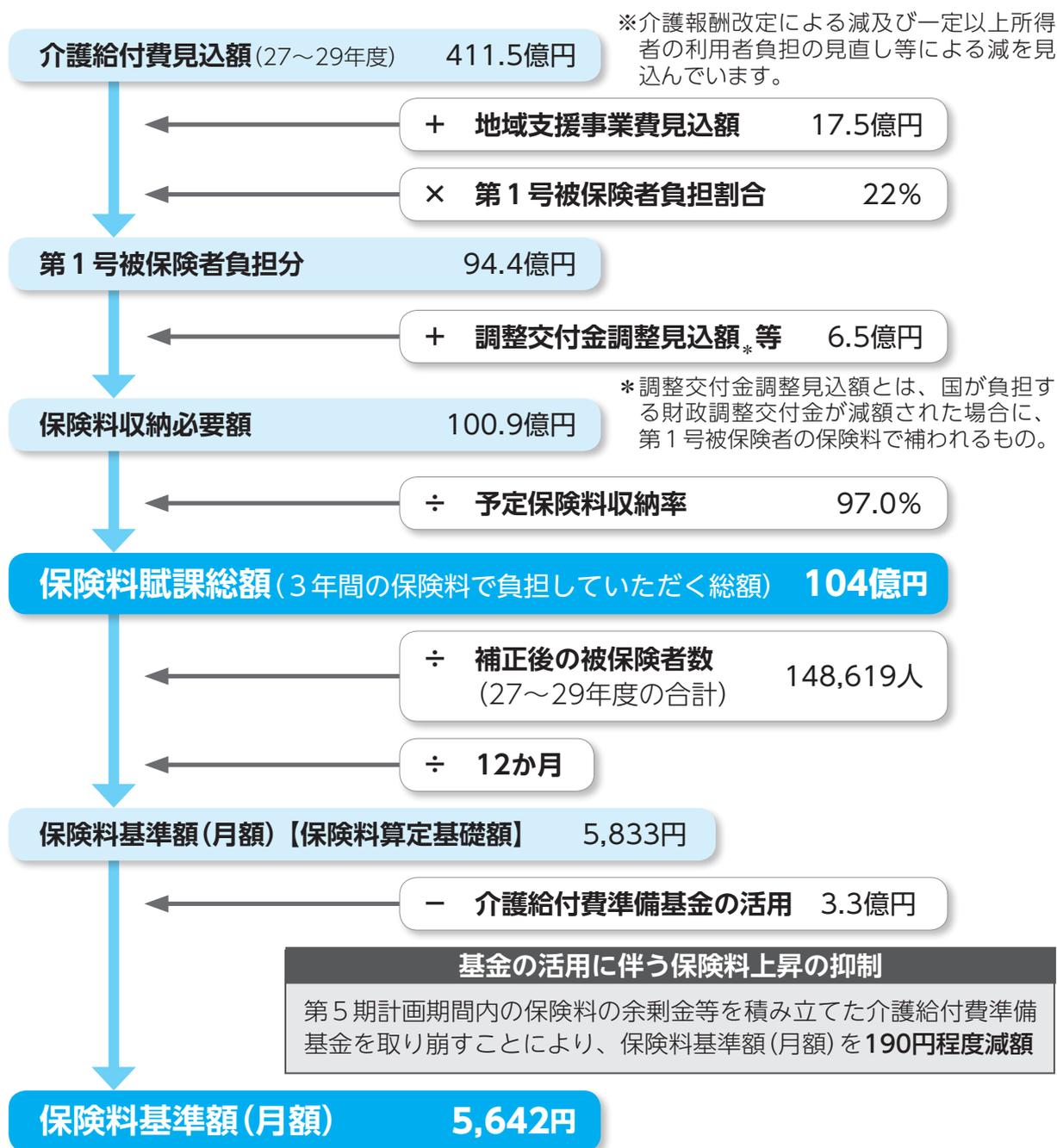
単位：千円

介護保険事業費	第6期計画			合計(3年間)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
介護給付費	13,041,670	13,602,341	14,502,104	41,146,115
地域支援事業費	392,777	574,248	783,126	1,750,151
合計	13,434,447	14,176,589	15,285,230	42,896,266

6) 第1号被保険者の保険料基準額及び段階別保険料の算定

第6期(平成27年度～29年度)の保険料基準額は、次のとおりです。

【図表】 7-25 第1号被保険者保険料の算定手順



【図表】 7-26 第6期保険料基準額

第6期保険料基準額	平成27年度～29年度	月額 5,642円
-----------	-------------	-----------

所得段階に応じた各段階別の介護保険料及び各所得段階の第1号被保険者数は、次のとおりとなります。

【図表】 7-27 所得段階別保険料

第6期 (27~29年度)

参考 (第5期 24~26年度)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料 (月額保険料)	第5期との差額	所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料 (月額保険料)		
第1段階	生活保護の受給者 世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.50	33,900円 (2,800円)	4,800円 (400円)	第1段階	生活保護の受給者 世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者	0.45	29,100円 (2,400円)		
		0.45	30,500円 (2,500円)	1,400円 (100円)			第2段階	世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.45	29,100円 (2,400円)
		0.30	20,300円 (1,600円)	▲8,800円 (▲800円)					第3段階	世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超
第2段階	世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.70	47,400円 (3,900円)	2,100円 (200円)	第3段階	世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.70	47,400円 (3,900円)		
		0.45	30,500円 (2,500円)	▲14,800円 (▲1,200円)			第4段階	本人が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	57,500円 (4,700円)
第3段階	本人が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.75	50,800円 (4,200円)	5,500円 (500円)	特例第4段階	本人が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下			0.85	55,000円 (4,500円)
第4段階		本人が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	0.70	47,400円 (3,900円)			2,100円 (200円)	第4段階 (基準額)	本人が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超		1.00	67,700円 (5,600円)	3,000円 (300円)	第5段階	本人が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超			1.00
第6段階		本人が住民税課税 合計所得金額が120万円未満	1.15	77,900円 (6,400円)	6,700円 (500円)			第6段階	本人が住民税課税 合計所得金額が125万円以下	1.10
第7段階	本人が住民税課税 合計所得金額が120万円以上190万円未満		1.25	84,600円 (7,000円)	13,400円 (1,100円)	第6段階	本人が住民税課税 合計所得金額が125万円を超え250万円未満			1.25
第8段階		本人が住民税課税 合計所得金額が190万円以上290万円未満	1.40	94,800円 (7,900円)	3,700円 (300円)			第7段階	本人が住民税課税 合計所得金額が250万円以上500万円未満	1.55
	▲5,500円 (▲400円)				第8段階	本人が住民税課税 合計所得金額が500万円以上750万円未満	1.80			
第9段階	本人が住民税課税 合計所得金額が290万円以上400万円未満	1.65	111,700円 (9,300円)	11,400円 (1,000円)				第9段階	本人が住民税課税 合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	2.00
第10段階		本人が住民税課税 合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.80	121,900円 (10,100円)	21,600円 (1,800円)	第10段階	本人が住民税課税 合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満			
第11段階	本人が住民税課税 合計所得金額が500万円以上750万円未満		2.10	142,200円 (11,800円)	25,700円 (2,100円)			第11段階	本人が住民税課税 合計所得金額が2,000万円以上	2.40
第12段階		本人が住民税課税 合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	2.30	155,700円 (12,900円)	26,300円 (2,200円)	第11段階	本人が住民税課税 合計所得金額が2,000万円以上			
第13段階	本人が住民税課税 合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満		2.50	169,300円 (14,100円)	27,000円 (2,300円)			第11段階	本人が住民税課税 合計所得金額が2,000万円以上	2.40
第14段階		本人が住民税課税 合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	2.80	189,600円 (15,800円)	34,300円 (2,900円)	第11段階	本人が住民税課税 合計所得金額が2,000万円以上			
第15段階	合計所得金額が3,000万円以上		3.20	216,700円 (18,000円)	61,400円 (5,100円)			第11段階	本人が住民税課税 合計所得金額が2,000万円以上	2.40

* 月額保険料は、目安として百円単位で表示しています。

- 第1段階から第8段階は対象者を国の標準段階に合わせました。
- 第1段階の上段【 】内は本来の割合、中段は27年4月から公費投入により実施される割合、下段【 】は29年4月から公費投入により実施される割合を示しています。(予定)
- 第2段階及び第3段階の上段は27年4月から実施される割合、下段【 】は29年4月から公費投入により実施される割合を示しています。(予定)
- 第4段階及び第6段階から第9段階は、基準額に対する割合を所得段階に応じて過剰な増にならないよう調整しました。
- 第15段階まで増やし、合計所得金額3,000万円以上を新たに設定しました。

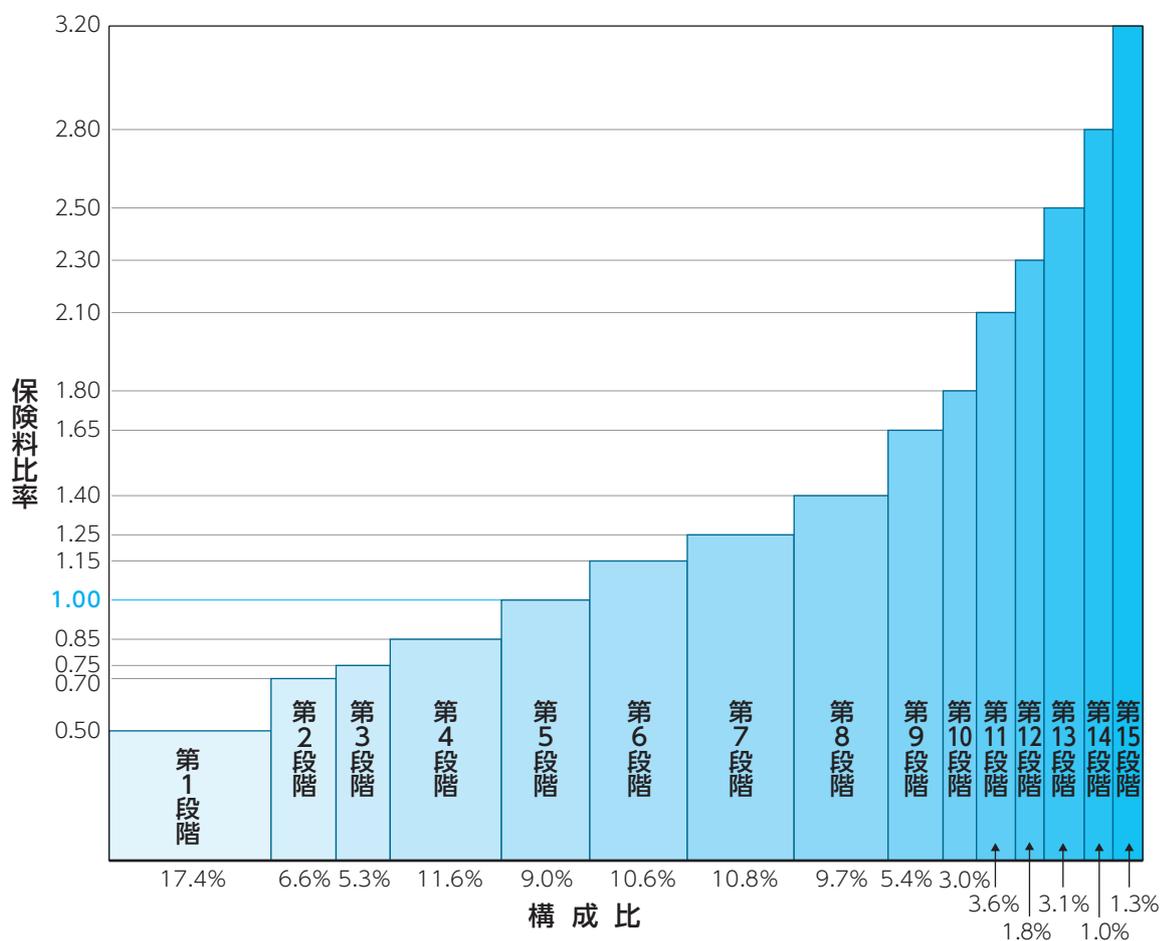
【図表】 7-28 保険料段階別第1号被保険者数

単位：人

段 階	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計(A)	構成比	基準額との比率(B)	補正被保険者数(A)×(B)
第1段階	7,404	7,447	7,478	22,329	17.4%	0.50	11,165
第2段階	2,790	2,806	2,818	8,414	6.6%	0.70	5,890
第3段階	2,236	2,249	2,258	6,743	5.3%	0.75	5,057
第4段階	4,947	4,976	4,997	14,920	11.6%	0.85	12,682
第5段階	3,807	3,829	3,845	11,481	9.0%	1.00	11,481
第6段階	4,489	4,515	4,534	13,538	10.6%	1.15	15,569
第7段階	4,603	4,629	4,649	13,881	10.8%	1.25	17,351
第8段階	4,123	4,147	4,165	12,435	9.7%	1.40	17,409
第9段階	2,278	2,290	2,301	6,869	5.4%	1.65	11,334
第10段階	1,257	1,264	1,269	3,790	3.0%	1.80	6,822
第11段階	1,538	1,547	1,554	4,639	3.6%	2.10	9,742
第12段階	759	763	766	2,288	1.8%	2.30	5,262
第13段階	1,310	1,318	1,323	3,951	3.1%	2.50	9,878
第14段階	436	439	440	1,315	1.0%	2.80	3,682
第15段階	549	552	554	1,655	1.3%	3.20	5,296
合 計	42,526	42,771	42,951	128,248	100.0%		148,619

*表中の数値は、四捨五入している箇所があるため、合計値が一致しない場合があります。

【図表】 7-29 保険料段階別第1号被保険者数構成比



第8章

介護保険制度運営の 取組

7

2

3

4

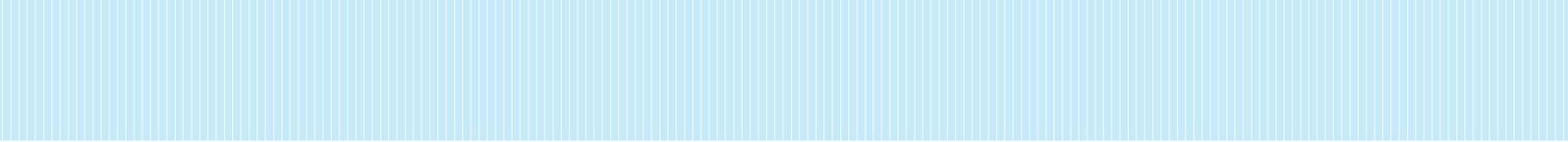
5

6

7

8

資料編

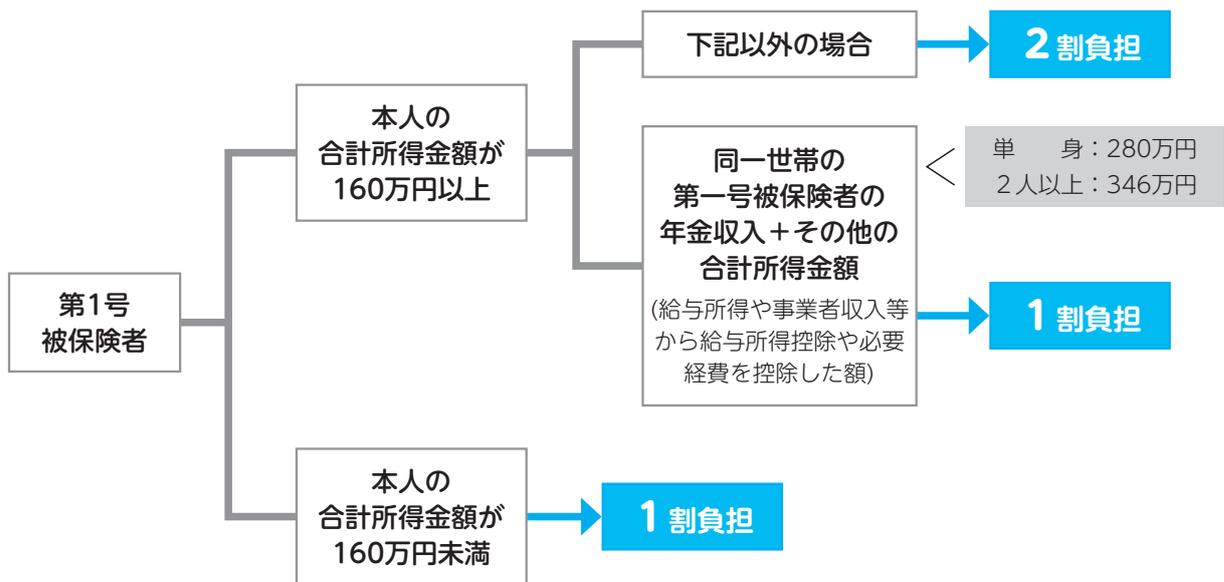


1 利用者の自己負担

介護保険の自己負担は、所得に関わらず1割としてきました。平成27年8月から65歳以上の被保険者のうち、本人の合計所得金額が160万円(年金収入とその他の合計所得金額が単身280万円、2人以上の世帯346万円)以上がある方が介護保険サービスを利用したときは、自己負担が2割となります。

合計所得金額が160万円以上であっても、年金収入とその他の合計所得金額が単身280万円未満、2人以上の世帯346万円未満の場合は、1割負担となります。

また、本人の合計所得金額が160万円に満たない場合は世帯内の他の第1号被保険者の所得状況にかかわらず1割負担となります。



※介護保険負担割合証の発行

要支援・要介護の認定を受けた方全員に、利用者負担の割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。

2

負担軽減対策

1) 保険料個別減額制度

区では、保険料の所得段階が第2段階、第3段階に該当する人のうち、生活困窮のために介護保険料の納付が困難と認められた場合に、第1段階と同率の保険料とする個別減額制度を設けています。

① 個別減額制度該当要件

次の1から5までの要件をすべて満たした人

【図表】 8-1 保険料個別減額制度該当要件

		世帯人数			
		1人	2人	3人	4人以上
1	前年の収入額	120万円以下	170万円以下	220万円以下	1人増えるごとに50万円を加えた額
2	預貯金等*	240万円以下	340万円以下	440万円以下	1人増えるごとに100万円を加えた額
3	居住用以外の土地又は建物を所有していないこと				
4	住民税課税者と生計を共にしていないこと及び住民税課税者の扶養を受けていないこと				
5	原則として保険料を滞納していないこと				

*預貯金等には、預貯金のほか、有価証券、債権等も含まれる。

2) 利用者負担段階の設定

所得の低い人の利用者負担を軽減するため、利用者負担段階が設定されています。この段階に応じて、特定入所者介護サービス費や高額介護(介護予防)サービス費を支給します。

【図表】 8-2 利用者負担段階

利用者負担段階	対象者
第1段階	・住民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者
第2段階	・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が年間を通じて80万円以下の人
第3段階	・住民税世帯非課税で、利用者負担第2段階以外の人
第4段階	・住民税本人非課税で、世帯に住民税課税者がいる人 ・住民税本人課税者

3) 特定入所者介護サービス費の支給

介護保険施設や短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用に係る居住費(滞在費)・食費の負担が低所得者にとって過重な負担とならないように、所得に応じた負担限度額を設けています。限度額を超える分と基準費用額との差額は、保険給付費から特定入所者介護サービス費として施設等に支払い、補足給付による負担軽減を図ります。平成27年8月から、認定には資産要件等が設定され、預貯金等が単身で1,000万円超、夫婦世帯では2,000万円超の場合や別居の配偶者が住民税課税者の場合は対象外となります。

【図表】 8-3 特定入所者介護サービス費

単位：円

利用者負担段階	居 住 費 (日 額)				食 費 (日額)
	多床室 (相部屋)	従来型個室	ユニット型 準個室	ユニット型 個室	
基準費用額	Ⓐ 840 Ⓑ 370	Ⓐ 1,150 Ⓑ 1,640	1,640	1,970	1,380
第1段階	0	Ⓐ 320 Ⓑ 490	490	820	300
第2段階	370	Ⓐ 420 Ⓑ 490	490	820	390
第3段階	370	Ⓐ 820 Ⓑ 1,310	1,310	1,310	650

* Ⓐ：介護老人福祉施設、短期入所生活介護

Ⓑ：介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護

*多床室の居住費は平成27年8月からの金額。平成27年7月までは、第1段階で0円、第2段階・第3段階及び基準費用額は320円。

4) 住民税課税層における居住費(滞在費)・食費の特例減額措置

利用者負担段階で第4段階に該当する人は、特定入所者介護サービス費の支給対象となりません。しかし、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所し、居住費(滞在費)・食費を負担した結果、在宅で生活する配偶者等が生計困難に陥らないように、一定の要件を満たす人に対して、利用者負担段階の第3段階と同じ基準の特定入所者介護サービス費を支給します。

5) 高額介護(介護予防)サービス費の支給

月々の介護サービス(福祉用具購入費・住宅改修費等は除く。)の利用者負担の合計額が利用者負担段階に応じた上限額を超えた場合、申請により、超えた額を高額介護(介護予防)サービス費として支給します。

【図表】 8-4 高額介護(介護予防)サービス費

利用者負担段階		負担上限額
第1段階		個人 15,000円
第2段階		個人 15,000円
第3段階		世帯 24,600円
第4段階	一般	世帯 37,200円
	現役並み*	世帯 44,400円

*現役並み…同一世帯内等(1号被保険者のみを勘案)に課税所得が145万円以上の者がおり、収入が383万円以上、2名以上の場合は収入の合計が520万円以上の場合(平成27年8月から実施)

6) 高額医療合算介護(介護予防)サービス費の支給

介護保険サービスの利用や医療にかかる際の自己負担額は、それぞれ月額の限度額が設けられており、それを超えた部分は高額介護(介護予防)サービス費及び高額療養費として支給されます。

さらに、世帯内での医療と介護を合わせた負担をさらに軽減するため、8月から翌年7月までのそれぞれの自己負担額を合算した年額が、次の図表の限度額を超えた場合、申請により医療・介護それぞれの制度から支給され、介護では高額医療合算介護(介護予防)サービス費として支給されます。

【図表】 8-5 高額医療合算介護(介護予防)サービス費自己負担限度額「算定基準額」

所得区分	長寿 (後期高齢者) 医療制度 + 介護保険 (75歳以上)	被用者保険又は 国民健康保険 + 介護保険 (70~74歳の 人がある世帯)
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
住民税 非課税	II	31万円
	I	19万円

所得区分 (基礎控除後の 総所得金額等)	被用者保険又は国民健康保険 + 介護保険 (70歳未満の人がいる世帯)	
	平成26年8月 ~ 平成27年7月	平成27年 8月~
901万円超	176万円	212万円
600万円超 901万円以下	135万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	67万円
210万円以下	63万円	60万円
住民税世帯 非課税	34万円	34万円

<所得区分>

現役並み所得者 (上位所得者)	同一世帯に課税所得が145万円以上ある70歳以上の人 (基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯などの人)
一般	現役並み所得者、上位所得者、住民税非課税I、住民税非課税II以外の人
住民税非課税	II 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人
	I 世帯全員が非課税の人

- 毎年7月31日時点の、医療保険の所得区分を適用します。
- Iの方が複数いる世帯の場合、介護保険分の算定基準額に限り、IIの31万円となるので、高額医療合算介護(介護予防)サービス費のみ不支給となることがあります。

7) 生計困難者の利用料軽減制度

収入や預貯金額等の要件をすべて満たし、区が生計困難者と認定した人は、該当する介護サービスに係る費用(利用者負担額・食費・居住費)のうち25%(老齢福祉年金受給者は50%)を軽減します。ただし、利用しているサービスの提供事業者が東京都と文京区に減額の申し出を行っている場合に限りです。

3

適正で安定的な介護保険制度運営 のための取組

1) 介護給付適正化事業

① 介護給付適正化の目的

介護保険は、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう必要な福祉系・医療系のサービスを提供する制度であり、その給付は要介護状態の軽減・悪化の防止又は要介護状態となることの予防を目的としています。

しかし、介護保険制度が定着し多種多様な事業者が参入する中、不適正なサービス提供が判明することもあります。そのため、区は保険者として、介護サービスが本来の趣旨に沿って給付されることを目的とする介護給付適正化事業を継続して実施してまいりましたが、今後もさらに推進していきます。区では、東京都とともに策定した東京都介護給付適正化計画に基づいて介護給付適正化事業を推進することにより、適切な介護サービスを確保し、利用者が安心して介護保険制度を利用できるよう取り組んでいきます。

② 介護給付適正化事業の取組

ア 要介護認定の適正化

(ア) 要介護認定調査を委託した場合の公平公正性の確保

要介護認定調査は区職員だけでなく、居宅介護支援事業者等への委託により実施しています。調査員によって調査内容が異ならないよう、調査項目の判断基準の解説や特記事項の記載に係る留意点等の確認を目的とした要介護認定調査員研修を開催し、認定調査票の記載内容の充実を図っていきます。

また、委託した認定調査票の内容について、区職員による全件点検を今後も継続していきます。

(イ) 要介護認定審査の適正化

主治医意見書及び認定調査票の内容の整合性を高め、充実させるための取組を実施します。

また、要介護認定審査会における平準化・適正化のため、審査判定手順等の遵守及び連絡会の開催等による審査会間の情報共有をより一層推進していきます。

イ ケアマネジメント等の適切化

(ア) 介護支援専門員(ケアマネジャー)への研修・連絡会の実施等

区ではケアマネジャーの資質向上のため、文京区介護サービス事業者連絡協議会の下に居宅介護支援事業者部会を設置して、研修会を実施しています。

さらに、平成27年度からは、区内の主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)のネットワークの構築に取り組むとともに、意見交換の場や後進育成の場を提供するなど、ケアマネジャー相互や区との連携を一層促進し、ケアマネジメント業務を支援していきます。

(イ) ケアマネジメント支援事業の実施

平成16年度～17年度は、ケアマネジャーの資質及びケアプラン作成技術の向上を支援するため、保健、医療、福祉の専門家による指導チームを設置し、ケアプラン指導事業を行いました。平成18年度～19年度は、包括的・継続的ケアマネジメント支援の一環として、高齢者あんしん相談センターの主任ケアマネジャーと区が協働し研修を実施しました。

平成20年度からは、ケアマネジメント支援事業と名称を変え、高齢者あんしん相談センターの主任ケアマネジャーが中心となり、外部講師による講演とワークショップなどを開催しました。

今後は、区内にある介護保険サービス事業者の主任ケアマネジャーと連携を図りながら、より一層の充実を図っていきます。

(ウ) ケアプラン点検の実施

ケアマネジャーが作成するケアプラン[居宅(介護予防)サービス計画]が利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等、より良いケアプランが作成されるよう、居宅介護支援事業者に対する定期的なケアプラン点検を実施しています。

具体的には、事業者にケアプランの提出を求め、区、専門的見地を持つ主任ケアマネジャー、事業者の三者で「ケアプラン点検支援マニュアル」等に沿いながら、ケアプランを見直すことで、実質的なケアマネジャーの資質の向上や、ケアプランの作成技術の向上を図っていきます。

(エ) 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

福祉用具購入費・住宅改修費の給付に際しては、書面による審査を行っています。利用者の状態像から見て用具の購入や住宅改修の必要性が認められるか、また、計画どお

りに工事等が行われているかを確認するために、書面審査に加えて購入・改修の前後に利用者宅への訪問調査を行います。

具体的には、毎月任意に抽出した利用者宅に訪問調査を実施します。

ウ 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

(ア) 事業者に対する指導監督

法制度等の正しい理解を促し、適切な介護サービスを確保するために、事業者に対し各種説明会や研修会の中で集団指導を行います。

さらに、事業所を訪問し、実地指導及び監査を実施します。実地指導では、人員・設備・運営基準が遵守されているか確認するために、関係書類等を基に事業者に対して説明を求めながら指導を行います。また、不適正な介護給付事例が確認された場合は、介護給付費の返還等を含め速やかに改善を求め、介護報酬請求の適切化を図っています。

指導を行うことで、事業者がそれぞれの業務において、法令基準を遵守した適正な事業運営が図られるよう促します。

また、実地指導により重大な指定基準違反が発覚した場合や、改善指導に従わない悪質な事業者に対しては速やかに監査に切り替え、都と連携を取りながら、指定取り消し等を含む行政上の措置を行います。

都内には広域的事業展開をする事業者が多く存在するため、東京都や他の保険者間及び東京都国民健康保険団体連合会等との連携も密に図りながら、事業者指導をより一層進めていきます。

なお、事業者への実地指導は地域支援事業の任意事業として位置付けられています。(P.113参照)

(イ) 苦情・通報情報の活用

介護保険相談窓口では、区民等から寄せられる苦情や通報情報のうち、不適切な介護サービスが提供されていると考えられるケースについて、ケアプラン〔居宅(介護予防)サービス計画〕等の確認、関係部署への情報提供、連携体制の構築などを通じて、介護サービス事業者への助言、指導を実施していきます。

(ウ) 介護給付費通知の送付

介護保険サービスの利用者全員に、実際のサービスの内容や費用等を通知する「介護

サービス利用状況のお知らせ」(介護給付費通知)を年2回送付しています。介護サービスと、その給付費や自己負担額を利用者自身が確認することで、介護報酬の不正請求の発見につなげることができます。

また、送付の主旨を説明した資料を同封することで、介護給付適正化に対する利用者の理解を促します。

なお、介護給付費通知は地域支援事業の任意事業として位置付けられています。(P.113参照)

(エ) 縦覧点検・医療情報との突合

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数等の点検を行う縦覧点検を行います。

また、医療の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除を図ります。

縦覧点検及び医療情報との突合の効率的な実施を図るため、東京都国民健康保険団体連合会への業務委託により実施します。

エ 区民及び被保険者への介護保険制度に関する説明の充実

(ア) サービス利用に関する情報提供

適切なサービスの利用に資するため、利用方法についてまとめたパンフレットを作成・配布し、給付適正化への理解を図っています。さらに、平成27年度には、介護事業者情報や定期的に更新されるサービスの空き情報等を検索できるシステムを導入し、区のホームページ内で公開することで、タイムリーな情報提供を行います。

(イ) 苦情・相談窓口の運営

介護保険相談窓口に専門相談員を配置し、区民及び介護サービス事業者等からの苦情や相談に対応して説明を行っています。

その際、利用者自身の制度理解を促し、適切なサービス利用に結びつくよう説明します。また、事業者に対しても、サービス提供がより適切に行われるよう支援していきます。

なお、これらの対応に当たっては、必要に応じて東京都及び東京都国民健康保険団体連合会等とも連携をとり、対応の充実を図ります。

2) 福祉人材の育成等

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護サービスや地域支援事業に携わり、質の高いサービスを提供する人材を、安定的に確保・育成していくことが不可欠です。

厚生労働省は、平成37年度には、現在の1.5倍以上の介護職員が必要と推計する一方、平成22年以降、有効求人倍率が一貫して増加するなど、人手不足感が広がっていることから、参入促進、資質向上、環境改善の取組を一体的に推進する必要があるとしています。

区は、これまでもケアマネジャーやヘルパー等介護職員の資質向上を図るため、文京区介護サービス事業者連絡協議会での研修実施や情報提供を実施するとともに、区内事業者が中心となり人材確保のイベントや啓発活動を行うアクティブ介護実行委員会にも参加してきましたが、今後も研修内容の共有等さらに効果的な情報提供を行っていきます。

また、介護サービス事業者と関係機関のネットワークづくりを進め、連携して人材確保、養成、定着の促進に向けた施策を検討し実施していきます。

3) 制度周知及び運営状況の公表

介護保険制度は、サービスの多様化に伴い、その内容が年々複雑になっています。また、高齢化に伴い、介護保険に対する関心が高くなっています。

そこで、区民や介護サービス事業者等を対象に、パンフレット、出前講座、区報、区ホームページ、CATV(区民チャンネル)等の方法を活用しながら周知に努め、適切なサービス利用と円滑な制度運営を図ります。

・パンフレット

- 「わたしたちの介護保険」
- 「わたしたちの介護保険便利帳」
- 「介護サービスの正しい利用法」
- 「高齢者のための福祉と保健のしおり」他

・事業概要

- 「文京の介護保険」

・お届け講座(区民及び区内団体等の依頼による出前講座)

・他機関が提供する各種情報

- とうきょう福祉ナビゲーション
- 「東京都介護サービス情報公表システム」
- 「東京都福祉サービス第三者評価」

資料編

1 計画策定の検討体制・経緯

1) 検討体制(第1章 策定の考え方 3 計画策定の検討体制 P.5 参照)

① 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

制 定 平成8年7月11日8文福福発第504号

最終改正 平成25年12月13日25文福福第10009号

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱(6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。)に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

(1) 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長(以下「本部長」という。)が委嘱する委員34人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

(1) 学識経験者 5人以内

(2) 区内関係団体等の構成員 20人以内

(3) 公募区民 9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領(12文福福発第204号)により募集する。

(任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(分野別検討部会)

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会(以下「部会」という。)を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 子ども部会
- (2) 高齢者・介護保険部会
- (3) 障害者部会
- (4) 保健部会

3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。

6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。

7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めたときは、10人を超えて委嘱することができる。

8 前3項の規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17文介第1114号)に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。

9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例(昭和50年3月文京区条例第15号)に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。

10 部会は、部会長が招集する。

11 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 子ども部会 男女協働子育て支援部子育て支援課
- (2) 高齢者・介護保険部会 福祉部介護保険課
- (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
- (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成22年度から平成23年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民であるもののうち4名以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号の公募区民を充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

3 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち3人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

3 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち1人については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることことができる。

4 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

文京区地域福祉推進協議会 委員名簿

平成25年4月～平成27年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	会長	高橋 紘士	国際医療福祉大学大学院教授	
2	副会長	青木紀久代	お茶の水女子大学准教授	
3	//	藤林 慶子	東洋大学教授	
4	//	高山 直樹	//	
5	//	高野 健人	東京医科歯科大学大学院教授	
6	委員	須田 均	小石川医師会	
7	//	石川みづえ	文京区医師会	25年度第3回まで
8	//	熊谷みどり	//	26年度第1回から
9	//	志賀 泰昭	小石川歯科医師会	25年度第1回まで
10	//	柴田 芳樹	//	25年度第2回から
11	//	安東 治家	文京区歯科医師会	
12	//	川又 靖則	文京区薬剤師会	
13	//	諸岡 健至	文京区町会連合会	
14	//	平井 宥慶	文京区社会福祉協議会	
15	//	宇賀治みや子	文京区民生委員・児童委員協議会	25年度第3回まで
16	//	柴崎 清恵	//	26年度第1回から
17	//	齊田 宗一	文京区心身障害福祉団体連合会	
18	//	永井 愛子	文京区高齢者クラブ連合会	
19	//	田中 福子	文京区青少年対策地区委員会	26年度第1回まで
20	//	大畑 雅一	//	26年度第2回から
21	//	福永喜美代	文京区女性団体連絡会	
22	//	佐藤 良文	文京区私立幼稚園連合会	
23	//	佐藤 和乃	文京区話し合い員連絡協議会	
24	//	飯塚美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
25	//	戸野塚一枝	文京区民生委員・児童委員協議会(主任児童委員)	25年度第2回まで
26	//	長谷川浩美	//	25年度第3回から
27	//	菅原 良次	文京区私立保育園(たんぽぽ保育園)	

番号	役職	氏名	団体名等	備考
28	委員	佐藤 澄子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	
29	//	山下美佐子	パセリの会	
30	//	安達 勇二	あせび会支援センター	
31	//	上野 邦子	公募区民	25年度第3回まで
32	//	檜尾 頌子	//	//
33	//	勝間田万喜	//	//
34	//	川邊万希子	//	//
35	//	境 弥生	//	//
36	//	深草 裕子	//	//
37	//	梅澤 稔	//	26年度第1回から
38	//	小倉 保志	//	
39	//	小山 榮	//	
40	//	佐久間光江	//	26年度第1回から
41	//	佐藤 朋香	//	//
42	//	猿渡 達明	//	
43	//	松尾 葦江	//	26年度第1回から
44	//	宮本 一嘉	//	//
45	//	望月 和美	//	//

② 文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(高齢者・介護保険部会)

制 定 平成17年11月14日17文介第1114号

最終改正 平成27年2月20日26文福高第936号

(設置)

第1条 文京区における高齢者等の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、文京区地域包括ケア推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号)で使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を区長に報告する。

(1)地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。

(2)次に掲げる事項に関すること。

ア 地域密着型介護サービス費の額

イ 地域密着型介護予防サービス費の額

ウ 指定地域密着型サービス事業者の指定

エ 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定

オ 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準

カ 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに、指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準

キ 指定介護予防支援事業者の指定

(3)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第5条に規定する医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画の策定及び計画の目標達成状況の評価に関すること。

(4)認知症高齢者とその家族に対するきめ細やかな対応と継続的な支援を行うためのネットワーク構築に関すること。

(5)前各号のほか、地域ケアの推進に関すること。

2 前項各号に掲げる事項のほか、文京区地域福祉推進協議会設置要綱(平成8年7月11日8文福福発第504号。以下「協議会要綱」という。)第8条各項に基づく、高齢者・介護保険事業計画の策定又は改定に関する事項について検討するものとする。

(委員)

第4条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって構成する。

(1)学識経験者 1人以内

(2)地域の医療に関係する団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会)の代表者 5人以内

(3)介護支援専門員並びに介護サービス事業者及び介護予防サービス事業者の代表者 3人以内

(4)地域の高齢者に関係する団体等(町会連合会、民生委員・児童委員協議会、話し合い員

連絡協議会、高齢者クラブ連合会、権利擁護関係団体、第2号被保険者の雇用主)の代表者 7人以内

(5)公募区民(第1号被保険者、第2号被保険者、介護保険サービス利用者) 4人以内

2 前項第5号に規定する委員は、別に定める文京区地域包括ケア推進委員会公募委員募集要領(18文介第1518号)により募集する。

3 前条第2項に規定する事項の検討を行う場合、協議会要綱第8条第8項により任命された区の職員は委員会に出席するものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとし、1回に限り再任されることができる。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員会に副委員長1人を置き、委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。

(意見聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第10条 委員会及び専門部会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に福祉部長が定める

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成19年度から委員の任にある者については、第5条の規定にかかわらず任期を22年の3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成23年度から委員の任にある者については、第5条の規定にかかわらず、任期を平成

24年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年2月20日から施行する。

高齢者・介護保険部会(文京区地域包括ケア推進委員会)部会員名簿

平成25年4月～平成27年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	部会長	藤林 慶子	東洋大学教授	
2	部会員	飯塚美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
3	//	斉藤 勝之	小石川医師会	25年度第5回まで
4	//	須田 均	//	26年度第1回から
5	//	石川みづえ	文京区医師会	
6	//	岩渕 雅諭	小石川歯科医師会	
7	//	石原 忍	文京区歯科医師会	25年度第2回まで
8	//	平井 基之	//	25年度第3回から
9	//	川又 靖則	文京区薬剤師会	
10	//	阿部 智子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
11	//	林田 俊弘	//	
12	//	永井 愛子	文京区高齢者クラブ連合会	
13	//	佐藤 和乃	文京区話し合い員連絡協議会	
14	//	鈴木 伸男	文京区町会連合会	25年度第2回まで
15	//	諸留 和夫	//	25年度第3回から
16	//	和田サワノ	文京区民生委員・児童委員協議会	25年度第5回まで
17	//	広岡美登里	//	26年度第1回から
18	//	平井 宥慶	文京区社会福祉協議会	
19	//	河西 輝久	東京商工会議所文京支部	
20	//	堀江 久美	公募区民	25年度第5回まで
21	//	小倉 保志	//	
22	//	梅澤 稔	//	26年度第1回から
23	//	深草 裕子	//	25年度第5回まで
24	//	松本 次生	//	26年度第1回から
25	//	山名 興子	//	25年度第5回まで
26	//	松尾 葦江	//	26年度第1回から

③ 文京区地域福祉推進本部設置要綱

制 定 平成7年2月20日6文福福発第1188号

最終改正 平成24年3月30日23文福高第2848号

(設置)

第1条 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉保健計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則(平成6年3月文京区規則第10号)第4条第1項(区長、副区長及び教育長を除く。)及び第2項に規定する者をもって構成する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、その結果を推進本部に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、男女協働子育て支援部長及び保健衛生部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、男女協働子育て支援部長、保健衛生部長の順とする。
- 6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。
- 8 その他幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉保健計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

- 2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

文京区地域福祉推進本部 本部員名簿

平成27年3月現在

	役職	氏名	職名
1	本部長	成澤 廣修	区長
2	副本部長	瀧 康弘	副区長
3	//	原口 洋志	教育長
4	本部員	佐藤 正子	企画政策部長
5	//	渡部 敏明	総務部長
6	//	得永 哲也	危機管理室長
7	//	八木 茂	区民部長
8	//	小野澤勝美	アカデミー推進部長
9	//	藤田 恵子	福祉部長
10	//	久住 智治	男女協働子育て支援部長
11	//	石原 浩	保健衛生部長
12	//	海老澤孝夫	都市計画部長
13	//	中島 均	土木部長
14	//	曳地由紀雄	資源環境部長
15	//	中村 賢司	施設管理部長
16	//	手島 淳雄	会計管理者
17	//	田中 芳夫	教育推進部長
18	//	山本 育男	監査事務局長
19	//	吉岡 利行	区議会事務局長
20	//	竹越 淳	企画政策部企画課長
21	//	大川 秀樹	企画政策部財政課長
22	//	加藤 裕一	企画政策部広報課長
23	//	林 顕一	総務部参事総務課長事務取扱
24	//	辻 政博	総務部職員課長

文京区地域福祉推進本部幹事会 幹事名簿

平成27年3月現在

	役職	氏名	職名
1	幹事長	藤田 恵子	福祉部長
2	副幹事長	久住 智治	男女協働子育て支援部長
3	//	石原 浩	保健衛生部長
4	幹事	竹越 淳	企画政策部企画課長
5	//	榎戸 研	総務部防災課長
6	//	木幡 光伸	福祉部福祉政策課長
7	//	澤井 英樹	福祉部福祉施設担当課長
8	//	鈴木 裕佳	福祉部高齢福祉課長
9	//	多田栄一郎	福祉部認知症・地域包括ケア担当課長
10	//	須藤 直子	福祉部障害福祉課長
11	//	田中 邦彦	福祉部生活福祉課長
12	//	小池 陽子	福祉部介護保険課長
13	//	奥山 郁男	福祉部国保年金課長(福祉部高齢者医療担当課長兼務)
14	//	福澤 正人	福祉部福祉センター所長
15	//	椎名 裕治	男女協働子育て支援部子育て支援課長
16	//	工藤 真紀	男女協働子育て支援部児童青少年課長
17	//	新名 幸男	男女協働子育て支援部保育課長
18	//	鈴木 秀洋	男女協働子育て支援部 男女協働・子ども家庭支援センター担当課長
19	//	小澤 信雄	保健衛生部生活衛生課長
20	//	渡邊 了	保健衛生部健康推進課長
21	//	伊津野 孝	保健衛生部参事予防対策課長事務取扱
22	//	久保 孝之	保健衛生部保健サービスセンター所長
23	//	竹田 弘一	教育推進部学務課長
24	//	北島 陽彦	教育推進部教育指導課長
25	//	宇民 清	教育推進部教育センター所長

2) 検討経過

① 地域福祉推進協議会

	開催日	主な議題
1	平成25年5月21日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成25年8月29日(木)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成26年2月5日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	平成26年4月22日(火)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	平成26年7月15日(火)	・新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目について
6	平成26年9月4日(木)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
7	平成26年11月18日(火)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	平成27年2月5日(木)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について

② 高齢者・介護保険部会(地域包括ケア推進委員会)

	開催日	主な議題
1	平成25年5月17日(金)	・高齢者等実態調査の概要について
2	平成25年6月14日(金)	・高齢者等実態調査項目(案)について
3	平成25年12月24日(火)	・高齢者等実態調査報告書概要版(案)について
4	平成26年3月26日(水)	・高齢者等実態調査の結果について
5	平成26年5月12日(月)	・新たな高齢者・介護保険事業計画の策定について
6	平成26年6月27日(金)	・高齢者・介護保険事業計画の重点課題と今後の方向性について
7	平成26年8月8日(金)	・高齢者・介護保険事業計画の主要項目の方向性(案)、体系図(案)、現状(案)について
8	平成26年10月31日(金)	・高齢者・介護保険事業計画の中間のまとめの検討について
9	平成26年12月19日(金)	・文京区地域福祉保健計画中間のまとめ特集号について ・高齢者・介護保険事業計画の中間のまとめからの主な変更点について
10	平成27年1月21日(水)	・中間のまとめに対するパブリックコメント・区民説明会での意見と区の考え方(案)について ・高齢者・介護保険事業計画の第5回地域包括ケア推進委員会からの主な変更点について ・高齢者・介護保険事業計画の最終案の検討について

③ 地域福祉推進本部

	開催日	主な議題
1	平成25年5月15日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成25年8月21日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成26年1月29日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	平成26年4月16日(水)	・新たな地域福祉保健計画の策定について ・子ども・子育て支援事業計画における量の見込み(ニーズ量)について
5	平成26年8月29日(金)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
6	平成26年11月12日(水)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
7	平成27年1月28日(水)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について

④ 地域福祉推進本部幹事会

	開催日	主な議題
1	平成25年5月8日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成25年7月24日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成26年1月22日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査結果について ・平成26年度の計画検討スケジュールについて
4	平成26年3月19日(水)	・新たな地域福祉保健計画の策定について①
5	平成26年4月9日(水)	・新たな地域福祉保健計画の策定について②
6	平成26年5月14日(水)	・新たな地域福祉保健の推進計画について
7	平成26年7月2日(水)	・新たな地域福祉保健計画の内容構成について
8	平成26年8月20日(水)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
9	平成26年11月4日(火)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
10	平成27年1月16日(金)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について

3) 計画策定に関する区民意見の収集状況

計画策定の検討に資するため、平成26年12月に本計画の「中間のまとめ」を公表し、以下のとおり区民意見を求めました。

① 周知方法

区報特集号の発行(平成26年12月5日号)、区ホームページの掲載、区内関係窓口での供覧等の方法により周知しました。

② パブリックコメントの実施

意見の募集期間	平成26年12月5日(金)～平成27年1月5日(月)
意見提出者数	7人

③ 区民説明会の開催

開催状況	平成26年12月14日(日)文京福祉センター 平成26年12月20日(土)不忍通りふれあい館 平成26年12月21日(日)文京シビックセンター
参加者数	延べ11人

2

第6期介護保険制度の主な改正

1) 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で日常生活を継続できるように、介護、医療、介護予防、住まい、日常生活の支援を充実します。

① 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

次のサービスを充実します。

- ・在宅医療・介護連携の推進
- ・認知症施策の推進
- ・地域ケア会議の推進
- ・生活支援サービスの充実・強化

② 全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を区市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化 平成28年10月～

見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア等による多様なサービスの提供が可能となります。

③ 特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に重点化(既入所者は除く。) 平成27年4月～

要介護1・2でもやむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難な場合には入所できます。

2) 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充します。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直します。

① 低所得者の保険料の軽減割合を拡大 平成27年4月～ 平成29年4月～

給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大します。

② 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ **平成27年8月～**

65歳以上の被保険者のうち、一定以上の所得のある方の利用者負担を1割から2割に見直します。2割負担とする所得水準は、合計所得金額160万円(年金収入とその他の合計所得金額が、単身280万円、2人以上の世帯346万円)以上とします。

また、医療保険の現役並み所得相当の人は、高額介護サービス費の支給対象となる月額上限を37,200円から44,400円に引き上げます。

③ 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加 **平成27年8月～**

預貯金等が単身1,000万円超、夫婦2,000万円超の場合は対象外とし、世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外とします。

また、給付額の決定に当たり、非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として勘案します。

3) その他

① 小規模型通所介護の移行 **平成28年4月～**

現在の小規模型通所介護の事業所を、区市町村が指定・管理する「地域密着型通所介護」と通所介護(大規模型、通常規模型)や小規模多機能型居宅介護の「サテライト事業所」の二つの形態に移行します。

② サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用 **平成27年4月～**

所在市町村の負担を考慮し、その他の有料老人ホームとの均衡を踏まえ、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についても、住所地特例の対象とします。

③ 居宅介護支援事業者の指定権限の移譲 **平成30年4月～**

現在、居宅介護支援事業者の指定は、事業所からの申請により、都道府県が行うこととなっていますが、指定都市・中核市以外の区市町村にも指定権限を移譲します。

3

日常生活圏域一覽

富坂地区

町	丁目	番
後楽	1~2丁目	全域
春日	1丁目	全域
	2丁目	1~7、9~26
小石川	1~4丁目	全域
	5丁目	1~4、8~17、20~41
白山	1丁目	1、2、5~8、11~14、16~22、30~37
	2~5丁目	全域
千石	1~4丁目	全域
水道	1丁目	1、2、11、12
小日向	4丁目	1~2
大塚	3丁目	31~44
	4丁目	1、2(6~14)、3(5~11)、4(1~3)
西片	1丁目	19
本駒込	2丁目	9(7~17)、10~11、29
	6丁目	1~12

大塚地区

町	丁目	番
春日	2丁目	8
小石川	5丁目	5~7、18~19
水道	1丁目	3~10
	2丁目	全域
小日向	1~3丁目	全域
	4丁目	3~9
大塚	1~2丁目	全域
	3丁目	1~30
	4丁目	2(1~5、15)、2(1~4、12)、4(4~12)、5~53
	5~6丁目	全域
関口	1~3丁目	全域
目白台	1~3丁目	全域
音羽	1~2丁目	全域

本富士地区

町	丁目	番
白山	1丁目	3、4、9、10、15
本郷	1~7丁目	全域
湯島	1~4丁目	全域
西片	1丁目	1~18、20
	2丁目	全域
向丘	1丁目	1~6、16~20
	2丁目	1~10、11(1~5)、13(8~21)
弥生	1~2丁目	全域
根津	1~2丁目	全域

駒込地区

町	丁目	番
白山	1丁目	23~29
向丘	1丁目	7~15
	2丁目	11(6~14)、12、13(1~7)、14~39
千駄木	1~5丁目	全域
本駒込	1丁目	全域
	2丁目	1~8、9(1~6、18~33)、12~28
	3~5丁目	全域
	6丁目	13~25

4

高齢者・介護保険関係施設等一覧

★ 高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)

番号	名 称	所在地	電話番号
1	高齢者あんしん相談センター 富坂	白山5-16-3	03-3942-8128
2	高齢者あんしん相談センター 富坂分室	小石川2-18-18	03-5805-5032
3	高齢者あんしん相談センター 大塚	大塚4-50-1	03-3941-9678
4	高齢者あんしん相談センター 大塚分室	音羽1-15-12	03-6304-1093
5	高齢者あんしん相談センター 本富士	湯島4-9-8	03-3811-8088
6	高齢者あんしん相談センター 本富士分室	本郷2-21-3	03-3813-7888
7	高齢者あんしん相談センター 駒込	千駄木5-19-2	03-3827-5422
8	高齢者あんしん相談センター 駒込分室	本駒込2-28-10	03-6912-1461

定期巡回・随時対応型訪問介護看護【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
グッドライフケア24		小石川2-19-1林田ビル1階	03-3868-2875

夜間対応型訪問介護【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
ジャパンケア小石川		小石川2-12-5ライオンズマンション 小石川シティ101	03-5805-1650

▲ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

番号	名 称	所在地	電話番号
9	特別養護老人ホーム 文京白山の郷	白山5-16-3	03-3942-1887
10	特別養護老人ホーム 文京くすのきの郷	大塚4-18-1	03-3947-2801
11	特別養護老人ホーム 文京大塚みどりの郷	大塚4-50-1	03-3941-6669
12	特別養護老人ホーム 文京千駄木の郷	千駄木5-19-2	03-3827-5420
13	特別養護老人ホーム ゆしまの郷	湯島3-29-10	03-3836-2566

▲ 介護老人保健施設(老人保健施設)

番号	名 称	所在地	電話番号
14	介護老人保健施設ひかわした	千石2-1-6	03-5319-0780
15	龍岡介護老人保健施設	湯島4-9-8	03-3811-0088

▲ 介護療養型医療施設(療養病床)

番号	名 称	所在地	電話番号
16	慈愛病院	本郷6-12-5	03-3812-7360

▲ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)

番号	名 称	所在地	電話番号
17	アズハイム文京白山	白山4-36-13	03-3943-6105
18	アリア文京大塚	大塚4-46-5	0120-17-1165
19	介護付き有料老人ホーム 杜の癒しハウス文京関口	関口1-14-12	03-5227-8835
20	クラーチ・エレガント本郷	向丘2-2-6	0120-243-658
21	介護付有料老人ホーム サンクリエ本郷	向丘2-2-6	03-5805-7420
22	介護付有料老人ホーム クラシックガーデン文京根津	根津2-14-18	03-5815-4665
23	ネクサスコート本郷	本郷3-4-1	0120-75-1165

■ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
24	グループホーム白山みやびの郷	白山2-29-9	03-3818-2212
25	グループホーム文京あやめ	小日向1-23-20	03-5940-0751
26	泉湧く憩いの家	千石2-31-9	03-3942-0561
27	文京ひかりの里	本駒込5-66-5	03-5832-6332
28	のんびり家	向丘1-16-26-2・3階	03-3817-0876
29	お寺のよこ	向丘2-38-5	03-3822-0028
30	認知症高齢者グループホーム いくつか星	小石川5-11-8	03-3868-3533

■ 認知症対応型通所介護(デイサービス)【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
31	グループホーム白山みやびの郷	白山2-29-9	03-3818-2212
32	文京白山高齢者在宅サービスセンター	白山5-16-3	03-3942-8225
33	泉湧く憩いの家	千石2-31-9	03-3942-0561
34	ケアサービス デイサービスセンター文京千石	千石3-29-16 パルム星1階	03-5940-7215
35	文京くすのき高齢者在宅サービスセンター	大塚4-18-1	03-3947-2801
36	文京千駄木高齢者在宅サービスセンター	千駄木5-19-2	03-3827-5421
37	文京本郷高齢者在宅サービスセンター	本郷4-21-2	03-3816-2317
38	デイサービスセンター ゆしまの郷	湯島3-29-10	03-3836-3526

■ 小規模多機能型居宅介護【地域密着型サービス】

番号	名 称	所在地	電話番号
39	小規模多機能型居宅介護 いきいき礫川	小石川2-16-1	03-5840-9803
40	ジャパンケアいきいき小日向	小日向2-8-15-2階	03-6902-5321
41	ユアハウス弥生	弥生2-16-3	03-5840-8652

● 通所リハビリテーション(デイケア)

番号	名 称	所在地	電話番号
42	須田整形外科クリニック	後楽2-23-15	03-3811-0881
43	介護老人保健施設 ひかわした	千石2-1-6	03-5319-0780
44	杉山クリニック デイケア	千石2-13-13	03-3944-5933
45	龍岡介護老人保健施設	湯島4-9-8	03-3811-0088

● 通所介護(デイサービス)

番号	名 称	所在地	電話番号
46	リハビリ・デイサービス 虎SUN	白山5-14-7MK小石川ビル5階	03-6912-1840
47	文京白山高齢者在宅サービスセンター	白山5-16-3	03-3942-8225
48	文京区介護予防拠点 いきいき礪川	小石川2-16-1	03-5840-9828
49	GENKINEXT茗荷谷	小石川5-21-5	03-3868-0936
50	あしつよ・文京	春日2-13-1 芳文堂ビル7階	03-6801-6402
51	ジャパンケアいきいき小日向	小日向2-8-15	03-6902-5361
52	千石デイサービス	千石3-13-11ハイムマグノリア1階	03-6912-0355
53	信和リハビリデイサービス千石	千石4-16-2小林ビル101	03-6902-9880
54	デイサービスセンターなごやか千石	千石4-18-1	03-5940-6816
55	ジャパンケアいきいき西原	千石4-34-22	03-3941-1651
56	レコードブック千石	千石4-38-10馬場ビル1階	03-6902-5977
57	MEDICAL PRO SPORTS介護デイサービス	大塚4-12-10橋本ビル1階	03-6902-9270
58	文京くすのき高齢者在宅サービスセンター	大塚4-18-1	03-3947-2801
59	文京大塚高齢者在宅サービスセンター	大塚4-50-1	03-3941-6760
60	リハビリ道場	大塚6-27-6グリーンハウス	03-3943-3408
61	デイサービス元気	大塚6-37-5藤和護国寺コープ	03-5940-3130
62	ベストリハ早稲田	関口1-35-17山水ビル1階	03-5155-2830
63	健遊館 銭湯 月の湯	目白台3-15-6	03-5940-5333
64	ジムデイサービス夢楽白山	白山1-33-18白山NTビル1階	03-6240-0945
65	茶話本舗デイサービス本駒込	本駒込2-2-7	03-6912-2511
66	一面堂 千石ステーション	本駒込2-14-8スペースコジマ1階	03-5940-2772
67	文京昭和高齢者在宅サービスセンター	本駒込2-28-31	03-5395-2376
68	リハビリ・デイサービス 虎SUN 動坂店	本駒込4-42-11サクラ文京ビル1階	03-5842-1356
69	リハビリデイサービスnagomi文京動坂店	本駒込4-43-1	03-5809-0753
70	でいほーむ・めい駒込	本駒込5-20-4メゾンブロンシュ本駒込101	03-5834-0858
71	デイサービスヨウコー駒込	本駒込5-32-8	03-5834-1620
72	いきいきらいふSPA駒込	本駒込5-72-1	03-3943-8778
73	デイサービスあいら文京	千駄木2-8-6グリーンベル1階	03-5834-1577
74	デイサービスだるま(七転八起)	千駄木3-42-16ぱぱす谷中店2階	03-3823-7705
75	グリーンデイ千駄木	千駄木4-16-2ヴィルヌーヴ 千駄木1階	03-5834-7470
76	文京千駄木高齢者在宅サービスセンター	千駄木5-19-2	03-3827-5421
77	デイサービス・本郷倶楽部	向丘1-20-6ファミリー本郷105	03-5842-6237
78	デイサービス追分	向丘2-9-10	03-3815-0955
79	文京向丘高齢者在宅サービスセンター	向丘2-22-9	03-5814-1531
80	シニアフィットネス トリムボディ	本郷2-39-6大同ビル7階	03-5844-1026
81	文京本郷高齢者在宅サービスセンター	本郷4-21-2	03-3816-2317
82	文京区介護予防拠点 いきいき森川	本郷6-10-6	03-5840-6547
83	レッツ倶楽部 慈愛	本郷6-12-5慈愛病院2階	03-6240-0936
84	文京湯島高齢者在宅サービスセンター	湯島2-28-14	03-3814-1898

☆ 老人福祉センター

番号	名 称	所在地	電話番号
85	文京福祉センター江戸川橋	小日向2-16-15	03-5940-2901
86	文京福祉センター湯島	本郷3-10-18	03-3814-9245

△ シルバーピア

番号	名 称	所在地	電話番号
87	シルバーピアはくさん	白山2-17-3	—
88	シルバーピアはくさん台	白山4-31-4	—
89	シルバーピア千石	千石3-36-11	—
90	シルバーピア千石二丁目	千石2-26-3	—
91	シルバーピアおおつか	大塚4-18-1	—
92	シルバーピア坂下通り	大塚5-14-2	—
93	シルバーピア湯島	湯島3-2-3	—
94	シルバーピア向丘	向丘2-22-9	—
95	シルバーピア根津	根津1-15-12	—

△ 高齢者向け民間アパート借上げ住宅

番号	名 称	所在地	電話番号
96	小石川ビックママハウス	小石川4-4-21	—
97	ブロスハウス	根津1-24-14	—
98	坂井ハイツ	本駒込5-35-4	—

☆ シルバーセンター

番号	名 称	所在地	電話番号
99	シルバーセンター	春日1-16-21文京シビックセンター4階	03-5803-1113

☆ その他

番号	名 称	所在地	電話番号
100	シルバー人材センター	春日1-16-21文京シビックセンター4階	03-3814-9248



ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画
高齢者・介護保険事業計画

(平成27年度～平成29年度)

平成27年(2015年)3月発行

発行/文京区

編集/福祉部介護保険課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

03-3812-7111 (代表)

<http://www.city.bunkyo.lg.jp/>

印刷物番号 F0114084

頒布価格 890円

再生紙を使用しています。

